

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害発生直前の対応

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 災害未然防止対策	本部班、巡回広報班、土木班、各総合支所総括・総務班、各総合支所産業土木班	発災前				
第2項 気象警報等	本部班	発災前				
第3項 洪水予報・水防警報等	本部班	発災前				
第4項 警報等の伝達系統	本部班、土木班	発災前				
第5項 異常現象発見時における措置	全対策班	発災前				
第6項 事前の避難誘導の実施	避難収容班、福祉こども・救護班、消防団	発災前				

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（B C P）
- ◆避難所開設・運営マニュアル
- ◆資料編
 - ・資料 1-2 重要水防区域
 - ・資料 1-3 防災重点ため池・農業用ため池
 - ・資料 1-4 急傾斜地崩壊危険箇所
 - ・資料 1-5 土石流危険渓流
 - ・資料 1-6 地すべり危険箇所
 - ・資料 1-7 山地災害危険地区
 - ・資料 2-15 宮崎地方気象台が発表する主な特別警報・警報・注意報の種類及び基準
 - ・資料 2-16 気象・火災の情報

第1項 災害未然防止対策

1 情報収集活動の実施

(1) 情報収集の実施者

「情報連絡本部」は、気象警報等の災害に係る各種情報の収集を行う。

(2) 収集する情報の内容

収集する情報の内容は、次に示す事項とする。

- ① 気象情報、降雨状況、河川水位の状況、地面現象の変化
- ② 防災関係機関の配備状況
- ③ 災害危険箇所の状況

(3) 関係機関との連絡

情報連絡本部員は、県地方支部及び警察、その他の防災関係機関と、電話、ファクシミリ、無線等の通信設備を用いて情報の相互連絡を図る。

2 道路等における事前対策の実施

「土木班」（維持管理課、道路公園課）、「畑かん班」（農産園芸課）、「各総合支所産業土木班」（産業建設課）は、所管する道路、水路、ダム等について、現地のパトロールを実施し、災害が発生した場合の危険を回避するため、必要に応じて事前規制や防護設備の設置等の措置を講じる。

この場合、市のみでの実施が困難な場合は、建設業協会等の協力を得て実施する。

3 河川における事前対策の実施

(1) 水門操作員の配備

「土木班」（維持管理課）は、水門の操作について、河川の水位が上昇し、排水路への外水（河川水）の逆流のおそれがあるときは、あらかじめ委託している水門操作員に対して、担当する水門への配置とともに監視及び操作を要請する。

(2) 浸水想定区域の巡視活動

洪水による浸水が予測される区域、または内水による浸水の実績がある区域について、現地情報の収集活動と避難に関する情報の広報活動とを任務とする「巡回広報班」（契約課）より担当職員を配置し、降雨量や河川水位の動向にあわせた現地での監視活動を開始し、状況の把握に努める。

(3) 重要水防区域の巡視活動

水防管理者である市長は、警戒の対象となっている河川の水位が「水防団待機水位」を超える、さらに急激に上昇する見込みのあるとき、または「氾濫注意水位」に達したときは、水防団（消防団）に対して重要水防区域の巡視を要請する。

4 警報等の周知

「本部班」（総務部危機管理課）及び「秘書広報班」（秘書広報課）は、災害時における住民の適切な判断と行動を助け、住民の安全を確保するため、災害の発生しやすい地域に関する、国、県等の関係機関から発表される警報等について、防災行政無線や地域で整備している有線放送、ホームページ等を利用して、速やかに警戒を強める旨の広報を行い周知を図る。

5 自主避難の誘導

市長は、災害が発生するおそれがあると判断したときは、災害危険箇所に係る住民に対して、高齢者等避難とは別に、「巡回広報班」（技術検査室）により広報車等を用いて早めの自主避難を促す。

第2項 気象警報等

1 気象警報等の種類

本市に關係のある気象警報等は次のとおりである。

《 気象警報等の種類と概要 》

種類	概 要
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水が原因で、重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
暴風警報	暴風により重大な災害の起こるおそれがあると予想されるときに発表される。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中の二次細分区域において、キクルの「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量120mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上

種類	概 要
	の雨量計を組み合わせた分析) されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。
顕著な大雨に関する情報	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときに、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する宮崎県気象情報」という表題の気象情報を、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位（南部山沿い）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位（南部山沿い）で発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

《 特別警報の種類と概要 》

種類	概 要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るために最善の行動をとるべきことを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。

《 キキクル等の種類と概要 》

種類	概 要
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) ※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

種類	概要
	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キックル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キックル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指數の予測値	<p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けた時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

2 気象警報の発表

大雨や強風等の気象現象によって、災害の発生するおそれがあると予想されるときに、宮崎地方気象台が発表する気象警報等の細分区域は次のとおりである。

《 宮崎県の細分区域図 》

一次細分区域	南部山沿い
市町村等をまとめた地域	都城地区
二次細分区域	都城市



第3項 洪水予報・水防警報等

1 水防活動用の予報及び警報

(1) 国土交通大臣による水防警報（水防法第16条の1）

河川名	発信元	受報部署
大淀川（上流）		
庄内川	国土交通省 宮崎河川国道事務所長	本部班
沖水川		

(2) 知事による水防警報（水防法第16条の1）

水系名	河川名	発信元	受報部署
大淀川	萩原川	都城土木事務所長	本部班
	沖水川		
	丸谷川		
	東岳川		
	高崎川		

2 宮崎地方気象台・九州地方整備局が共同で発表する洪水予報（水防法第10条第2項）

- ① 予報実施区域：大淀川上流（都城市 53k700m～78k950m）
- ② 予報基準点：岳下観測所（都城市都島町）
樋渡観測所（都城市高崎町）

《 洪水予報の種類と発表基準 》

名 称	発表基準	発信元 (経由)	受報 部署
氾濫注意情報 (洪水注意報)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき ・ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 		
氾濫警戒情報 (洪水警報)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき（一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき） ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。） ・高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 		
氾濫危険情報 (洪水警報)	<ul style="list-style-type: none"> ・急激な水位上昇により、まもなく氾濫危険水位を超える、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき ・いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 	国土交通省 宮崎河川 国道事務所 及び 宮崎地方 気象台 (都城土木 事務所)	本部 班
氾濫発生情報 (洪水警報)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき ・新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。 		
氾濫注意情報 (警戒情報 解除)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報を発表中に避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く。） ・氾濫警戒情報を発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く。） 		
氾濫注意情報 解除	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報、氾濫警戒情報または氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき 		

上記の詳細については、「都城市水防計画」を参照する。

3 土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、宮崎県と宮崎地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

土砂災害警戒情報は、土砂災害に対する警戒を呼びかける文章と地域が判別できる地図からなり、気象台から報道機関等を通じて地区住民に周知される。また、県から市町村や消防機関等にファクシミリで伝達される。

《 土砂災害警戒情報 》

発表の対象とする災害	発信元（経由）	受報部署
降雨から予測可能な土砂災害の内、避難指示の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象 (技術的に予測が困難な斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、対象としない。)	宮崎地方気象台 及び 県砂防課 (都城土木事務所)	本部班

(2) 土砂災害緊急情報

国土交通省は、河道閉塞に起因する土石流等の特に高度な技術を要する土砂災害について、県はその他の土砂災害について、深層崩壊等大規模な土砂災害が緊迫している状況において、被害の想定される区域・時期に関する情報を市町村に提供する。

市は、国や県から土砂災害緊急情報の提供を受けたときは、住民への避難情報発令の判断に利用する。

4 火災気象通報

火災気象通報とは、宮崎地方気象台が消防法に基づいて火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を知事に通報し、この通報を受けた知事は、直ちにこれを市長に通報するものである。

《 火災気象通報の基準 》

宮崎地方気象台が定める「乾燥注意報（①）」及び陸上を対象とした「強風注意報（②）」の基準と同一とする。なお、降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しないものとする。

①乾燥注意報：実効湿度が65%以下で最小湿度が40%以下となる見込みのとき

②強風注意報：平均風速で10m/s以上の風が吹く見込みのとき

市長は、知事からの通報を受け、必要と認めた場合に、住民に対して警戒を喚起するため火災警報を発令する。

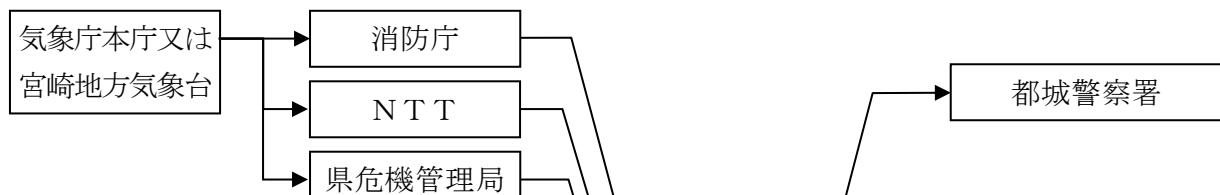
第4項 警報等の伝達系統

1 気象警報等の情報の流れ

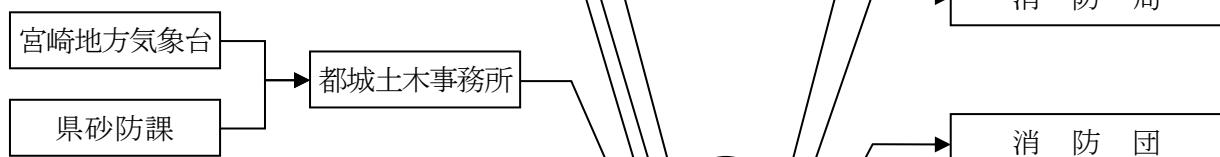
各種警報等の収集・伝達の流れは次のとおりである。

《警報等の伝達系統》

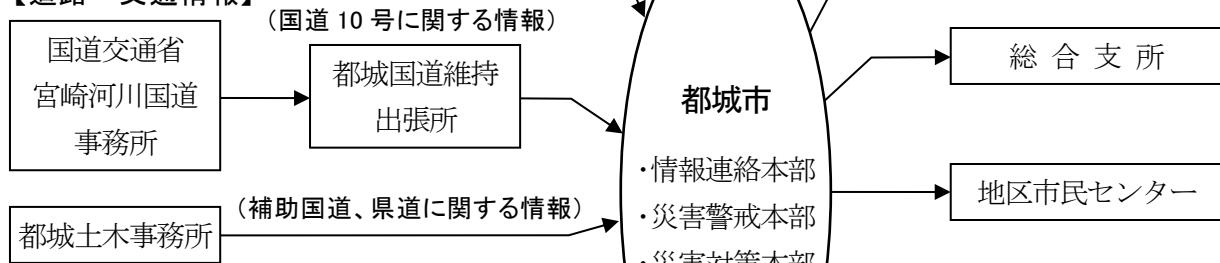
【気象情報】



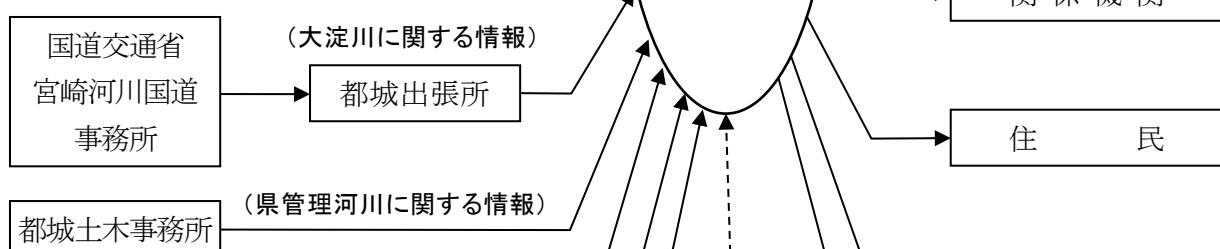
【土砂災害警戒情報】



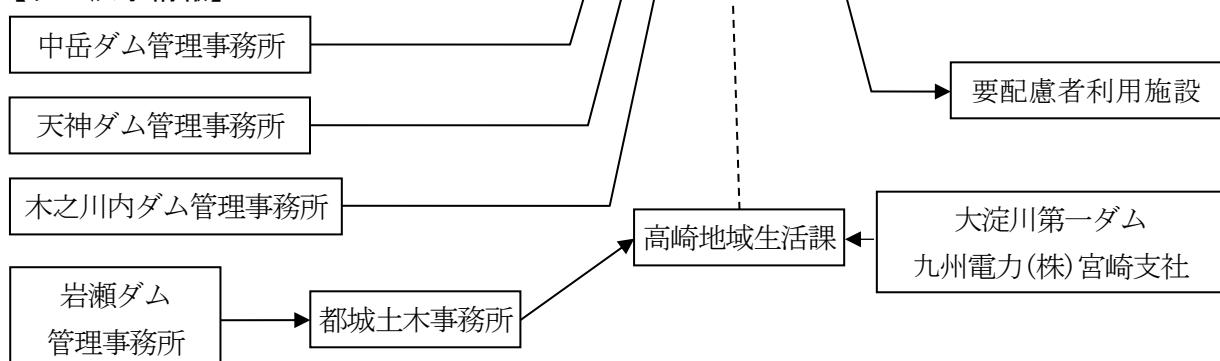
【道路・交通情報】



【洪水・水位情報】



【ダム洪水情報】



第5項 異常現象発見時における措置

災害の発生するおそれのある異常な現象（竜巻等、気象・水象・地象に関する異常な現象）を発見した者は、次の方法により、市または警察署、消防署などに通報（基本法第54条関連）するものとする。

1 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市長（総務部危機管理課）または警察官、消防吏員に通報するものとする。

2 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は、その旨を直ちに市長（総務部危機管理課）及び警察署長に、また、消防吏員は市長及び所属長に通報するものとする。

3 市長の通報

通報により異常現象を知った市長（本部班）は、直ちに次の機関に通報または連絡する。

この場合、宮崎地方気象台に対する通報は、電話によることを原則とする。

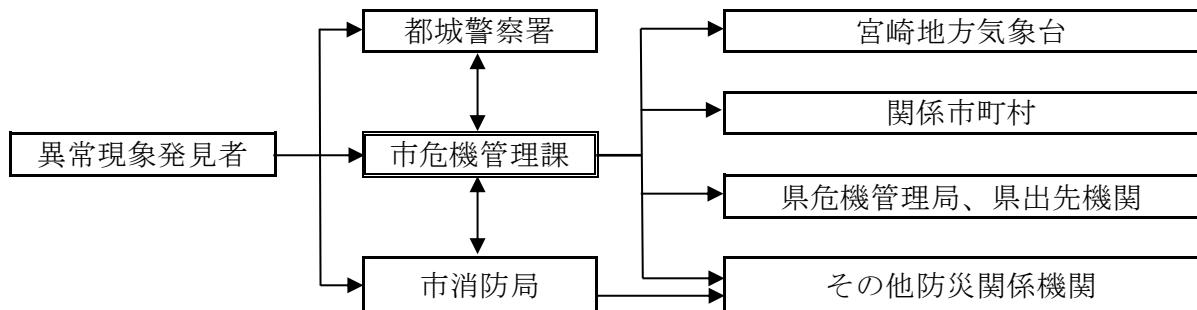
ただし、地象に関する事項の火山関係及び地震関係については通報後文書で行う。

- ① 宮崎地方気象台
- ② 異常現象によって災害の予想される隣接市町
- ③ 県危機管理局、異常現象によって予想される災害と関係のある県出先機関
- ④ その他防災関係機関

4 住民等に対する周知徹底

異常現象の通知を受けた市長（本部班）または関係機関は、その現象によって被災が予想される地域の住民及び他の関係機関に周知徹底を図る。

5 異常現象通報系統



6 通報を要する異常現象

気象等に関する異常現象は、おおむね次に掲げる自然現象をいう。

事　項	現　象
気象に関する事項	大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう等 地割れ、亀裂、落石等
水象に関する事項	水位の上昇、湧水、 放置すれば決壊のおそれがある堤防の水もれ等
地震に関する事項	群発地震（数日間以上にわたり頻繁に感じるような地震） がけ崩れ、落石、道路・堤防・堤体の亀裂等
火山に関する事項	噴気・噴煙の異常、噴火等に伴う降灰砂等 ※詳細は【第5編 第3章 第2節「発災直後の情報の収集・伝達】を参照。

第6項 事前の避難誘導の実施

風水害発生前の避難誘導については、【同章 第9節 第2項「避難誘導】】によるほか、以下を踏まえて行う。

1 警戒活動等の実施

市長（本部班）は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、消防機関等と連携を図り、気象情報等に十分注意しながら、浸水区域や土砂災害危険箇所の警戒活動を行う。

危険がある場合または危険が予測される場合は、住民に対して、早めに避難情報の発令を行うとともに、避難誘導活動を実施する。

2 要避難状況の早期把握

市長（本部班）は、災害の兆候がある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難情報の発令をはじめ迅速・確実な避難対策に着手できるよう、避難を要する地域の実態の早期把握に努める。

なお、避難を開始するための高齢者等避難の発令を行う場合は、避難行動要支援者名簿を活用しつつ、災害時において避難に支援を要する高齢者等が円滑に避難できるよう配慮する。

3 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、市長（本部班）は、各種の情報収集を踏まえ、避難の要否を判断する。

（1）河川災害のおそれのある箇所

市長（本部班）は、消防団等と連携し、気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生じることが予想される場合、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、警報発表以降着手する警戒活動により地域の状況を的確に把握し、避難情報の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

また、「畠かん班」（農産園芸課）と連携して、ダム水位上昇に伴う放水時の連絡体制を確立するとともに、「土木班」（維持管理課）、「農村整備班」（農村整備課）及び「各総合支所産業土木班」（産業建設課）は、河川及び防災重点ため池の巡視を実施する。

（2）土砂災害のおそれのある箇所

市長（本部班）は、消防団等と連携し、土砂災害の危険性が高い地域における警戒活動により状況を把握するほか、土砂災害警戒情報等も活用して、避難の必要性を判断し、必要な対策を講ずる。

4 早期自主避難の実施

市長（総務部危機管理課）は、風水害発生のおそれがある浸水危険区域や土砂災害発生のおそれのある箇所の住民に対して、台風襲来時や豪雨時に下記の状況あるいは兆候が見られたときは、自主判断による避難が速やかに実施されるよう、関係住民を指導する。

（1）浸水危険区域

河川が避難判断水位に達し、なお水位が上昇する状況で、過去の災害履歴等から判断し浸水の危険性が高まった場合。

(2) 土砂災害発生の兆候

- ① 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合
- ② 溪流の流水が急激に濁りだした場合や、流木等がまざりはじめた場合
- ③ 降雨が続いているにも係わらず溪流の水位が急激に減少はじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められているおそれがあるため）
- ④ 溪流の水位が降雨量の減少にも係わらず低下しない場合
- ⑤ がけ地において落石や崩壊が生じはじめた場合
- ⑥ その他

(3) 屋内での待避等の安全確保措置

「本部班」は、状況によっては屋外を移動して避難所等へ避難するよりも屋内に留まる方が安全であると認める場合は、地域住民等に対し、屋内待避等の安全確保措置を指示する。

第2節 活動体制の確立

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 災害対策組織計画	全対策班					
第2項 動員配備計画	全対策班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（B C P）
- ◆資料編
 - ・資料 2-5 都城市防災会議委員・幹事名簿
 - ・資料 2-6 都城市災害対策本部条例
 - ・資料 2-7 都城市災害対策本部運営要領による標識等
 - ・様式-16 市様式第7号職員動員報告

第1項 災害対策組織計画

1 災害対策組織の設置

市長は、市の地域において災害が発生し、または発生するおそれがある場合、市内における災害応急対策を実施するため、本計画の定めるところにより災害対策組織を設置し、災害の防止または被害の軽減を図る。

防災会議を構成する関係機関は、災害対策本部と緊密な連絡と協力の下に、市内における災害応急対策の総合的かつ計画的な実施を図る。

2 災害対策組織

災害の発生、または発生のおそれの状況に応じて市に設置する災害対策組織は、次のとおりとする。

各本部の設置場所は、危機管理課内（市役所本館3階）とする。

- 情報連絡本部（本部長：危機管理課長）
- 災害警戒本部（本部長：総務部長）
- 災害対策本部（本部長：市長）

3 本部会議の設置

災害警戒本部及び災害対策本部には、災害対策に関する重要な事項を協議するため、本部員（各対策部長）により構成される「本部会議」を設置する。

本部会議で協議し、決定する重要な事項（例）は次のとおりである。

- ① 配備体制の決定
- ② 各対策部又は各班の活動調整
- ③ 避難情報の発令に係る意思決定
- ④ 関係機関との活動調整
- ⑤ 県又は関係機関への応援要請に係る意思決定
- ⑥ 住民への広報事項の決定

4 設置及び解散の基準

(1) 設置基準

情報連絡本部、災害警戒本部及び災害対策本部は、次の基準に基づき設置する。

《 災害対策組織の設置基準 》

組織名称 (設置者)	災害の種別	設置基準
情報連絡本部 (危機管理課長)	災害全般	<ul style="list-style-type: none">・危機管理課長が必要と認めるとき
	風水害等	<ul style="list-style-type: none">・市域に係る気象警報が発表されたとき・災害の発生が予測されるとき
	地震災害	<ul style="list-style-type: none">・市域で震度4、又は長周期地震動階級3以上が観測されたとき・隣接市町で震度5弱以上が観測されたとき・市域に南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は同情報（巨大地震注意）が発表されたとき・市域に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表から7日が経過したとき・県地方支部が庁舎待機以上の体制をとったとき
	火山災害	<ul style="list-style-type: none">・霧島火山（御鉢）に関し、「火口周辺警報」（レベル2・火口周辺規制、又はレベル3・入山規制）が発表されたとき
	その他	<ul style="list-style-type: none">・市域に係る大規模な事故等の発生の情報があったとき
災害警戒本部 (総務部長)	災害全般	<ul style="list-style-type: none">・総務部長が必要と認めるとき
	風水害等	<ul style="list-style-type: none">・市域に局地的な災害が発生し、その対策を要するとき・市域の広範囲にわたる災害の発生が予測されるとき・台風の接近により市域の一部又は全部が強風域に入り、その後さらに事態の悪化が予想されるとき・河川水位が氾濫注意水位を超えたとき
	地震災害	<ul style="list-style-type: none">・市域で震度5弱又は隣接市町で震度5強が観測されたとき
	火山災害	<ul style="list-style-type: none">・霧島火山（御鉢）に関し、「特別警報・噴火警報」（レベル4・高齢者等避難）が発表されたとき・降灰により、継続して市民生活に大きく影響することが予想され、関係部局、県及び関係機関等と連携し対応する必要があるとき

組織名称 (設置者)	災害の種別	設置基準
災害対策本部 (市長)	その他	<ul style="list-style-type: none"> 市域に係る大規模な事故災害が発生し、多数の被害が発生又は発生のおそれがあるとき
	災害全般	<ul style="list-style-type: none"> 市長が必要と認めたとき
	風水害等	<ul style="list-style-type: none"> 市域に広範囲にわたる災害が発生したとき 住民の生命・身体に被害を及ぼす災害が発生したとき 台風の接近により市域の一部又は全部が暴風域に入り、その後さらに事態の悪化が予想されるとき 河川水位が氾濫危険水位を超えたとき
	地震災害	<ul style="list-style-type: none"> 市域で震度5強以上が観測されたとき 市域に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
	火山災害	<ul style="list-style-type: none"> 霧島火山（御鉢）による災害が発生し、人命に損害が生じ、又は生じるおそれがあるとき 霧島火山（御鉢）に関し、「特別警報・噴火警報」（レベル5・避難）が発表されたとき 降灰による被害が甚大で全庁あげて対応する必要があるとき
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 市域に係る事故災害等が発生し、多数の被害が発生し、なおも継続、拡大するおそれがあるとき

※上記によらない災害の発生や沿岸部における津波警報・大津波警報の発表時においては、災害の規模等に鑑み、適宜、各組織に準ずる体制を執る。

（2）解散基準

情報連絡本部、災害警戒本部及び災害対策本部は、設置者が、次の判断に基づき解散する。

《 災害対策組織の解散基準 》

組織名称	災害の種別	解散基準
災害対策本部	災害全般	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表から7日が経過したとき（情報連絡本部へ移行） 設置要因としていた災害の危険性が軽減したと認められ、かつ、災害応急対策が一応終了し、災害対策本部を災害警戒本部又は情報連絡本部に移行させるとき 災害応急対策が終了し、災害対策本部を継続する必要がなくなったとき
災害警戒本部	災害全般	<ul style="list-style-type: none"> 設置要因としていた災害の危険性が解消したと認められ、かつ、災害復旧対策が一応終了し、災害警戒本部を継続する必要がなくなったとき、又は、情報連絡本部に移行させるとき
情報連絡本部	災害全般	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表されたとき 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表から7日が経過したとき 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表から14日が経過したとき

組織名称	災害の種別	解散基準
		・設置要因としていた災害対策が終了したと認められたとき

5 現地災害対策本部の設置

本部長は、局地的な災害の発生に対し、本部機能の一部を現地に設置する必要がある場合は、現地災害対策本部を各総合支所庁舎内、市民センター又は現地に設置する。

現地災害対策本部の業務を行う要員は、該当地区の総合支所及び本庁から派遣する。

《 現地災害対策本部の機能 》

責任者	現地対策本部の機能
本部長が指名する者	・現地の情報収集と災害対策本部との連絡調整 ・危険区域の監視等 ・被災者の救出、住民の安全確保と避難の措置等

《 現地災害対策本部の業務 》

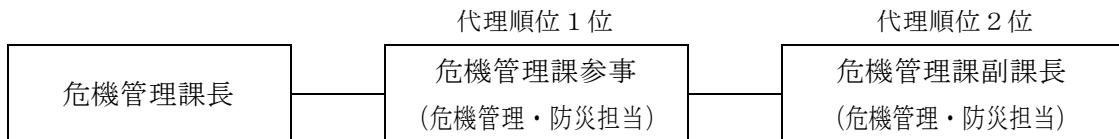
班名	業務内容
総務班	・災害対策についての対応及び各班との連絡調整 ・関係機関との連絡調整 ・気象情報（警報）等の広報 ・災害対策本部に対する災害報告 ・災害対策本部の指示に基づく各種対策の実施
監視班	・危険区域の監視及び巡視 ・異常気象、二次災害の危険箇所の早期発見とその状況調査
救出救護班	・被災者の救出 ・傷病者に対する救護及び緊急輸送 ・救出・救護及び応急措置に必要な資機材の整備保持
避難班	・避難所の開設 ・避難経路の選定 ・避難の誘導 ・避難者の確認

6 意思決定権者（本部長）の職務代理順位

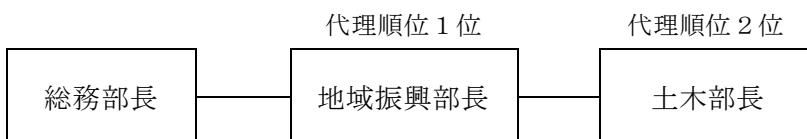
災害対策本部等の設置に当たって、意思決定権者（本部長）が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合、次の順位により所定の決定権者に代わって、躊躇することなく、速やかに意思決定を行う。

代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告する。

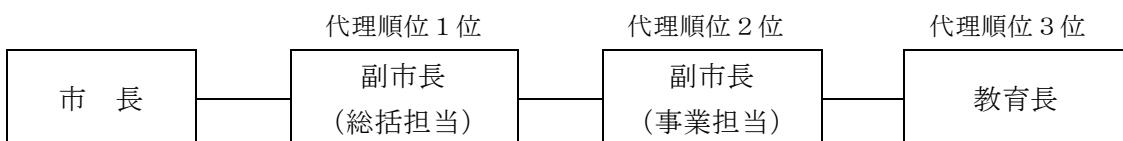
(1) 情報連絡本部の場合



(2) 災害警戒本部の場合



(3) 災害対策本部の場合



7 災害対策本部の機能の代替

激甚な災害により災害対策本部（市役所本館3階・災害対策本部会議室）の機能の確保が困難な場合は、発災直後の情報収集、伝達、防災関係機関との連絡調整等の初動対応は消防局により行うこととする。

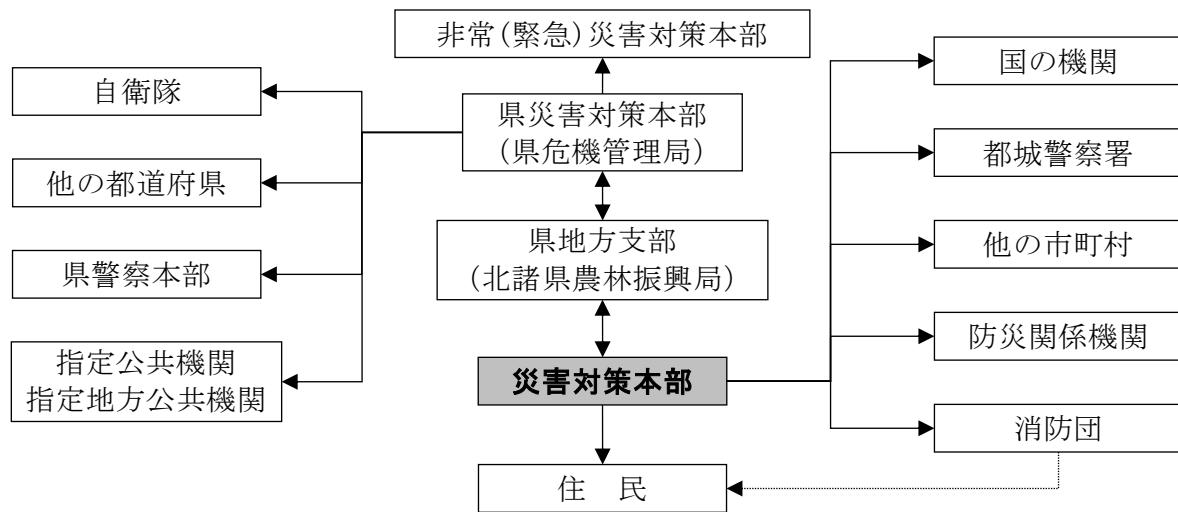
また、市庁舎南別館、その他本庁舎周辺の公共施設の被災状況等を確認し、継続的に災害対策本部を設置する場所及び機能の確保を図る。

8 防災体制の体系

災害対策本部は、市域における総合防災体制の中核として、国、県及び防災関係機関との連絡調整を図り、総合的に効果的な応急対策の実施を推進するものである。

この計画において、市が県に行う情報の伝達や報告等の連絡は、県地方支部を通じて県対策本部に対して行うことを意味する。

《防災体制体系図》

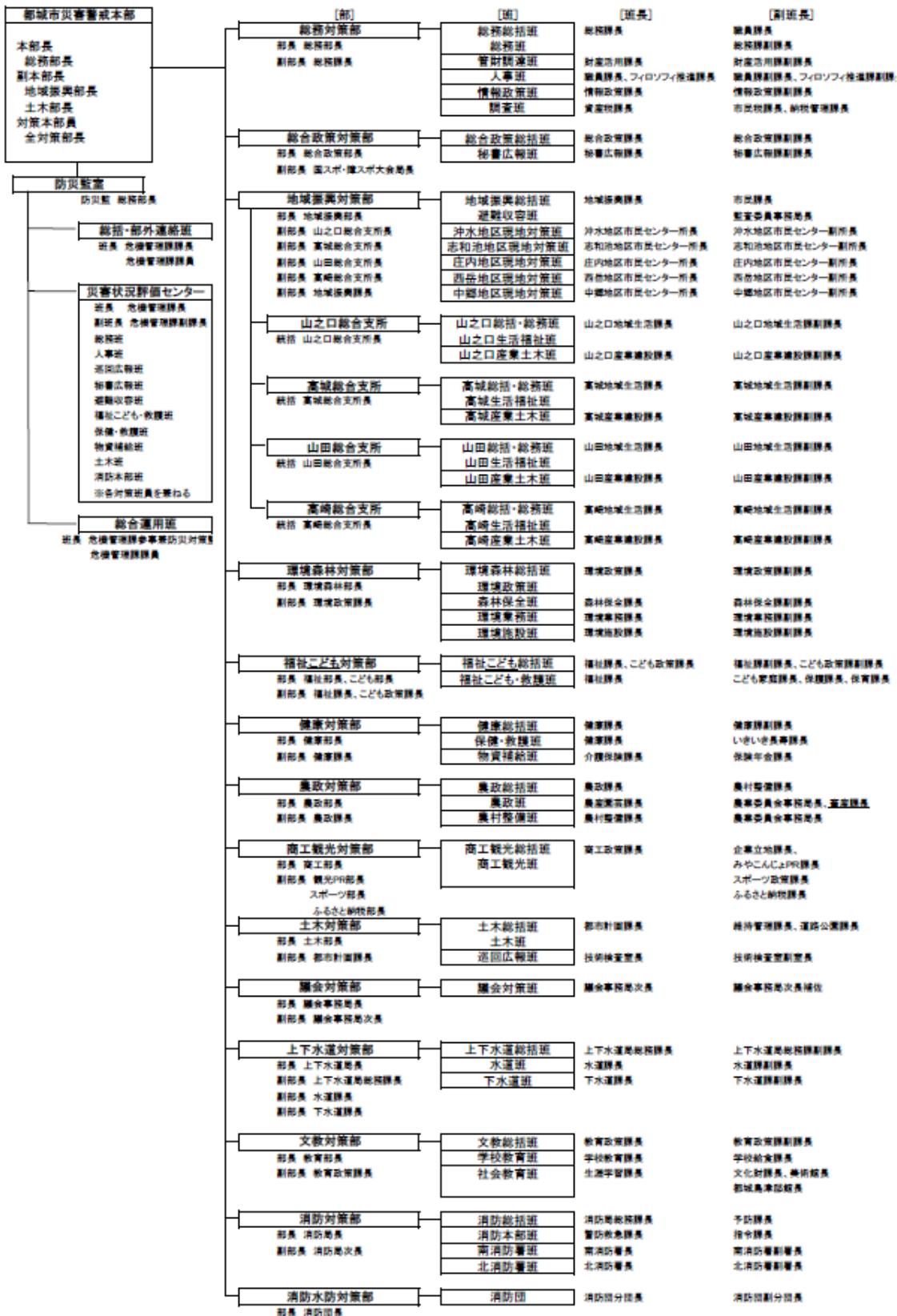


9 災害対策本部及び災害警戒本部の組織構成

(1) 災害警戒本部組織系統図

災害警戒本部の組織系統図は、次図に示すとおりである。

災害警戒本部組織系統図



« 災害警戒本部組織系統図 »

10 災害対策本部（災害警戒本部）の事務分掌

《 本庁各部 事務分掌 》

部名	部長担当職 ():副部長 【 】:警戒本部	班名	班長担当職 ():副班長	事務分掌 (注)○数字は初動事務(発災後3時間以内に着手)
本部	本部副防災監部長 市副市长(総務部長) 【 総務部長 】 地域振興部長、土木部長	防災監室 (総括・部外連絡班、災害情報センター、総合運用班)	危機管理課長 (危機管理課参事兼防災対策監、危機管理課副課長)	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害対策(警戒)本部員の動員に関すること。 ② 災害対策(警戒)本部の設置及び解散に関すること。 ③ 災害対策(警戒)本部会議に関すること。 ④ 災害対策(警戒)本部連絡員に関すること。 ⑤ 気象情報等の収集及び伝達に関すること。 ⑥ 避難情報の発令並びに伝達に関すること。 ⑦ 総合支所関係班との連絡調整、応援に関すること。 ⑧ 県災害対策本部との連絡調整に関すること。 ⑨ 防災関係機関との連絡調整及び協力要請に関すること。 ⑩ 消防水防対策部との連絡調整に関すること。 ⑪ 被害状況等の情報の収集に関すること。 ⑫ 各部の災害状況等の整理・分析のとりまとめに関すること。 ⑬ 被害状況等の集計及び本部長への報告に関すること。 ⑭ 被害状況の報告(県・防災関係機関)に関すること。 ⑮ 電力・通信に係る被害状況の把握に関すること。 ⑯ 非常無線通信に関すること。 ⑰ 本部長の指示命令の伝達に関すること。 ⑱ 職員の動員及び配置に関すること。 ⑲ 班に係る施設等の被害報告に関すること。 ⑳ 自主防災組織に関すること。 ㉑ 自衛隊の災害派遣に関すること。 ㉒ 孤立地区の把握に関すること。 ㉓ 災害救助法の適用及び申請に関すること。 ㉔ 災害記録の作成・編集及び保存に関すること。 ㉕ 被災者台帳の集約に関すること。 ㉖ 災害証明書等の発行に関すること。 ㉗ 防災会議に関すること。 ㉘ 防災会議幹事会に関すること。 ㉙ その他、他部班に属しないこと。

部名	部長担当職 ():副部長	班名	班長担当職 ():副班長	事務分掌 <small>注)○数字は初動事務(発災後3時間以内に着手)</small>
総合政策対策部	総合政策部長 (国スポ・障スポ・大会局長、会計管理者)	総合政策総括班	総合政策課長 (総合政策課副課長)	① 部内職員の動員及び配置に関する事。 ② 本部への連絡員の派遣に関する事。 ③ 部に係る施設等の被害報告に関する事。 ④ 各班の災害状況等の整理・分析に関する事。 ⑤ 総合支所関係班との連絡調整、応援に関する事。 6 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告すること。 7 部の庶務及び本部・各部、部内各班との連絡調整に関する事。 ⑧ 電気・ガス・電話等ライフライン機関との連絡調整に関する事。 ⑨ 本部班の応援に関する事。 10 災害応急対策の企画に関する事。 11 政府、国会、県等への要望陳情等に関する事。 12 災害復興計画に関する事。
		秘書広報班	秘書広報課長 (秘書広報課副課長)	① 本部長、副本部長の秘書に関する事。 ② 避難情報の伝達広報に関する事。 ③ 市民に対する気象情報及び災害情報の広報に関する事。 ④ 報道機関に対する避難情報及び災害情報の広報に関する事。 5 災害時の記録写真撮影に関する事。 6 被災者の相談に関する事。 7 相談窓口の設置に関する事。 8 災害視察者及び見舞者の接待に関する事。 9 災害見舞金等の礼状の発送に関する事。
		財政班	財政課長 (財政課副課長)	① 災害対策の緊急予算及び資金の調達に関する事。
		出納班	会計管理者 (会計課副課長)	1 義援金の受付、受領及び一時保管に関する事。 ② 災害関係経費の収支に関する事。
	国スポ・障スポ・大会班	総務企画課長 (競技運営課長)		① 総合政策総括班の支援に関する事

部名	部長担当職 ():副部長	班名	班長担当職 ():副班長	事務分掌 (注)○数字は初動事務(発災後3時間以内に着手)
総務対策部	総務部長 (総務課長)	総務総括班	総務課長 (職員課長、総務課副課長)	① 部内職員の動員及び配置に関すること。 ② 本部への連絡員の派遣に関すること。 3 部に係る施設等の被害報告に関すること。 4 各班の災害状況等の整理・分析に関すること。 5 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告すること。 ⑥ 部の庶務並びに各部、部内各班との連絡調整に関するこ と。 ⑦ 外線電話の対応及び転送に関すること。 ⑧ 初期情報のとりまとめに関すること。 9 本部班の応援に関すること。
		管財調達班	財産活用課長 (財産活用課副課長)	① 来庁者に対する避難誘導に関すること。 ② 災害用電話の確保及び臨時電話の設置に関すること。 ③ 非常用電源の確保に関すること。 ④ 電話交換に関すること。 ⑤ 初期情報の把握に関すること。 6 市有財産(財産活用課所管)の被害状況調査及び応急対 策、復旧に関すること。 7 災害対策に伴う物品の調達に関すること。 8 災害時の車両・燃料の確保及び配車、輸送に関すること。
		人事班	職員課長 (職員課副課長) フイロソフィ推進課長 (フイロソフィ推進課副課長)	① 初期情報の把握に関すること。 ② 各部局間の応援動員に関すること。 3 職員の公務災害補償に関すること。 4 国及び他の地方公共団体職員の派遣要請に関すること。 5 国及び他の地方公共団体への職員派遣に関すること。 6 職員及び他機関の応援職員の給食及び衛生管理に関す ること。 7 職員の手当に関すること。
		情報政策班	情報政策課長 (情報政策課 副課長)	① 電子計算機の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 ② 庁内ネットワークの点検、復旧に関すること。
		契約班	契約課長 (契約課 副課長)	1 災害対策に伴う物品の調達に関すること。 2 災害時応援協定の運用に係る契約事務及び災害対策に 係る緊急的な契約に関すること。
		調査班	資産税課長 (市民税課長、 納税管理課長)	① 地域振興対策部避難収容班への応援に関すること。 2 家屋の被害調査に関すること。 3 被災家屋台帳の調製に関すること。 4 り災者に対する市税措置に関すること。

部名	部長担当職 ():副部長	班名	班長担当職 ():副班長	事務分掌 <small>注)○数字は初動事務(発災後3時間以内に着手)</small>
地域振興対策部	地域振興部長(地域振興課長)	地域振興総括班	(市民課長、監査委員事務局長)	<ul style="list-style-type: none"> ① 部内職員の動員及び配置に関すること。 ② 本部への連絡員の派遣に関すること。 ③ 部に係る施設等の被害報告に関すること。 ④ 各班の災害状況等の整理・分析に関すること。 ⑤ 総合支所関係班との連絡調整、応援に関すること。 ⑥ 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告すること。 ⑦ 部の庶務並びに本部・各部・部内各班との連絡調整及び応援に関すること。
				<ul style="list-style-type: none"> ① 避難所の開設及び管理運営に関すること。 ② 避難者の誘導に関すること。 ③ 被災者の収容及び介護に関すること。
		各地区現地対策班	各地区市民センター所長(各地区市民センター副所長)	<ul style="list-style-type: none"> ① 初期情報の把握に関すること。 ② 所管区域の災害関係情報の収集及び報告に関すること。 ③ 所管区域の応急対策全般に関すること。
		外国人救護班	地域振興課長(国際化推進室主幹)	<ul style="list-style-type: none"> 1 外国人の救援、援護に関すること。
	地域振興部長(各総合支所長)	各総合支所総括・総務班	各総合支所地域生活課長(各総合支所地域生活課副課長)	<ul style="list-style-type: none"> ① 総合支所職員の動員に関すること。 ② 支所に係る施設等の被害報告に関すること。 ③ 各班の災害状況等の整理・分析に関すること。 4 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告すること。 ⑤ 班内職員の動員及び配置に関すること。 ⑥ 避難情報の発令に伴う所管区内住民に対する伝達広報に関すること。 ⑦ 本府の関係各対策部との連絡調整に関すること。 ⑧ 消防水防対策部との連絡調整に関すること。 ⑨ 所管区域の班に係る施設利用者の避難誘導に関すること。 ⑩ 本部班との通信の確保に関すること。 ⑪ 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関すること。 ⑫ 所管区域の班に係る施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ⑬ 所管区域内の災害時の写真撮影・記録に関すること。 ⑭ 所管区域内の被災者の相談に関すること。 ⑮ 初期情報の把握に関すること。 ⑯ 所管区域の災害情報収集及び報告に関すること。

			<p>17 所管区域内住民に対する災証明書の発行に関すること。</p> <p>18 庁舎等の災害対策その他所管区域内において必要な災害事務に関すること。</p>
	各総合支所生活福祉班		<p>① 班内職員の動員及び配置に関すること。</p> <p>② 本庁の関係各対策部との連絡調整に関すること。</p> <p>③ 所管区域の避難所開設及び管理運営に関すること。</p> <p>④ 所管区域住民の避難誘導に関すること。</p> <p>⑤ 所管区域の要配慮者の居住状況の把握及び避難所における介護支援に関すること。</p> <p>⑥ 地域振興対策部避難収容班への避難者状況の連絡に関すること。</p> <p>⑦ 所管区域の人的被害及び行方不明者の調査に関すること。</p> <p>⑧ 所管区域の死亡者の確認に関すること。</p> <p>9 所管区域の被災地及び避難所等の防疫並びにし尿の収集に関すること。</p> <p>10 所管区域の被災地及び避難所の廃棄物の収集運搬及び処分に関すること。</p> <p>11 所管区域の被災地域及び避難所等における感染病の予防及び調査に関すること。</p> <p>12 所管区域の社会福祉施設等の被害調査に関すること。</p> <p>13 所管区域の生活保護世帯の被害状況調査及び救助対策に関すること。</p> <p>14 班に係る施設等の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>⑯ その他の災害応急対策に関すること。※</p>
	各総合支所産業土木班	各総合支所産業建設課副課長	<p>① 班内職員の動員及び配置に関すること。</p> <p>② 本庁の関係各対策部との連絡調整に関すること。</p> <p>③ 所管防災・水防資機材等の整備、確保に関すること。</p> <p>4 所管区域の農地、農業用施設被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>⑤ 所管区域の商工業、観光施設被害調査及び応急対策に関すること。※</p>

				<p>6 所管区域の道路、橋梁、公園、緑地、河川、水路、堤防、砂防、溝きよ、鉄道、街路樹等の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>⑦ 所管区域の公営住宅被害調査及び応急対策に関すること。※</p> <p>8 所管区域の市有施設(建設物)の応急対策に関すること。</p> <p>9 生活福祉班の応援に関すること。</p> <p>⑩ その他の災害応急対策に関すること。※</p>
--	--	--	--	---

※該当する総合支所のみ

部名	部長担当職 ():副部長	班名	班長担当職 ():副班長	事務分掌 <small>注)○数字は初動事務(発災後3時間以内に着手)</small>
環境森林対策部	環境森林部長（環境政策課長）	環境森林総括班	環境政策課長（環境政策課副課長）	<ul style="list-style-type: none"> ① 部内職員の動員及び配置に関すること。 ② 本部への連絡員の派遣に関すること。 ③ 部に係る施設等の被害報告に関すること。 ④ 各班の災害状況等の整理・分析に関すること。 ⑤ 総合支所関係班との連絡調整、応援に関すること。 6 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告すること。 ⑦ 部の庶務並びに本部・各部、部内各班との連絡調整及び応援に関すること。
		環境政策班	環境政策課長（環境政策課副課長）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被災地及び避難所等の防疫に関すること。 ② 遺体の収容及び埋火葬に関すること。 3 防疫用薬剤資機材等の確保及び配分に関すること。 4 食品飲料水等の衛生監視検査及び消毒に関すること。 5 被災地域における愛護動物の保護・処分に関すること。
		森林保全班	森林保全課長（森林保全課副課長）	<ul style="list-style-type: none"> ① 山林、林道等の被害、復旧に関すること。 ② 林産物等の被害、復旧に関すること。
		環境業務班	環境業務課長（環境業務課副課長）	<ul style="list-style-type: none"> ① 応急仮設トイレの設置及び屎の処理に関すること。 2 清掃作業関係の統括に関すること。 3 被災地及び避難所の廃棄物の収集運搬及び処分に関すること。 4 土木対策部土木班の応援に関すること。
		環境施設班	環境施設課長（環境施設課副課長）	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物の仮置き場等の収集運搬及び処分等の協力要請に関すること。 ② 災害廃棄物の仮置き場等の計画・設置・維持管理に関すること。

部名	部長担当職 ():副部長	班名	班長担当職 ():副班長	事務分掌 <small>注)○数字は初動事務(発災後3時間以内に着手)</small>
福祉・こども対策部	福祉部長、こども部長 (福祉課長、こども政策課長)	福祉・こども総括班	(福祉課長、こども政策副課長) (福祉副課長、こども政策副課長)	<ul style="list-style-type: none"> ① 部内職員の動員及び配置に関すること。 ② 本部への連絡員の派遣に関すること。 ③ 部に係る施設等の被害報告に関すること。 ④ 各班の災害状況等の整理・分析に関すること。 ⑤ 総合支所関係班との連絡調整、応援に関すること。 6 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告すること。
		福祉・こども・救護班	(福祉課長) (こども家庭課長、保護課長、保育課長)	<ul style="list-style-type: none"> ① 要配慮者の居住状況の把握 ② 要配慮者の避難誘導並びに支援に関すること。 ③ 妊産婦への対応に関すること。 ④ 社会福祉施設等の被害調査に関すること。 ⑤ 福祉施設入所者の避難誘導に関すること。 6 保育に関する総合調整に関すること。 7 乳幼児及び児童の救助救援及び保護に関すること。 8 部の庶務並びに本部・各部、部内各班との連絡調整及び応援に関すること。 9 人的被害の調査に関すること。 10 乳幼児及び児童に係る相談に関すること。 11 民間団体等各種ボランティアの協力要請及び受け入れに関すること。 12 市社会福祉協議会との連携に関すること。 13 生活保護世帯の被害状況調査及び救助対策に関すること。 14 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 15 義援金の募集及び受付に関すること。 16 仮設住宅に入居した要配慮者への支援に関すること。 17 義援金品の分配計画の立案及び配布に関すること。 18 被災者生活再建支援制度の受付及び申請に関すること。 19 災害弔慰金及び見舞金の支給に関すること。 20 災害見舞金品の支給に関すること。

部名	部長担当職 ():副部長	班名	班長担当職 ():副班長	事務分掌 <small>注)○数字は初動事務(発災後3時間以内に着手)</small>
健康対策部	健康部長 (健康課長)	健康総括班	健康課長 (健康課副課長)	<ul style="list-style-type: none"> ① 部内職員の動員及び配置に関すること。 ② 本部への連絡員の派遣に関すること。 ③ 部に係る施設等の被害報告に関すること。 ④ 各班の災害状況等の整理・分析に関すること。 ⑤ 総合支所関係班との連絡調整、応援に関すること。 6 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告すること。 7 医療機関との連絡調整に関すること。
		保健・救護班	健康課長 (いきいき長寿課長)	<ul style="list-style-type: none"> ① 救護班の編成及び救護所の設置運営に関すること。 ② 救急医薬品、衛生資器材等の確保及び配分に関すること。 ③ 部の庶務並びに本部・各部、部内各班との連絡調整及び応援に関すること。 4 被災地域及び避難所等における感染病の予防及び調査に関すること。
		物資補給班	介護保険課長 (保険年金課長)	<ul style="list-style-type: none"> ① 緊急食料及び生活必需品等(救助物資を含む。)の確保に関すること。 ② 緊急食料及び生活必需品等(救助物資を含む。)の配布に関すること。 3 緊急食料及び生活必需品等(救助物資を含む。)の保管に関すること。 4 緊急食料及び生活必需品等(救助物資を含む。)の集積所の開設及び運営に関すること。 5 被災者等への炊き出しを行う文教対策部学校教育班との調整に関すること。 6 緊急食料及び生活必需品等(救助物資を含む。)の協力要請及び受け入れに関すること。 7 災害対策に伴う物品の調達(購入)を行う総務対策部管財調達班との調整に関すること。

部名	部長担当職 ():副部長	班名	班長担当職 ():副班長	事務分掌 注)○数字は初動事務(発災後3時間以内に着手)
農政対策部	農政部長 (農政課長)	農政総括班	農村整備課長	<ul style="list-style-type: none"> ① 部内職員の動員及び配置に関すること。 ② 本部への連絡員の派遣に関すること。 ③ 部に係る施設等の被害報告に関すること。 ④ 各班の災害状況等の整理・分析に関すること。 ⑤ 総合支所関係班との連絡調整、応援に関すること。 <p>6 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告すること。</p> <p>7 部の庶務並びに本部・各部、部内各班との連絡調整及び応援に関すること。</p>
				<ul style="list-style-type: none"> ① 農産物の被害調査に関すること。 ② 水産物及び養殖施設等の被害調査に関すること。 ③ 被災農家等への広報に関すること。
		畜産班	畜産課長 (農業委員会事務局長)	<ul style="list-style-type: none"> ① 家畜及び畜産施設の被害調査に関すること。 ② 家畜の防疫に関すること。 ③ 被災農家等の広報に関すること。
		農村整備班	農村整備課長 (農業委員会事務局長)	<p>1 農地、農業用施設の被害調査に関すること。</p> <p>2 農地、農業用施設の応急対策、復旧に関すること。</p>
		畑かん班	農産園芸課長 (農産園芸課副課長)	<ul style="list-style-type: none"> ① 木之川内ダムの増水による放水時の周辺住民及び関係機関への広報、情報提供及び安全確保に関すること。 ② 木之川内ダムの被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 ③ 畑地かんがい用水管の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。
商工観光対策部	商工部長(観光PR部長、スポーツ部長、ふるさと納税部長)	商工観光総括班	(ふるさと納税課長、企業立地課長、みやこんじょPR課長、スポーツ政策課長)	<ul style="list-style-type: none"> ① 部内職員の動員及び配置に関すること。 ② 本部への連絡員の派遣に関すること。 ③ 部に係る施設等の被害報告に関すること。 ④ 各班の災害状況等の整理・分析に関すること。 ⑤ 総合支所関係班との連絡調整、応援に関すること。 <p>6 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告すること。</p> <p>7 商工業、観光施設及び体育施設の被害調査及び災害対策に関すること。</p> <p>8 健康対策部物資補給班の応援に関すること。</p> <p>9 部の庶務並びに本部・各部、部内各班との連絡調整及び応援に関すること。</p>
		商工観光班		<p>1 被災商工業者に対する金融措置並びに経営指導及び相談に関すること。</p> <p>2 災害に関連した失業者の対策に関すること。</p>

部名	部長担当職 ():副部長	班名	班長担当職 ():副班長	事務分掌 <small>注)○数字は初動事務(発災後3時間以内に着手)</small>
土木対策部	土木部長 (都市計画課長)	土木総括班	都市計画課長(都市計画課副課長)	① 職員の動員及び配置に関すること。 ② 本部への連絡員の派遣に関すること。 ③ 部に係る施設等の被害報告に関すること。 ④ 各班の災害状況等の整理・分析に関すること。 ⑤ 総合支所関係班との連絡調整、応援に関すること。 6 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告すること。 7 部の庶務並びに本部・各部、部内各班との連絡調整及び応援に関すること。 8 交通規制の人員支援に関すること。
				① 雨量及び水位の情報収集に関すること。 ② 水防資機材等の調達確保に関すること。 ③ 水門操作等に関すること。 ④ 道路、橋梁、河川、水路、堤防、砂防等の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 ⑤ 交通規制措置及び道路啓閉等に関すること。 ⑥ 応急対策に必要な労務者の確保に関すること。 7 開発行為で設置され移管を受けた施設(調整池など)の応急対策及び復旧に関すること。
		土木班	維持管理課長(維持管理課副課長)	① 公園、緑地、街路樹等の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 ② 交通規制の人員支援に関すること。
				1 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 2 住宅の応急修理の実施に関すること。 ③ 交通規制の人員支援に関すること。 4 被災宅地の応急危険度判定に関すること。
		建築班	建築対策課長(建築対策課副課長)	1 公営住宅の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 2 市有施設(建築物)の応急対策、復旧に関すること。 3 り災者の公営住宅への入居に関すること。 ④ 交通規制の人員支援に関すること。
		住宅班	住宅施設課長(住宅施設課副課長)	① 避難情報の広報車による広報に関すること。 ② 災害が発生し、またはその可能性が高い地域に係る状況情報の収集に関すること。

部名	部長担当職 ():副部長	班名	班長担当職 ():副班長	事務分掌 <small>注)○数字は初動事務(発災後3時間以内に着手)</small>
議会対策部	議会事務局長 (議会事務局 次長)	議会対策班	議会事務局次長 (議会事務局 次長補佐)	① 議会関係者に対する連絡調整に関すること。
上下水道対策部	上下水道局長(上下水道局総務課長、水道課長、下水道課長)	上下水道総括班	上下水道局総務課副課長	① 部内職員の動員及び配置に関すること。 ② 本部への連絡員の派遣に関すること。 ③ 部に係る施設等の被害報告に関すること。 ④ 各班の災害状況等の整理・分析に関すること。 ⑤ 総合支所関係班との連絡調整、応援に関すること。 ⑥ 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告すること。 ⑦ 応急給水対策及び広報に関すること。 ⑧ 部の庶務並びに本部・各部、部内各班との連絡調整及び応援に関すること。
			水道班	① 応急給水対策及び広報に関すること。 ② 所管水道施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 ③ 応急資機材の調達、確保に関すること。
		下水道班	下水道課長 (下水道課 副課長)	① 下水道施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。

部名	部長担当職 ():副部長	班名	班長担当職 ():副班長	事務分掌 <small>注)○数字は初動事務(発災後3時間以内に着手)</small>
文教対策部	教育部長 (教育政策課長)	文教総括班	教育政策課副課長	<ul style="list-style-type: none"> ① 部内職員の動員及び配置に関すること。 ② 本部への連絡員の派遣に関すること。 ③ 部に係る施設等の被害報告に関すること。 ④ 各班の災害状況等の整理・分析に関すること。 ⑤ 総合支所関係班との連絡調整、応援に関すること。 6 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告すること。 ⑦ 学校施設等の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 ⑧ 部の庶務並びに本部・各部、部内各班との連絡調整及び応援に関すること。 9 教育備品の被害調査及び復旧措置に関すること。
		学校教育班	学校教育課長(学校給食課長)	<ul style="list-style-type: none"> ① 教職員の動員に関すること。 ② 学校施設における児童・生徒の避難誘導に関すること。 ③ 学校給食の確保に関すること。 ④ 給食施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 5 被災学校の保健衛生に関すること。 6 被災者等への炊き出しに関すること。 7 健康対策部物資補給班への応援に関すること。 8 被災児童・生徒の教科書、学用品等の被害調査及び調達に関すること。 9 通学路の被害調査に関すること。 10 被災学校の応急教育に関すること。 11 児童・生徒及び教職員への心のケア支援に関すること。 12 就学援助に関すること。
		社会教育班	生涯学習課長(文化財課長、図書館長、美術館長、都城島津邸館長)	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設利用者の避難誘導に関すること。 ② 社会教育施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 ③ 文化財等の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。

部名	部長担当職 ():副部長	班名	班長担当職 ():副班長	事務分掌 (注)○数字は初動事務(発災後3時間以内に着手)
消防対策部	消防局長 (消防局次長)	消防総括班	消防局総務課長 (予防課長)	① 部員の動員及び配置に関する事。 2 消防施設の災害対策及び被害の調査、報告に関する事。 3 各班の災害状況等の整理・分析に関する事。 4 総合支所関係班との連絡調整、応援に関する事。 5 部の庶務及び本部・各部、部内各班との連絡調整に関する事。
		消防本部班	警防救急課長 (指令課長)	① 消防部隊の運用に関する事。 ② 部内災害対応会議及び警防本部会議に関する事。 ③ 本部への連絡員の派遣に関する事。 ④ 救出に関する事。 ⑤ 傷病者の緊急輸送に関する事。 ⑥ 行方不明者の捜索に関する事。 ⑦ 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告すること。 ⑧ 災害気象通信業務に関する事。 ⑨ 災害の情報収集、報告に関する事。 ⑩ 消防関係機関への協力要請に関する事。 11 消防機材の整備、確保に関する事。 12 被害見積もり等の事前対策に関する事。 13 活動記録の作成・編集及び保存に関する事。
		南消防署班	南消防署長 (南消防署副署長)	1 火災等の原因調査に関する事。 ② その他の消防活動(水火災対策等)に関する事。 3 火災に対するり災証明の発行に関する事。
		北消防署班	北消防署長 (北消防署副署長)	1 火災等の原因調査に関する事。 ② その他の消防活動(水火災対策等)に関する事。 3 火災に対するり災証明の発行に関する事。
消防水防対策部	消防団長 (消防団副団長)	消防団	消防団分団長 (消防団副分団長)	① 団員の動員及び配置に関する事。 ② 消防団の統制、相互応援に関する事。 ③ 避難及び救出に関する事。 ④ 行方不明者の捜索に関する事。 ⑤ 災害の情報収集、報告に関する事。 ⑥ 自主防災組織との連携に関する事。 ⑦ 消防機材の整備、確保に関する事。 ⑧ その他の消防活動(水火災対策等)に関する事。

部名	事務分掌
後方支援活動対策本部	後方支援活動対策本部は、必要に応じて設置するものとし、班員は必要な支援内容に応じて関係する課員で構成する。

第2項 動員配備計画

1 配備体制

市及び防災関係機関は、災害発生時において迅速かつ的確な初動対応を実施するため、災害対策本部等の設置に伴い次の配備体制を整備し、事務分掌に掲げる応急対策業務を遂行する。

《配備体制》

区分	配備基準	活動内容	関係課（班）等
準予備配備	<ul style="list-style-type: none"> ・気象状況等により、短時間のうちに、情報連絡本部を設置する可能性が高いと判断されるとき ・危機管理課長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報及び住民からの情報等の収集 	危機管理課
予備配備	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡本部が設置され、気象情報等の監視活動及び関係機関との情報連絡を必要とするとき ・危機管理課長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報及び住民からの情報等の収集 ・県地方支部及び警察等との連絡 	危機管理課 維持管理課 農村整備課 本部活動対策班 ※その他、所管する施設、所掌事務等の状況により参集する
警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害警戒本部が設置され、災害防止のために災害警戒本部組織の全体または多数の部門で応急対策を実施する必要があるとき ・総務部長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回広報班による浸水想定区域等の巡回広報 ・一部または全域の避難所の開設 ・災害警戒本部における分掌事務の遂行 	災害警戒本部員 災害警戒本部構成課 本部班員 本部活動対策班員
非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部が設置され、配備要員となっている者の全員で応急対策を実施する必要があるとき ・市長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部における分掌事務の遂行 	災害対策本部員 災害対策本部構成課 本部班員 本部活動対策班員

区分	配備基準	活動内容	関係課（班）等
準予備配備	<ul style="list-style-type: none">・気象状況等により、短時間のうちに、情報連絡本部を設置する可能性が高いと判断されるとき・危機管理課長が必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none">・気象情報及び住民からの情報等の収集	危機管理課
特別配備	<ul style="list-style-type: none">・市の全域にわたる大規模な災害が発生したとき・市域で震度6弱以上が観測されたとき・市長が必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none">・全職員による災害応急対策の実施	災害対策本部員 全部局課

※各配備における動員の規模は、災害対策行動マニュアルによるほか、災害の規模、状況等に応じて、適宜、必要な体制を執る。

2 予備配備における動員計画

(1) 勤務時間内の対応

通常の勤務時間内において情報連絡本部を設置する事態が生じた場合、あらかじめ選任された予備配備要員は、通常の業務に併行して情報収集等の応急対策活動を行う。

危機管理課の予備配備要員を「情報連絡本部員」と呼ぶ。

(2) 勤務時間外の対応

予備配備要員は、「情報連絡本部の設置基準」を満たす情報を入手したときは、自発的な参集によって配備体制を整える。

また、気象警報または県地方支部からの情報を受けた「警備員」は、直ちに予備配備要員に連絡するものとし、連絡を受けた要員は、必要に応じて他の要員に連絡して速やかに参集する。

配備を完了した予備配備要員は、その旨を情報連絡本部員に報告するとともに、各所属長に連絡する。

情報連絡本部員は、危機管理課長に連絡する。

【第2章 第10節第2項「初動体制の確立」参照】

3 警戒配備、非常配備等における動員計画

(1) 勤務時間内の対応

各本部員（各対策部長）は、通常の勤務時間内に発生する災害に対処するため、災害対策組織が設置され、配備体制が決定された場合、直ちに所属部署における配備体制を整える。

配備の必要がある要員は、速やかに執行中の業務の整理を行い、災害対策行動マニュアルに従って配備体制を整える。

庁外で勤務している職員は、直ちに帰庁することを原則とするが、業務の都合上または勤務地の都合上、やむを得ず即応できない場合は、直ちに所管部署との連絡を確保し、自分が置かれている状況を伝えるとともに、災害対策の状況を把握する。

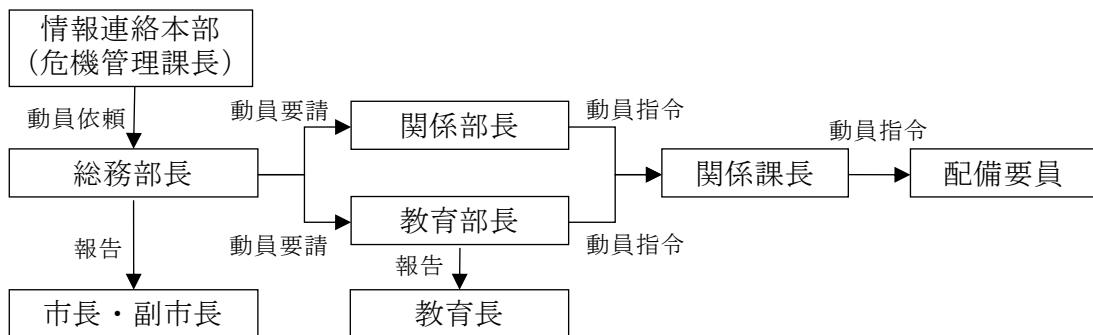
(2) 勤務時間外の対応

発生した災害に対して即応するため、平日の夜間、土、日及び祝祭日における緊急連絡網を整備し、動員指令の伝達による参集を行うとともに、「自主参集基準」を満たす突発的な災害が発生した場合は、所定の場所に自発的に参集する。

なお、自主参集の途中でできるかぎり被害状況を把握し、速やかに各対策部総括班がとりまとめ、災害対策（警戒）本部に報告を行い、関係課は災害対策（警戒）本部から情報提供を受ける。

【第2章 第10節第2項「初動体制の確立」参照】

《 動員指令の伝達 》



(3) 非常時における自主参集基準

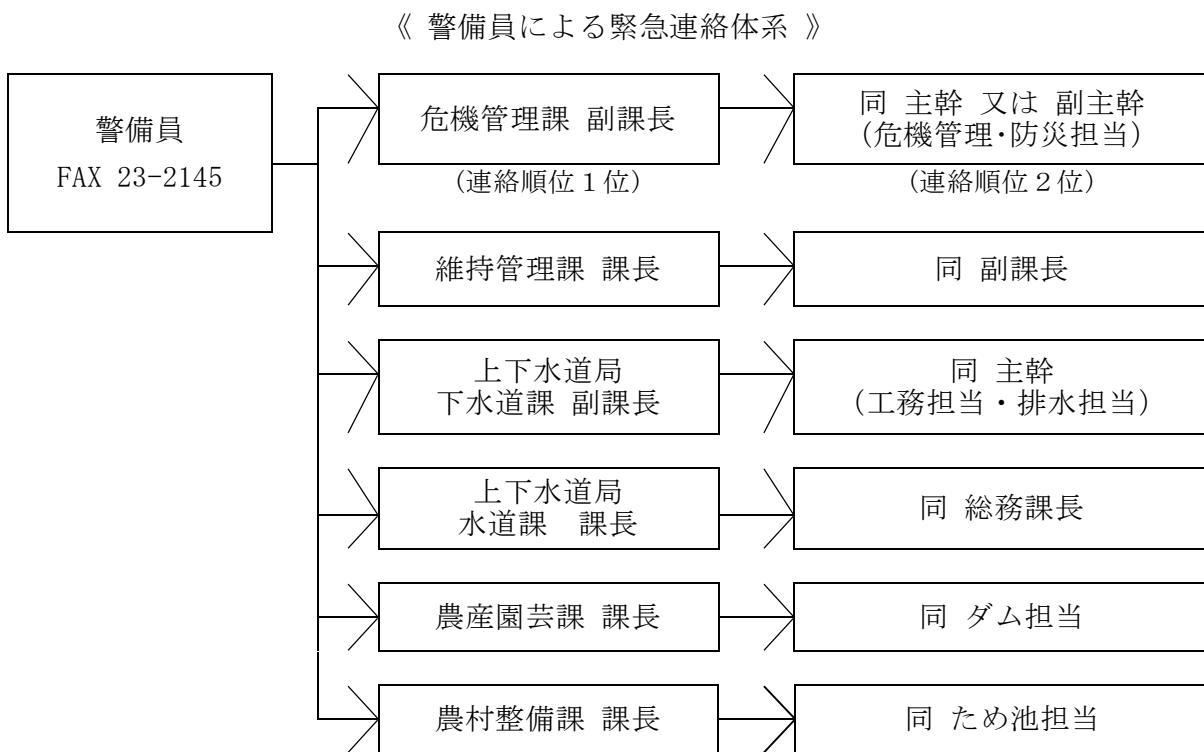
勤務時間外や休日、祝日における突発的な災害の発生に対して、情報連絡本部員となる危機管理課職員は、情報連絡本部の設置の用件を満たす情報を入手したとき、自発的な参集によって配備体制を整える。

また、警戒配備要員または非常配備要員は、次の基準を満たす情報を入手したとき、自発的な参集によって配備体制を整える。

《 自主参集基準 》

配備体制	基 準
警戒配備	<ul style="list-style-type: none">・市域で震度5弱、または隣接市町で震度5強が観測されたとき・霧島火山（御鉢）に関し、特別警報・噴火警報（レベル4・高齢者等避難）が発表されたとき
非常配備	<ul style="list-style-type: none">・市域で震度5強以上が観測されたとき・霧島火山（御鉢）に関し、特別警報・噴火警報（レベル5・避難）が発表されたとき・市域に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき

また、勤務時間外や休日、祝日においては、警備員から各防災担当職員へ速やかに連絡する。



(4) 参集時の交通手段

職員は、通常利用している交通手段が利用できない場合には、原則として徒歩、自転車又はオートバイによるものとし、やむを得ず自動車で参集する場合は、所属長に連絡するとともに、道路交通状況の情報収集を行い、通行が可能かどうかを判断した上で参集する。

なお、交通途絶等のため勤務場所に参集するのが困難な場合には、可能な限り最寄りの市の施設に参集し、災害対策本部又は所属長に連絡を取り、指示を受けるものとする。

4 参集者及び職員安否の確認

(1) 勤務時間内外の対応

- ① 各班長は、参集者を把握して各対策部総括班長へ報告する。
- ② 各対策部（各対策部総括班）でまとめ、人事班で集約する。
- ③ 本部班長は、参集者の集約結果を、市災対本部長に報告する。
- ④ 市災対本部は、職員等被災状況をまとめ、安否確認、支援等の対策を検討する。

5 県地方支部への報告

情報連絡本部員は、情報連絡本部、災害警戒本部、災害対策本部を設置した場合は、速やかに県地方支部へ配備体制を伝達し連携を図る。

第3節 水防計画

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 水防計画の目的	本部班、消防団、各総合支所 総括・総務班	発災前				
第2項 水防組織と機構	本部班、消防団、各総合支所 総括・総務班	発災前				
第3項 配備体制	本部班、消防団、各総合支所 総括・総務班					
第4項 水防活動	本部班、消防団、土木班、各 総合支所総括・総務班、各総 合支所産業土木班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（B C P）
- ◆水防計画
- ◆資料編
 - ・資料 2-14 水防倉庫・資器材備蓄状況一覧表
 - ・様式-20 市様式第 11 号土のう払出報告
 - ・様式-21 市様式第 12 号水防活動報告

第1項 水防計画の目的

都城市水防計画（以下「水防計画」という。）は、基本法及び水防法（昭和 24 年法律第 193 号）の規定に基づき、水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するため、市域に係る河川等に対する水防上必要な監視、警戒、通信連絡、水防活動及び水防に必要な資機材、施設の整備、運用、避難立ち退き等について実施の大綱を明示し、もって水防の万全を図ることを目的とする。

第2項 水防組織と機構

1 水防責任

本市における水防責任は、都城市にある。

都城市は「水防管理団体」であり、「水防管理者」は市長である。

市長は、市域内の水防を十分に果すべき責任を有する。

住民は、常に気象状況等に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力しな

ければならない。

2 水防計画の策定

水防に関する詳細は、水防法第32条の規定に基づき別に定めた「都城市水防計画」による。

3 水防本部

(1) 水防本部の設置と組織

市長（総務部危機管理課）は、県から水防法第16条第3項の規定に基づく水防警報の通知を受けたとき、水位が氾濫注意水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、洪水の危険がなくなるまでの間、市役所内に「水防警戒本部」または「水防本部」を設置する。

水防本部等の組織及び分掌事務は、都城市水防本部規則に定めるところによる。

(2) 災害対策本部への移行

水災に関し、災害対策本部が設置された場合、水防本部の機能は、災害対策本部に移行し、活動を継続する。

(3) 水防の実施機関

市において、水災を警戒し、防ぎよするための活動（以下「水防活動」という。）は、消防団が行う。

4 水防協議会

防災会議が、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査、審議する水防協議会の機能を兼ねる。

5 水防倉庫及び資器材

水防倉庫及び資器材の現況は、水防計画に記載のとおりである。

6 通信連絡

「本部班」は関係部署と連携して、迅速な通信連絡を図り、かつ、電話不通時に備えるため機能的な通信網を整備するよう努めるとともに、非常無線通信の活用及びアマチュア無線局も利用できるよう、平常時より協議しておく。

消防団長、消防局長は、有線通信施設を利用することができない場合には、水防上緊急を要する通信を行うため、非常無線通信を利用することができる。

また、関係機関及び住民は、報道聴取の徹底と停電時に対処し得るため、携帯ラジ

才を備えるように努めるものとする。

なお、情報の伝達系統は、水防計画に記載のとおりである。

第3項 配備体制

1 巡視の対象

水災時において巡視の対象とする河川は、特に、流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が指定している「大淀川」「庄内川」「沖水川」、及び国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして県知事が指定している「萩原川」「丸谷川」「東岳川」「高崎川」とする。

2 水防警報の種類

河川管理者が発令する水防警報の種類と、水防に関わる組織がとるべき行動は、次のとおりである。

《水防警報の種類》

種類	説明
待機	水位が上昇した場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するとき、または、再び水位の上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努め、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するとき
出動	水防機関が出動する必要があるとき
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を周知するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・のり崩れ・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消し、当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除するとき

3 配備の区分

水災対策のための消防団の配備区分は「待機」「出動」「解除」の3区分とし、配備の基準となる水防警報の水位との関係は次のとおりである。

《配備区分と基準水位》

河川名	観測所	所在地	通報 符号	待 機	出 動	解 除
				水防団待機水位	氾濫注意水位	
大淀川	岳下	都島町	タキ	3.20m (138.20m)	3.70m (138.70m)	
萩原川	栄源寺橋	下長飯町	キノ	0.20m (138.77m)	1.70m (140.27m)	
沖水川	沖水橋	吉尾町	オキ	2.50m (139.30m)	3.20m (140.00m)	
丸谷川	向洲橋	山田町 中霧島	ムコ	2.20m (138.40m)	3.30m (139.50m)	
東岳川	大井手橋	高城町 大井手	オオ	2.00m (146.30m)	2.30m (146.60m)	
高崎川	高崎橋	高崎町 大牟田	タカ	0.10m (134.62m)	0.90m (135.42m)	氾濫注意水位以下に下がって再び増水のおそれがないとき

第4項 水防活動

1 警戒及び監視

消防団は、洪水が発生しそうなときの警戒は、過去の被害発生箇所や重要水防区域等を中心に巡回警戒を行う。

また、住民からの情報を集め、特に堤防から越水しそうな箇所を警戒し、知り得た情報は、速やかに水防本部に連絡する。

《警戒・監視事項 1》

- ① 水位及び天端までの余裕高
- ② 堤防、その他水防施設物の異常の有無
- ③ 道路、橋梁の状況、その他消防機関の出動に係る事項について異常の有無

また、堤防決壊の原因につながる現象の早期発見のため、次の事項についてその状況を把握する。

《 警戒・監視事項 2 》

- ① 天端・表法面・裏法面の亀裂、崩れ、沈下、陥没漏水等の有無
- ② 水門の周囲からの漏水の有無、扉の締まり具合
- ③ 橋梁その他の構造物の取付部分の異常
- ④ 立木がある箇所については、その揺れによる堤体のゆるみ及び漏水の有無
- ⑤ 流木等浮流物の状況

2 水防活動の実施

消防団は、警戒、監視の結果、異常箇所を発見した場合は、直ちに補修、修復を行うこととし、堤防の決壊を防ぐため適切な水防工法を選択して実施する。

同時に、速やかに水防本部に報告し、水防本部長は、河川管理者に報告する。

3 後方支援の実施

「土木班」及び「各総合支所産業土木班」は、消防団が行う水防活動に対し、その現場作業が円滑に進むよう、土のうや杭、シート、スコップ等のほか、運搬用の一輪車、夜間作業のための投光器等、現場で必要となる資機材の調達等の後方支援を行う。

4 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

消防団長、消防団員は、水防法第21条の規定に基づき、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止、制限し、またはその区域からの退去を命ずることができる。

(2) 警察への協力要請

市長は、水防法第22条の規定に基づき、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

5 応援の要請

(1) 隣接水防管理団体への応援要請

市長は、水防法第23条の規定に基づき、緊急の必要があるときは、他の水防管理団体に対して必要な応援を求めることができる。

(2) 住民等への応援要請

市長は、水防法第24条の規定に基づき、水防のためやむを得ない理由があるときは、その区域内の居住者、または水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

6 決壊後の処理

市長、消防団長、消防局長は、堤防その他の施設が決壊したときにおいても、直ちにこれを関係者に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。(水防法第25条及び第26条)

この場合、現場での水防活動は危険を伴うため、安全管理には十分に注意を払わなければならない。

7 水防の解除

市長は、警戒をする河川の水位が水防団待機水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、当該河川の水防体制を解除する。

また、水防本部は、河川に危険がなくなったことについて、住民への周知を図る。

第4節 発災直後の情報の収集・伝達

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 被害情報の収集	全対策班					
第2項 被害情報の報告	本部班					
第3項 通信手段の確保	本部班、消防本部班、消防署班、水道班、消防団、各総合支所					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（B C P）
- ◆資料編
 - ・資料 2-2 災害時優先電話指定一覧
 - ・資料 2-17 防災電話番号一覧
 - ・資料 2-39, 40 災害時における緊急放送に関する協定書
 - ・様式-1 市様式第1号の1～3 地区別被害状況調
 - ・様式-2 市様式第2号 世帯別被害調査票
 - ・様式-3 市様式第3号 関係被害調査票
 - ・様式-4 市様式第4号 災害対策活動実施状況報告
 - ・様式-5 個別表 災害警戒体制等状況報告書【市町村→地方支部】(県様式)
 - ・様式-6 総括表 災害警戒体制等状況報告書【市町村→地方支部】(県様式)
 - ・様式-7 被害報告様式第4号様式(県様式)
 - ・様式-8 放送要請様式(放送申込書)

第1項 被害情報の収集

1 災害警戒本部、災害対策本部設置時の情報収集

(1) 情報収集の実施者

被害情報の収集は、「各総合支所」「各現地対策班」「土木班」のパトロール及び公共施設等の緊急点検を行う各対策班の要員が実施する。

(2) 現地情報の収集

- ① 総合支所及び地区市民センターを拠点として、各地区の現地情報を収集する。
- ② 大淀川沿岸の浸水想定区域については、職員で構成する「巡回広報班」を派遣して、巡回活動及び情報収集活動を行う。
- ③ その他、浸水想定区域や多数の土砂災害危険箇所を有する地区については、状況に応じて人員を派遣して体制の強化に努める。

(3) 情報の集約

各班が収集した情報は、各対策部の「総括班」でとりまとめ、原因の把握及び初動対応を検討し、本部連絡員を通じて「本部班」に報告するとともに今後の対応を協議する。

各対策部の「総括班」は、各部署からの情報の伝達、また災害対策本部の情報及び状況を各対策部に連絡するために、「本部連絡員」1名を災害対策本部に配置する。

(4) 収集する情報の内容

災害発生後、直ちに行う被害状況の情報収集は、人的被害の状況を最優先に考え、併せて住家の被害、交通の状況等について収集する。

また、二次災害に係る情報についても収集する。

2 初期情報の把握

(1) 地域情報の収集体制

市内全域に被害があったと想定できる災害に対して、速やかに各自治公民館長に連絡し、地域の被害状況について情報を収集する。

各自治公民館への連絡は、下表の分担によって実施し、得られた情報は総務対策部「総務班」がとりまとめ、「本部班」に報告する。

《 被害調査区域及び担当班 》

No	調査区域	館数	担当班名（対策部）	人員
1	姫城地区	14	人事班	2
2	小松原地区	12	人事班	2
3	妻ヶ丘地区	16	人事班	2
4	祝吉地区	18	管財調達班	2
5	五十市地区	23	管財調達班	2
6	横市地区	17	管財調達班	2
7	沖水地区	12	沖水地区現地対策班	2
8	志和池地区	19	志和池地区現地対策班	2
9	庄内地区	10	庄内地区現地対策班	2
10	西岳地区	11	西岳地区現地対策班	2
11	中郷地区	18	中郷地区現地対策班	2
12	山之口地区	33	山之口総合支所総括・総務班	3
13	高城地区	21	高城総合支所総括・総務班	2
14	山田地区	35	山田総合支所総括・総務班	3
15	高崎地区	43	高崎総合支所総括・総務班	4

注) 各班の人員は、被害の状況に応じて増減できる。

(2) 情報収集のための現地活動

情報不通地区がある場合は、速やかに情報収集班体制を執り、情報収集担当職員を現地に派遣して情報収集活動を行う。

(3) 住民からの情報の受付

住民からの災害情報は、「総務班」が受付、その内容を「被害発生状況表」に記録して、本部連絡員を通じて、関係の対策班に連絡する。

情報を受け取った対策班は、速やかに職員を現地に派遣し、状況を確認のうえ「本部班」に連絡する。

(4) 参集職員からの情報収集

参集途中での情報収集は、初期段階においては最も迅速かつ有効な方法であることから、参集する全職員が被害状況の確認を実施し、速やかに「本部班」に連絡する。

情報は、「被害無し」または「〇〇通線通行不能」等できる限り具体的な内容で部署毎に集約し、「本部班」に伝達する。

(5) 協力による初期情報の収集

- ① 宮崎県アマチュア無線赤十字奉仕団の協力による情報収集
- ② 物流・宅配会社、バス会社、タクシー会社、警備会社等の民間企業の協力による情報収集
- ③ 郵便局、森林管理署、森林組合等の協力による情報収集

(6) 孤立地区の把握と対応

「本部班」は、速やかに、風水害や地震に伴う土砂災害等や液状化等の要因により道路交通が途絶し、外部からのアクセスが困難な孤立地区の発生について、自主防災組織や自治公民館、消防団等からの情報収集に努める。

なお、孤立地区が発生した場合は、通信・電気等のライフラインの途絶状況、火災・負傷者の発生状況、医療的援助が必要な者等要配慮者の有無、建物の被害状況、当該地域における備蓄の状況、道路等の被害・寸断状況、ヘリコプター緊急離着陸場等の被害状況、土砂災害の発生状況等の把握に努め、情報収集を行う。

(7) 災害状況等の整理・分析

「本部班」は、関係機関や住民等から収集した各種情報を、各班の応急対策活動に生かせるよう、整理・分析するとともに、適切に保存する。

第2項 被害情報の報告

1 被害情報の報告基準

基本法及び他の法令の規定に基づく災害の被害状況報告、及び部門別被害状況報告（以下「被害報告」という。）の取り扱いについては、本計画並びに「宮崎県災害報告取扱要領」、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付消防災第267号）の定めるところによる。

2 被害情報の報告要領

（1）報告の時期

市長（総務部危機管理課）は、次のいずれかに該当する事態が発生した場合、第1報を県に報告し、その後、各即報様式に定める事項について、判明したものから逐次報告する。

また、県に報告できない場合は国（消防庁）に直接報告した後、連絡ができるようになった段階で県に報告する。

- ① 市災害対策本部が設置されたとき
- ② 救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
- ③ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき
- ④ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察等の関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村または都道府県（外国人のうち、旅行者等住民登録の対象外の者は外務省）に連絡する。

なお、災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。

（2）消防庁への直接報告

住民等から119番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告する。

（3）火災・災害等即報要領の適用

消防庁の定める「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に基づき、次の一定規模以上（次頁参照）の火災・災害等を覚知した場合は、第1報報告（30分以内）を県だ

けでなく国（消防庁）にも報告する。

《 消防庁の報告先 》

平 日	夜間・休日
N T T回線 03-5253-7527、03-5253-7537 (FAX)	N T T回線 03-5253-7777、03-5253-7553 (FAX)
消防防災無線 90-49013、90-49033 (FAX)	消防防災無線 90-49012、90-49036 (FAX)
地域衛星通信ネットワーク TN-048-500-90-49013 TN-048-500-90-49033 (FAX)	地域衛星通信ネットワーク TN-048-500-90-49012 TN-048-500-90-49036 (FAX)

《 災害即報基準 》

一般基準	
① 災害救助法の適用基準に合致するもの ② 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの ③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの ④ 気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表されたもの 特別警報：気象等に関する特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪等） 津波に関する特別警報（大津波警報）火山に関する特別警報（噴火警報（居住地域））地震（地震動）に関する特別警報（予想される地震動の大きさが震度6弱以上） ⑤ 自衛隊に災害派遣を要請したもの	
個別基準（一般基準に該当しないもの）	
地震	① 震度5弱以上を記録したもの（予想される地震動の大きさが震度6弱以上については、特別警報に該当） ② 人的被害又は住家被害を生じたもの
津波	① 津波警報又は津波注意報が発表されたもの（大津波警報については、特別警報に該当） ② 人的被害又は住家被害を生じたもの
風水害	① 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ② 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ③ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
雪害	① 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ② 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

火山災害	① 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの（噴火警報（居住地域）については、特別警報に該当） ② 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
社会的影響基準	
上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	

※ 特別警報、津波警報、津波注意報及び噴火警報（火口周辺）が発表された場合並びに震度5弱以上の地震が発生した場合は、その被害の有無にかかわらず、市町村及び都道府県が講じた応急対策等について報告すること。

《 災害直接即報基準 》

地震	区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無は問わない。）
津波	死者又は行方不明者が生じたもの
風水害	死者又は行方不明者が生じたもの
火山災害	死者又は行方不明者が生じたもの

《 火災即報基準 》

一般基準	
① 死者が3人以上生じたもの ② 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの ③ 自衛隊に災害派遣を要請したもの	
個別基準	
建物火災	① 特定防火対象物で死者の発生した火災 ② 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの ③ 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災 ④ 特定違反対象物の火災 ⑤ 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災 ⑥ 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災 ⑦ 損害額1億円以上と推定される火災
林野火災	① 焼損面積1ヘクタール以上と推定される火災 ② 空中消火を要請又は実施した火災 ③ 住宅等へ延焼するおそれがある火災
交通機関の火災	① 航空機火災 ② タンカー火災 ③ 社会的影響度が高い船舶火災 ④ トンネル内車両火災 ⑤ 列車火災

その他	① 特殊な原因による火災 ② 特殊な態様の火災
石油コンビナート等特別防災区域内の事故	① 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ② 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの ③ 特定事業所内の火災（①以外のもの）
危険物等（危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）に係る事故（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）	① 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ② 負傷者が5名以上発生したもの ③ 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの ④ 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 ⑤ 海上、河川への危険物流出事故 ⑥ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災又は危険物等の漏えい事故
原子力災害等	① 原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏えい ② 放射性物質を輸送する車両における火災、核燃料物質等の運搬中の事故 ③ 基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの ④ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
その他特定の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故で社会的影響度が高いもの
消防職団員の消火活動等に伴う重大事故	
社会的影響基準	
上記のいずれにも該当しないものの報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	

《火災直接即報基準》

建物火災	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
交通機関の火災	① 航空機火災 ② タンカー火災 ③ 社会的影響度が高い船舶火災 ④ トンネル内車両火災 ⑤ 列車火災
石油コンビナート等特別防災区	① 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ② 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

域内の事故	もの
危険物等（危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）に係る事故（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ② 負傷者が5名以上発生したもの ③ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの ④ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ア 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ 500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ⑤ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ⑥ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
原子力災害等	<ul style="list-style-type: none"> ① 原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏えい ② 放射性物質を輸送する車両における火災、核燃料物質等の運搬中の事故 ③ 基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの ④ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）	

《 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報基準 》

救急救助事故
<ul style="list-style-type: none"> ① 死者5人以上の救急事故 ② 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 ③ 要救助者が5人以上の救助事故 ④ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故 ⑤ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故 ⑥ 消防職団員の救急・救助活動に伴う重大事故 ⑦ 自衛隊に災害派遣を要請したもの ⑧ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故
武力攻撃災害等
<ul style="list-style-type: none"> ① 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物

質の放出その他の人的又は物的災害（例：ミサイル攻撃等により生じた災害）

- ② 武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：テロ等により生じた災害）

《 救急・救助事故・武力攻撃災害等直接即報基準 》

救急救助事故

死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- ① 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- ② バスの転落等による救急・救助事故
- ③ ハイジャックによる救急・救助事故
- ④ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- ⑤ 上記①から④に該当しないものの報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

武力攻撃災害等

- ① 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：ミサイル攻撃等により生じた災害）
- ② 武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：テロ等により生じた災害）

3 被害情報の報告の実施

（1）実施者

「本部班」は各班からの被害情報をとりまとめ、県地方支部、または県災害対策本部へ報告する。

（2）報告の種類と時限

- ① 第一報 ・・・ 被害の覚知後 30 分以内で、できるかぎり早く
- ② 定時報告 ・・・ 毎日 10 時、15 時、21 時の 3 回
- ③ 確定報 ・・・ 応急対策終了後 15 日以内

（3）報告の方法

第一報及び定時報告は、「災害警戒体制等状況報告書（総括表、個別表）」を用いて、最も確実な方法により行う。

特に、第一報は、被害の状況が判明していない場合であっても、前記の时限を厳守し、未確認情報には「未確認」と明記して迅速に報告する。

確定報は、「県様式第 4 号その 2」の提出によって行う。

第3項 通信手段の確保

気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示、伝達等の災害時における通信は、次の方法により行う。

なお、被害状況等の報告は、災害対策支援情報システムにより行うが、事情によりシステムが使用できない場合には、電話、ファクシミリ、その他最も迅速かつ確実な手段を使用する。

また、災害に関する通信が緊急を要するものである場合は、電気通信事業者の電気通信設備の優先的利用、警察事務、消防事務、水防事務等の有線電気通信設備及び無線設備の使用、放送事業者に放送を行うことを求めることができる。

1 電話回線の利用

災害時において、電話が輻輳し通話が困難な場合、応急対策等のために必要な電話による通話は次の方法によって行う。

(1) 災害時優先電話の利用

西日本電信電話株式会社に登録された「災害時優先電話」を利用する。

【第2章 第8節 第1項「情報収集・連絡体制の整備」参照】

2 無線通信の利用

電話回線の途絶や輻輳により通話ができなくなった場合に対処するため、次の無線通信手段を用いて、災害に係る情報等の収集、伝達を行う。

(1) 防災行政無線の活用

災害対策本部は、避難所に配備する要員及び現場に展開している各対策班との相互連絡のための通信には、防災行政無線及び地域振興無線を活用する。

また、総合支所及び市民センターとの通信にも、電話のほか防災行政無線も併用する。

(2) 消防無線、水道事業用無線

消防対策部、上下水道対策部は、それぞれの機関内の通信に消防無線、水道事業用無線を利用する。

(3) 県総合情報ネットワーク「災害対策支援情報システム」の活用

県対策本部（危機管理局）及び県地方支部、その他県庁各課とは、「災害対策支援情報システム」を活用する。

【宮崎県市町村防災行政無線運営協議会「無線電話番号簿」参照】

(4) 通信設備が優先利（使）用できる機関

事前に関係機関と協議しておくことにより使用できる主な機関は、次のとおりである。

《通信設備が優先利（使）用できる機関名》

優先利(使)用するもの	通信設備設置機関	申込窓口
知 事 市 長 指定行政機関の長 指定地方行政機関の長 消防団長 消防局長	県(総合情報ネットワーク)	県危機管理局・農林振興局・各土木事務所
	県警察本部	県警察本部一通信指令室長 警察署一署長
	九州地方整備局	情報通信技術課長・河川国道事務所長等
	大阪航空局宮崎空港事務所	その都度依頼する
	宮崎地方気象台	その都度依頼する
	宮崎海上保安部	海上保安部長
	J R 九州鹿児島支社	駅長等
	九州電力株式会社	支店等
	九州電力送配電株式会社	支社、配電事業所等
	宮崎ガス株式会社	その都度依頼する
陸上自衛隊		その都度依頼する
航空自衛隊		その都度依頼する

(5) 孤立防止対策用の衛星電話の利用

山間部等の通信網が脆弱な集落が孤立化した場合は、西日本電信電話株式会社が所有する孤立防止対策用衛星電話等を利用して通信を確保する。

なお、西日本電信電話株式会社は、各支店等に孤立防止対策用衛星電話を常置しており、一般加入電話等の途絶に際してはこの衛星電話を利用することができる。

(6) 防災相互通信用無線電話の活用

災害の現地等において、防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。

保有機関は、県、県内全市町村、県警察本部、宮崎海上保安部、自衛隊、宮崎市消防局で、市内では、市役所内2台及び消防局1台の計3台がある。

3 非常無線通信の依頼

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線電話を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときに、「電波法」（昭和52年法律第131号）第52条の規定に基づいて、最寄りの無線局に非常無線通信を依頼して行う。

(1) アマチュア無線局への依頼

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、必要に応じて、アマチュア無線局に協力を依頼し、災害情報の収集や伝達を行う。

《アマチュア無線局》

団体名	コールサイン
宮崎県アマチュア無線赤十字奉仕団	J A 6 Y R G
アマチュア無線都城市役所クラブ	J E 6 Y F L
アマチュア無線都城クラブ	J H 6 Z C H
都城市消防団アマチュア無線クラブ	J E 6 Y B P

4 放送局への放送要請

「本部班」は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備または無線設備による通信ができない場合、または著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、知事を通じて、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をN H K 宮崎放送局、(株)宮崎放送、(株)テレビ宮崎及び(株)エフエム宮崎、B T V 株式会社に要請する。

なお、直ちに広報する必要のある情報は、「秘書広報班」が積極的に各報道機関に伝達し、テレビ、ラジオ等を通じた広報の協力を要請する。

【同章 第5節 第2項「広報要領」参照】

第5節 災害広報活動

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 広報体制の整備	秘書広報班、巡回広報班					
第2項 広報要領	秘書広報班、巡回広報班、避難収容班					
第3項 相談窓口の設置	関係各対策班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（B C P）
- ◆資料編
 - ・資料 2-17 防災電話番号一覧

第1項 広報体制の整備

1 体制の整備

(1) 担当及び責任者

- ① 災害時における広報は、「秘書広報班」が主導して行う。
- ② 広報責任者は、秘書広報課長とする。
- ③ 浸水想定区域等の住民に向けた避難関係情報等の広報車による広報は、「巡回広報班」が行う。
- ④ 「秘書広報班」は、災害警戒本部または災害対策本部が設置された場合、迅速かつ的確な情報収集と広報を行うため、広報担当者を本部に派遣する。

2 広報活動

(1) 広報の目的

「秘書広報班」は、次のことを目的として正確な情報を迅速に広報する。

- ① 住民が的確に判断し行動できるようにする。
- ② 住民の不安を軽減する。
- ③ 無用な混乱を防ぎ、問い合わせ対応の負荷を軽減する。
- ④ 現場で応急対策の業務に従事する者との情報共有を図る。

(2) 情報の収集

- ① 「秘書広報班」は、本部に派遣された広報担当者を通じて、災害対策本部等の動向について積極的に情報を収集する。

② 「秘書広報班」は、必要に応じて災害の現地に出向き、カメラ、ビデオによる取材活動を行うとともに、各対策班が撮影した写真やビデオ等を収集する。

(3) 関係機関との連携

広報活動は、前述のほか、次のとおり関係機関と連携して行う。

- ① 広報媒体となるテレビ、ラジオ、新聞のほか、地域に密着したケーブルテレビやシティFMの協力のもとで連携して行う。
- ② 消防団や自治公民館等の協力のもとで連携して行う。

第2項 広報要領

1 住民に向けた広報

(1) 広報の内容

住民に向けた広報の段階は、「災害発生前、直後」「避難生活の時期」「生活再建の開始時期」に分けられ、その種類は「被害情報」と「生活情報」に分けられる。

「秘書広報班」及び「巡回広報班」は、それぞれの段階、種類に応じた的確な広報を行うこととし、特に初期段階での情報を広報車等で行う場合については、事前に広報文例や広報録音テープを作成しておく等、迅速に対応できる体制を整える。

広報の段階	広報の内容
災害発生前、直後	<ul style="list-style-type: none">・南海トラフ地震臨時情報に関すること・避難所の開設に関すること・避難情報の種類及び警戒レベル及び発令対象地域等に関するこ・発生した災害の種別、場所、規模、拡大の可能性等に関するこ
避難生活の時期	<ul style="list-style-type: none">・生活関連施設（水道・電気・通信・し尿処理・衛生等）の被害と復旧の見込みに関するこ・交通関連施設（鉄道・道路等）の被害と復旧の見込みに関するこ・炊き出し、食料・飲料水等の配給に関するこ・応急仮設住宅の供給に関するこ
生活再建の開始時期	<ul style="list-style-type: none">・問い合わせ・相談窓口の開設に関するこ・自主防災組織、ボランティア活動への参加の呼びかけ・誤報、流言・飛語の打ち消し、治安状況、悪徳商法等への注意喚起

(2) 広報の方法

「秘書広報班」、「巡回広報班」及び広報を行う機関は、次に示す広報手段から効果的な方法を適宜選択し、住民に正確な情報を迅速に提供することに努める。

なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努め、特に要配慮者に配慮する。

- ① テレビ・ラジオ等報道機関による広報
- ② 市の広報車及び消防団車両を利用した広報
- ③ 自治公民館長等を通じての広報
- ④ 地域の放送設備を活用した広報
- ⑤ 市防災行政無線を活用した広報
- ⑥ 市のホームページ
- ⑦ 携帯メールサービス
- ⑧ 広報紙の配布
- ⑨ 立看板、掲示板、ポスター等の掲示 等

(3) 外国人に配慮した広報

「秘書広報班」及び広報を行う機関は、住民に対する広報を行う場合、市域に居住する外国人にも配慮し、分かりやすく正確に内容を伝える効果的な方法により外国人に向けた広報を行うものとする。

- ① 市のホームページの翻訳
- ② 外国語による携帯メールの活用
- ③ 図やイラストにより表現した広報紙の配布
- ④ 図やイラストにより表現した立看板、掲示板、ポスター等の掲示
- ⑤ 通訳者等の活用 等

2 報道機関への情報提供と放送要請

(1) 報道機関への情報提供

- ① 報道機関への情報提供は、「秘書広報班」が行う。
- ② 「秘書広報班」は、記者会見を行う時刻を定め、定期的な会見を行う。また、提供する情報が一部の報道機関に偏らないように留意し、発表の日時、場所等を各報道機関に周知した上で行う。
- ③ 直ちに広報する必要のある情報は、積極的に各報道機関に伝達し、テレビ、ラジオ等を通じた広報の協力を要請する。

(2) 放送機関への放送要請

「秘書広報班」は、災害による被害が甚大である等のため、十分な広報活動を行えない場合は、県を通じて報道機関へ放送等を要請する。ただし、緊急やむを得ない場合は直接報道機関へ依頼し、事後、県・報道機関に文書を提出する。

(3) 基本法に基づく広報要請

市長は、災害に関する情報を緊急に住民に周知する必要があると認めるときは、知

事に対して基本法第57条に基づき、無線局運用規則第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送の要請を依頼する。

① 要請の要件

災害が発生し、または発生のおそれがある次のいずれの事項にも該当する場合とする。

- ア 事態が切迫し、避難情報や警戒区域についての情報伝達に緊急を要する。
- イ 通常の伝達手段では対応困難で、特別に放送による伝達が必要である。

② 要請先

NHK宮崎放送局、株式会社宮崎放送、株式会社テレビ宮崎、株式会社エフエム宮崎、BTV株式会社、株式会社シティエフエム都城

③ 要請方法

「秘書広報班」は、別紙様式により、県に広報要請を依頼する。

ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、市から直接要請できる。

3 安否情報の提供

「秘書広報班」は、被災者の安否に関する情報の照会があったとき、内閣府が定める政令の要件を満たす場合に限り、被災者台帳等により、市が把握する情報に基づき回答することができる。また、当該回答を適切に行い、または当該回答の適切な実施に備えるため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、県警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

なお、必要に応じて安否問合せ窓口を庁内に設置し、来庁者の問合せへの対応を行う。

第3項 相談窓口の設置

1 体制の整備

(1) 実施者

避難生活や生活再建に関する情報を所管する部署は、住民からの電話による問い合わせや直接面談による相談に対応するため、相談窓口としての職員を配置する。

(2) 総合問い合わせ窓口の開設

「秘書広報班」及び「各総合支所総括・総務班」は、住民からの問い合わせや相談、苦情が殺到する状況においては、総合政策対策班の要請を受け、関係する部署が合同

して「総合問い合わせ窓口」を開設する。

この場合、外国人からの問い合わせに応じる体制についても、関係する部署の協力を得て、同時に整備する。

なお、「秘書広報班」及び「各総合支所総括・総務班」は、「総合問い合わせ窓口」を設置する場合は、そのことを広報して住民に周知する。

(3) 各種相談窓口の設置

総合政策総括班は、被災者のニーズを踏まえ、必要に応じて、次に掲げる相談窓口の開設を検討する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、秘書広報班及び関係各部班は、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、設置及び運営を行う。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

<相談窓口の例>

住宅、医療・衛生、福祉、雇用・労働、消費生活、廃棄物、ライフライン、金融、法律、保険、教育、心の悩み、外国人等

第6節 広域的な応援活動体制

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 応援要請	本部班、管財調達班、消防本部班					
第2項 防災救急ヘリコプター等の応援要請	本部班、管財調達班、消防本部班					
第3項 他市町村への応援の実施	人事班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（B C P）
- ◆災害時応援協定運用手順書
- ◆大規模災害時後方支援計画
- ◆資料編
 - ・資料 2-10 緊急時ヘリコプター離着陸場一覧
 - ・資料 2-18 宮崎県消防相互応援協定
 - ・資料 2-19 宮崎県市町村防災相互応援協定

第1項 応援要請

1 他市町村、県、国の機関への応援要請

「本部班」は、応援要請を求めるときは、次に掲げる場合において災害対策本部会議の決定に基づき行う。

なお、災害の発生により、市及び県が、その全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、基本法に基づき、国（指定行政機関の長または指定地方行政機関の長）は、市に代わって、実施すべき応急措置の全部または一部を実施しなければならない。

（1）他市町村への応援要請

市長（本部班）は、市域に係る災害が発生した場合において、県内の他市町村長に災害応急対策のための応援を求める必要がある場合は、「宮崎県市町村防災相互応援協定」に基づき応援要請を行う。

なお、市長は、発災時に円滑な支援・受援を行うため、あらかじめその体制を構築するとともに、今後発生が予想される地震については、被害想定に基づいた具体的な支援・受援の方法や必要な量について検討を行う。

(2) 県への応援要請

市長（本部班）は、市域に係る災害が発生した場合において、知事に災害応急対策のための応援または職員の派遣を求める場合は、県危機管理局に対し応援要請を行う。

(3) 指定地方行政機関への応援要請

市長（本部班）は、市域に係る災害が発生した場合において、指定地方行政機関の長に災害応急対策のための職員の派遣を求める場合は、県危機管理局に対し応援要請を依頼することとし、通信の混乱等により不測の時間を要する場合は、直接、指定地方行政機関の長に対し応援要請を行うことができる。

2 応援要請等の方法

「本部班」は、他市町村、県または指定地方行政機関に対する応援の要請を行うが、その際は次に示す事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

(1) 応援要請に際して記載する事項

- ① 災害の状況
- ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ③ 応援を必要とする期間
- ④ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ⑤ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- ⑥ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- ⑦ その他必要な事項

(2) 職員派遣の要請に際して記載する事項

- ① 災害の状況
- ② 派遣のあっせんを求める理由
- ④ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ⑤ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

3 応援を求める応急対策の内容

- ① 災害応急措置に必要な職員の派遣
- ② 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
- ③ 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- ④ 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- ⑤ 遺体の火葬のための施設の提供

- ⑥ ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- ⑦ 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- ⑧ ボランティア団体の受付及び活動調整
- ⑨ その他応援のために必要な事項

4 民間団体等への応援要請

市長（本部班）は、市域に係る災害が発生した場合において、指定公共機関または指定地方公共機関、その他応援を必要とする民間団体等に対して、災害応急対策または災害復旧のための応援を求める場合は、他市または国・県への要請の手順に従って応援要請を行う。

5 消防機関への応援要請

市長は、被災が大きく、自らの消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、「宮崎県消防相互応援協定」に基づく応援要請を速やかに行う。

また、鹿児島県の市町に対する応援要請が必要であると判断した場合には、各消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

6 受入体制の整備

（1）連絡体制の整備

応援の受け入れが確定した後の情報交換、及び応急対策の具体的な内容については、実際に応急対策を実施する各班を連絡窓口とする。

連絡窓口となった班は、「本部班」と緊密な連携を保ち、応援に必要な情報の交換、及び相手先への提供に努める。

（2）受入施設の確保

「本部班」は、他の市町村、都道府県、関係機関等からの人的応援や物的応援を速やかに受け入れるため、その拠点となる「防災活動拠点」をあらかじめ確保する。

【第2章 第10節 第4項「防災活動拠点の整備」参照】

第2項 防災救急ヘリコプター等の応援要請

1 防災救急ヘリコプターの応援要請

市長（本部班）は、防災救急ヘリコプターの緊急運航を要する事態が発生した場合、「宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、防災救急航空センター所長に対して緊急運航を要請する。

(1) 緊急運航の要件

緊急運航は、原則として次の要件を満たす場合に行うことができる。

《 緊急運航の要件 》

公共性	地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする場合
緊急性	緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体及び財産に重要な支障が生じるおそれがある場合
非代替性	防災救急ヘリコプター以外に適切な手段がない場合（既存の資機材及び人員では十分な活動が期待できない、または活動できない場合）

《 防災救急ヘリコプターの要請先 》

宮崎県防災救急航空センター	宮崎市大字赤江宮崎空港内	TEL 0985-56-0586 (緊急)0985-56-0583 FAX 0985-56-0597
---------------	--------------	--

(2) 要請の方法

「本部班」または「消防本部班」は、防災救急航空センターに、次に示す事項を明らかにして電話等により要請し、事後速やかに「緊急運航要請書」を提出する。

- ① 災害の種別及び状況
- ② 災害の発生日時及び場所
- ③ 災害発生現場の気象状況
- ④ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ⑤ 災害現場の指揮者の職・氏名及び連絡方法
- ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦ 救急搬送の場合は同乗する医師等の氏名
- ⑧ その他必要な事項

(3) 受入体制の整備

「本部班」は、防災救急航空センターと緊密な連絡を図るとともに、現場の指揮者にヘリコプターの運航指揮者との緊密な連絡を取らせる。

また、必要に応じて、次の体制を整備する。

- ① 離着陸場所の確保（散水等必要な措置を含む）及び安全対策
- ② 傷病者の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- ③ 空中消火のための給水場所の確保
- ④ その他必要な事項

2 緊急消防援助隊等の派遣要請

消防組織法第45条に規定されている「緊急消防援助隊」とは、全国的な消防応援のために、全国の消防に関する人員及び施設により構成される部隊であり、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、災害が発生した市町村の属する都道府県の知事から要請を受けて応援活動を実施するものである。

市長は、必要に応じて、緊急消防援助隊または「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等の要請を、知事に次の事項を明らかにして依頼する。

- ① 災害の状況
- ② 必要な応援の内容（応援部隊の種別、必要資機材等）
- ③ 準備してある資機材の状況
- ④ 臨時ヘリポートの場所及び燃料の補給体制

第3項 他市町村への応援の実施

1 応援の実施

市長（本部班）は、他の市町村において災害が発生し、または発生するおそれのある場合で自力による応急対策が困難であるため応援要請を受けた場合、基本法に基づき、他の市町村に対し応援を実施する。

（1）応援要請の受諾

市長（本部班）は、他の市町村において災害が発生し、知事から応援要請の依頼があった場合、速やかに関係部局で対応を協議する。

- ① 応援派遣の要請の掌握は、危機管理課が行う。
- ② 関係部局で決定した職員の派遣に関する手続きは、職員課及びフィロソフィ推進課が行う。

（2）応援の実施

市長（本部班）は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣、物資の供給等の応援を実施する。

その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食事や衣類等から情報連絡手段に至るまで各自でまかなうことができる自己完結型の体制とする。

（3）被災者受入施設の提供等

市長（本部班）は、被災市町村または知事からの要請があった場合、被災者を一時的に受け入れするための公的住宅、医療機関並びに要配慮者を受け入れるための社会

福祉施設等の状況調査及びあっせんについて検討する。

(4) 応援協定に基づく応援の実施

市長（本部班）は、相互応援協力に関する協定を締結している他の自治体等からの応援・協力要請を受けた際は、食料や衣料、情報伝達手段について各自で賄うことができる自己完結型の応援隊を形成し派遣を実施する。

(5) 後方支援活動の実施

市長（本部班）は、広域的な大規模災害が発生した際は、必要に応じて、災害対策本部内に「後方支援活動対策本部」を設置し、後方支援拠点に位置付けられている高城運動公園を中心に、支援体制を確立し、関係市町と連携を図りながら支援活動を実施する。

後方支援の詳細は、「大規模災害時後方支援計画」に基づく。

第7節 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 災害派遣要請基準等	本部班					
第2項 災害派遣要請要領	本部班					
第3項 派遣部隊等の受入体制	本部班、管財調達班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（B C P）
- ◆資料編
 - ・資料 2-10 緊急時ヘリコプター離着陸場一覧
 - ・様式-13 自衛隊災害派遣要請様式

第1項 災害派遣要請基準等

1 派遣要請基準

市長（本部班）は、次の基準により、知事に対して自衛隊派遣要請の要求を行う。
(基本法第 68 条の 2 第 1 項、自衛隊法第 83 条第 1 項)

- ① 災害発生時に人命、身体及び財産を保護するために緊急、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められる場合
 - ア 人命救助のため応援を必要とする場合
 - イ 水害等の災害が発生し、または発生が予想され、緊急に水防対策が必要な場合
 - ウ 大規模な火災が発生し、消火のため自衛隊の応援を必要とする場合
 - エ 災害のため人員及び物資の輸送の応援を必要とする場合
 - オ 災害のため主要交通路が不通となり応急措置を必要とする場合
 - カ 応急の医療、防疫、給水及び通信支援等を必要とする場合
- ② 災害の発生が迫り、予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められる場合

2 災害派遣部隊の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

《災害派遣部隊の活動範囲》

項目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の搜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路または水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの啓開または除去に当たる。
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与 または譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(S. 33. 総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし、または譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第2項 災害派遣要請要領

1 災害派遣の方法

(1) 派遣要請の要求

市長（本部班）は、事態が急進し速やかに自衛隊の救援を要すると認めたときは、知事への自衛隊災害派遣要請要求書様式に次の事項を明らかにし、文書により知事（県危機管理局）に対して要求する。

ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話をもって行い、その後速やかに文書を提出する。

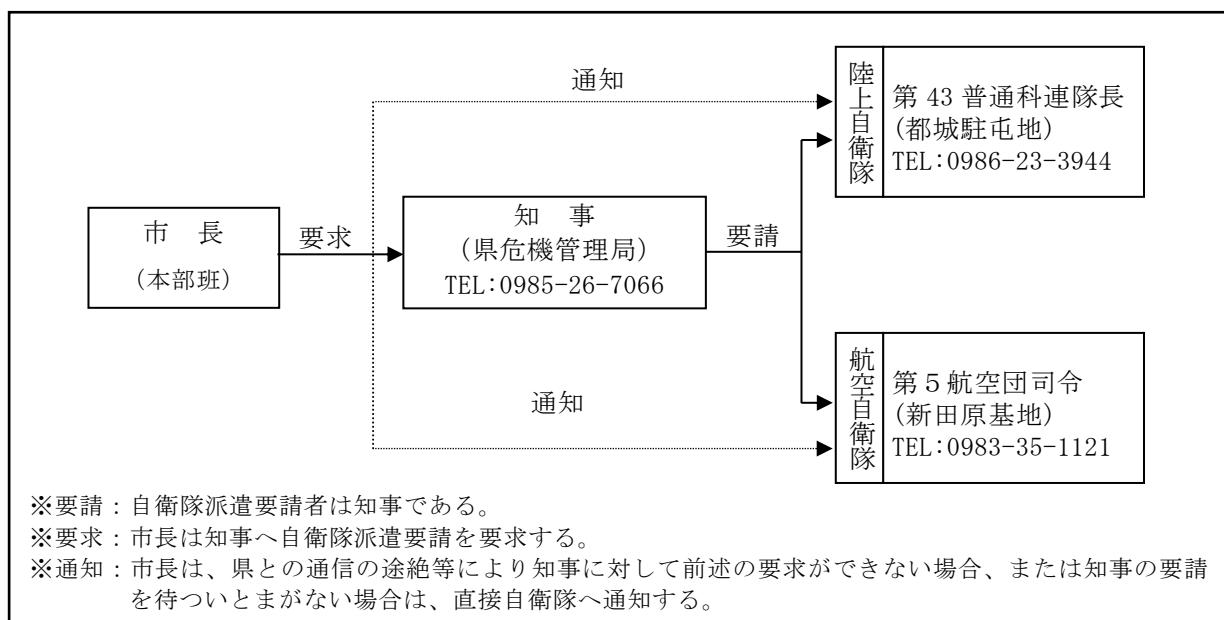
- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を必要とする期間
- ③ 派遣を希望する人員、用途別車両、船舶、航空機等の概数
- ④ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ⑤ 部隊との連絡場所及び部隊の集結地
- ⑥ その他参考となるべき事項

(2) 緊急要請の通知

市長（本部班）は、県との通信の途絶等により知事に対して前述の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊（陸上自衛隊第43普通科連隊）に口頭または電話にて通知する。

なお、この通知をした場合は、事後速やかに自衛隊に文書を提出するものとし、また、その旨を速やかに知事に通知する。

《 災害派遣要請系統図 》



(3) 自衛隊の自発的出動基準

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援等が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

(基本法第68条の2第2項、自衛隊法第83条第2項)

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに効率的な救援活動が実施できるよう努める。

- ① 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合。
- ② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援等の措置をとる必要があると認められる場合。
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合。
- ④ その他災害に際し、上記①から③に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合。

この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとし、また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

2 派遣要請時の留意点

「本部班」は、自衛隊の派遣要請時には、次の事項に留意する。

- ① 作業の優先順位を整理する。
 - ア 作業箇所及び作業内容
 - イ 作業の優先順位
 - ウ 作業に関する資材の種類別保管（調達場所）
 - エ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
- ② 経費負担の確認を行う。

第3項 派遣部隊等の受入体制

1 派遣部隊等の受け入れ

(1) 受入体制及び準備

- ① 市長（本部班）は、知事から災害派遣の通知を受けたときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、自衛隊の救援活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる受入体制を確立する。

- ア 派遣部隊の宿泊所、車両、器材等の保管場所の準備、その他受け入れのために必要な措置をとる。
- イ 派遣部隊及び県との連絡調整員を指名し、連絡調整を行う。
- ウ 応援を求める作業の内容、所要人員、資機材等の確保その他について計画を立て、部隊の到着と同時に作業ができるように準備しておく。

② 派遣部隊が到着した場合は、次の要領により実施する。

- ア 派遣部隊を集結地に誘導するとともに、派遣部隊の長と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。
- イ 市長は、適宜、次に掲げる事項を県に報告する。
 - a 派遣部隊の名称
 - b 派遣部隊の長の官職氏名
 - c 隊員数
 - d 到着日時
 - e 従事している作業の内容及び進捗状況
 - f その他参考となる事項

(2) 準備すべき主たる施設、資機材等

派遣部隊の救助活動または災害救助応急復旧作業が迅速かつ効果的に実施できるよう、作業に必要な施設、資機材等は特殊なものを除き、すべて市において準備する。ただし、不足するものが生じ、派遣部隊が携行する材料及び消耗品等を使用した場合においては、できる限り返品または弁償しなければならない。

(3) 臨時ヘリポートの設置

市長（本部班）災害が発生した際は、連絡、偵察、救助、輸送のため、必要に応じて臨時ヘリポートを設置する。

【第2章 第15節 第2項「緊急時ヘリコプター離着陸場の確保」参照】

(4) 災害派遣の撤収要請の要求

市長（本部班）は、災害派遣要請の目的を達成したとき、または必要がなくなったと判断したときは、派遣部隊の長及びその他の関係機関と協議の上、知事への自衛隊災害派遣部隊の撤収要請要求書様式文書により速やかに次の事項を明らかにして知事に対して撤収要請を要求する。

ただし、文書による要求に時間を要するときは、口頭または電話等で要求し、その後速やかに文書を提出する。

- ① 撤収日時
- ② 撤収要請の事由
- ③ 事故の有無
- ④ 派遣人員及び従事作業内容

⑤ その他必要な事項

(5) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは市の負担とする。

ただし、活動する地域が2以上の市町村にわたる場合は、関係市町村と協議して負担割合を定める。

- ① 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金等（災害派遣に関わる事項に限る。）
- ② 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設の借上料、電気料及び水道料
- ③ 宿泊施設での汚物の処理料金
- ④ 活動のため現地で調達した資器材等の費用
- ⑤ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）
- ⑥ その他必要な経費については、事前に協議しておく。
なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と要求者が協議する。

第8節 災害救助法の適用等

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 災害救助法の適用	本部班					
第2項 被害状況の調査	調査班、建築班					
第3項 被害の認定	調査班、建築班					
第4項 り災証明書の発行・被災者台帳の作成	本部班、各総合支所 総括・総務班、各消防署班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（B C P）
- ◆資料編（様式集）
 - ・資料 7-1 被害認定の基準
 - ・資料 7-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償（早見表）
 - ・資料 7-3 災害救助法による帳簿書式（1～40）
 - ・様式-22 市様式第13号 り災証明書
 - ・様式-23 市様式第14号 被災届出証明申請書

第1項 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用基準

災害の程度が次の基準に該当する場合は、救助法及び救助法施行令（昭和22年政令225号）等の定めにより、速やかに所定の手続きを行う。

《 災害救助法の適用基準 》

指標となる被害項目		本市における滅失世帯数	該当条項
1	市内の住家が滅失した世帯の数	市100世帯以上	第1項第1号
2	県内の住家が滅失した世帯の数、 そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	県1,500世帯以上 かつ市50世帯以上	第1項第2号
3	県内の住家が滅失した世帯の数、 そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	県7,000世帯以上 かつ市多数	第1項第3号
4	災害が隔絶した地域で発生したものである等、 被災者の救護が著しく困難である場合	※ 多数	
5	多数の者が生命、または身体に危害を受けまたは 受けるおそれが生じた場合		第1項第4号

注) ※の場合は県知事が内閣総理大臣と事前協議を行う必要がある。
また、世帯数は国勢調査またはこれに準ずる全国的な調査の結果による。

2 災害救助法の適用手続き

(1) 災害救助法の適用手続き

市長（本部班）は、災害による被害の程度が「適用基準」のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときは、災害報告要領により、直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を申請する。

その場合、次に掲げる事項について、口頭または電話をもって申請し、後日、文書により改めて申請する。

- ① 災害の日時及び場所
- ② 災害の原因及び被害の状況
- ③ 適用を申請する理由
- ④ 適用を必要とする期間
- ⑤ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- ⑥ その他必要な事項

(2) 適用申請の特例

市長（本部班）は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置に関して知事の指揮を受ける。

この報告は、確認集計のうえ直ちに内閣総理大臣に提供され、災害救助費、国庫負担金の概算交付、救助用物資及び義援金品の配分の基礎となるほか、関係各省庁の諸対策の基礎となる極めて重要な情報であるので、十分な精査を行う。

(3) 報告の種類と内容

救助法に基づく救助は、国の責任において知事が実施するが、一部の救助は、災害救助法施行細則第2条の2により、あらかじめ市長に委任されている。

しかし、状況により知事が救助を実施することを妨げるものではなく、また、委任されている救助以外でも、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、同法第30条により市長に委任される。

救助法が適用された場合の報告内容は、おおむね次のとおりである。

《 報告内容 》

救助の種類	報告事項
ア 避難所の供与*	ア 箇所数、収容人員
イ 応急仮設住宅の供与	イ 設置（希望）戸数
ウ 炊出しその他による食品の給与*	ウ 箇所数、給食数、給食人員
エ 飲料水の供給	エ 対象人員
オ 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	オ 主なる品目別給与点数及び給与世帯数
カ 医療及び助産	カ 班数、医療機関数、患者数、分娩者数
キ 被災者の救出*	キ 救出人員、行方不明者数
ク 被災した住宅の応急修理	ク 対象世帯数
ケ 学用品の給与*	ケ 小・中学校別対象者数及び給与点数
コ 埋葬*	コ 埋葬数
サ 死体の搜索及び処理*	サ 死体処理数
シ 障害物の除去*	シ 対象世帯数

注) ※は災害救助法施行細則第2条の2により、あらかじめ市長に委任されている救助。

3 実費弁償の基準

(1) 災害救助法による実費弁償の基準

救助法による救助の程度、方法並びに期間の基準は、救助法施行令に定めるとおりであるが、やむを得ない特別の事情のある場合、応急救助に必要な範囲内において内閣総理大臣の承認を得て、救助の期間を延長することができる。

(2) 委任を受けた応急救助費の繰替支払

市においては、委任を受けた応急救助費の繰替支払が行われる。

第2項 被害状況の調査

1 被害状況の調査

(1) 実施者

「調査班」と「建築班」は協同して、救助法の適用のための調査を行う。

公共施設等に関する被害調査は、所管の部署が行う。

【同章 第17節 第1項「公共施設等の応急復旧」参照】

(2) 調査の目的

被害調査は、災害による「被害の認定」を目的とする。

(3) 調査の対象

被害状況の調査の対象は、災害により被害を受けた民間の住家及び非住家の建物とする。

(4) 調査体制

公正な調査とするため、「調査班」は2名以上で構成することとし、建築に関する専門知識を持った者を含む。

調査員が不足する場合は、県や他市町村、または専門的な知識を有する組織等に応援を要請する。

(5) 実施における留意事項

被害認定は、様々な被災者への支援の有無を決める重要なものであることを十分に理解し、公正な判定ができるよう丁寧な調査を行う。

2 調査要領

(1) 第1次判定の実施

- ① 災害発生直後に、被害の概況を把握するために実施する。
- ② 調査の体制に、特に建築の専門的な知識を必要としない。
- ③ 一目で判定できる倒壊家屋だけを「全壊」とし、被害の全体像を把握する。
- ④ 浸水被害の場合は、床上浸水かどうかに絞って、被害の全体像を把握する。

(2) 第2次判定の実施

- ① 災害発生後おおむね1か月以内に実施する。
- ② 第1次判定で全壊と判定されなかった物件について行う。
- ③ 建築の専門的な知識を有する者を含む体制により、詳細な調査を行う。
- ④ 概観の目視により、建物の傾斜の程度や部位別の損傷状況を調査し、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損傷」を判定する。

- ⑤ 浸水被害の場合は、床上浸水のあった住家、及び第1次判定の結果に対して再調査の申し出があった住家を対象とし、建物の外側と内側から詳細に調査を行う。
- ⑥ 浸水被害の場合は、建物自体に物理的被害がなくても、内装や設備に大きな被害を受けている場合があるので注意する。

(3) 第3次判定

- ① 第2次判定の結果に対して再調査の申し出があった場合に実施する。
- ② 外観調査に加えて内部の立入調査を行い、壁や天井のほか、台所、トイレ、浴槽等の設備についても被害の程度を調査する。

3 り災台帳の作成

被害調査の結果は、次のことに留意して台帳に整理する。

- ① 固定資産の課税台帳や住民基本台帳と照合して正確に記録する。
- ② 建物の所有者と居住者との関係を明記する。
- ③ 被災者支援対策を担当する部署と連携して、必要事項を整理する。

4 再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、り災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、やむを得ない事情と認められる場合を除いて、災害発生日から3か月以内であれば再調査を申し出ができるものとする。

「本部班」、「各総合支所総括・総務班」は、再調査の申し出のあった家屋に対し、迅速に「調査班」による再調査を実施し、認定結果を被災者に連絡すると共に、必要に応じてり災台帳を修正し、り災証明書を発行する。

なお、認定の困難なものについては、必要に応じて「認定委員会」を設置し、意見を聞いて市長が判定する。

第3項 被害の認定

1 被害の認定

(1) 実施者

被害の認定は、第1次調査の判定は「調査班」に、第2次調査及び第3次調査による判定は「建築班」が行う。

(2) 住家・世帯の定義

- ① 「住家」とは、人が起居できる設備のある建物で、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかは問わない。

(解釈) 必ずしも一戸の建物に限らない。例えば、炊事場、浴場または便所が別棟であったり、離家が別棟である場合には、これら生活に必要な部分の戸数は合して一戸とする。

なお、社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても現実に住家として人が居住しているときは住家に入れるべきである。

②「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(解釈) 同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。

2 被害の認定基準

被害程度の判断は、「災害の被害認定基準の統一について」(昭和43年6月14日総審第115号)で統一された「被害の認定基準」のほか、次の通知等に基づいて実施する。

- 「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日府政防第518号)
- 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成25年6月改定)
- 「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」
(平成16年4月1日付府政防第361号)
- 「浸水等による住宅被害の認定について」(平成16年10月28日付府政防第842号)

第4項 り災証明書の発行・被災者台帳の作成

り災証明書は、被災者の応急的な救済を目的とする救助法による各種施策や市税の減免等を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、基本法第90条の2に基づく事務として、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、市長が確認できる程度の被害について証明する。

1 り災証明

(1) 実施者

り災証明書は、証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に対して、被害認定の結果に基づき、「本部班」及び「各総合支所総括・総務班」並びに「各消防署班」で発行事務を行う。

(2) 証明の対象

り災証明書は、基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次に示す項目の証明を行う。

- ① 全壊、大規模半壊、半壊、一部破損

② 火災による全焼、半焼、部分焼、水損

(3) り災証明書の発行事務

り災証明書の発行を担当する窓口を設置し、混雑が予測される場合は、窓口の分散や郵便による発行を検討する等、迅速な対応を図る。その際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

住民からの請求に調査が間に合わない場合、又は、住家被害以外で把握のできていない被害、調査の範囲から外れているものの被害等については、被災者からの申告に基づき、被災の届け出があったことを証明する「被災届出証明」を発行する。

なお、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう平常時より被災家屋の調査担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結を計画的に進める等、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制を確立する。

(4) り災証明に関する広報

り災証明書の発行、及び再調査の受付を円滑に行うため、相談窓口を設置すると共に広報紙等により被災者への周知を図る。

2 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的な実施に努める。

また、大規模災害における被災者台帳の作成・管理、り災証明発行等の被災者支援業務の円滑な実施のため、支援システムの導入についても検討を進めるものとする。

第9節 避難収容対策

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 避難情報の伝達	本部班					
第2項 避難誘導	避難収容班、福祉こども・救護班、消防団、各総合支所総括・総務班					
第3項 避難所の開設	避難収容班、福祉こども・救護班、保健・救護班、環境政策班、各総合支所生活福祉班					
第4項 要配慮者を考慮した避難対策	避難収容班、福祉こども・救護班、保健・救護班、各総合支所生活福祉班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（B C P）
- ◆避難所開設・運営マニュアル
- ◆災害時応援協定運用手順書
- ◆資料編
 - ・資料 2-13 指定避難所位置図
 - ・資料 2-33, 46 災害時における避難所等の協力に関する協定書
 - ・様式-14 市様式第 5 号 避難広場及び避難所の開設状況等の報告
 - ・様式-15 市様式第 6 号の 1 収容避難者名簿
 - ・様式-15 市様式第 6 号の 2 収容避難者集計
 - ・様式-15 市様式第 6 号の 3 避難者カード

第1項 避難情報の伝達

1 高齢者等避難

市長（本部班）は、災害が発生するおそれがある場合において、避難行動に時間を要する避難行動要支援者に避難開始を求めるとともに、その他の者に対し避難のための準備を促すため、「高齢者等避難」を発令する。（基本法第 56 条第 2 項）

高齢者等避難の発令により、避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

2 避難指示

市長（本部班）は、災害が発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体を災害から保護するため、必要と認める地域の居住者等に対し避難のための立ち退きを促す「避難指示」を発令する。（基本法第60条第1項）

なお、夜間や早朝であっても避難指示は躊躇なく発令する。

また、住民に対しては、夜間等の時間帯となることを考慮して、早めに発令する場合があることを周知しておく。

3 緊急安全確保

市長（本部班）は、災害が発生又は切迫している状況において、避難所等へ立退き避難することがかえって危険であるような危険な場所にいる居住者に対し、命を守るために最善の行動を促す「緊急安全確保」を発令する。（基本法第60条第3項）

なお、夜間や早朝であっても緊急安全確保は躊躇なく発令する。

4 屋内での待避等の安全確保措置

市長（本部班）は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置※を指示する。（基本法第60条第3項）

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された避難所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接の堅牢な建物の2階等に避難することもある。

5 避難の指示等への助言

市長は、避難の指示等の判断に際し、必要に応じて、国、県に対して助言を求めることができ、国、県は、求めに応じて必要な助言をし、避難指示等の発令のための支援を行う。なお、助言を求める場合に必要な、双方の連絡先の共有、連絡窓口の取り決めを徹底する。

さらに市長は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

6 市長以外の者による避難のための措置

基本法第60条第1項以外の規定又は法令によって、市長以外の者が行う避難のための立ち退きの指示、または講じる措置については、次のとおりである。

なお、市長以外の者が避難の指示を行ったときは、法令に基づき、市長及び関係機関に通知するものとする。

《 市長以外の者による避難指示等 》

種 別	実施権者	要 件	準拠法
避難指示 緊急安全確保	知事	災害の発生により、市長が実施できなくなつたとき。	基本法 第60条第6項
避難指示 緊急安全確保	警察官 海上保安官	市長が実施できないとき、又は市長から要求があつたとき。	基本法 第61条第1項
避難指示	県知事 県知事の命を受けた吏員	地すべり等により著しく危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法 第25条
避難指示	県知事 県知事の命を受けた吏員又は水防管理者	洪水により著しく危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
避難の措置	警察官	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある天災事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険がある場合で、特に急を要する場合。	警察官職務執行法 第4条
避難の措置	自衛官	自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り警察官職務執行法第4条による避難等の措置をとる。	自衛隊法第94条

※ただし、災害の状況により実施権者の指示により難い場合は、その災害現場にいる上席の吏員（1人の場合はその者）が人命を最優先に実施する。

7 避難情報の基準

（1）避難情報の発令

避難情報の発令の要件となる事項及び避難の目安となる各種情報を総合的に判断し、次に示すことを勘案して発令する。

なお、避難情報の発令対象となる地域は、可能な限り範囲を限定し発表するよう努める。

- ① 予測する災害の種類
- ② 避難に要する時間
- ③ 避難を行う時間帯
- ④ 避難路における危険性
- ⑤ 避難行動要支援者への配慮

（2）発令の基準

避難情報の発令基準は、以下のとおりとする。

《避難情報の発令基準》

区分 及び 警戒レベル	基 準
高齢者等 避難 警戒レベル 3	<ul style="list-style-type: none"> 【洪水予報河川（大淀川、大淀川と沖水川・庄内川との合流部）】避難判断水位に未到達であっても氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、または、避難判断水位を超えて、さらに上昇するおそれがあるとき。ただし、夜間に高齢者等避難を発令するおそれがあるときは、氾濫注意水位に係わらず、日没前に発令するものとする。 【水位周知河川（沖水川、高崎川、東岳川、丸谷川、萩原川）】水位観測所の水位が避難判断水位に達したとき。ただし、夜間に高齢者等避難を発令するおそれがあるときは、氾濫注意水位に係わらず、日没前に発令するものとする。 【その他河川】洪水キックル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」になったとき。 大雨警報（浸水害）が発表され、かつ、浸水キックル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）で「警戒（赤）」になったとき。 水害リスクラインで「避難判断水位の超過に相当（赤）」になったとき。 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見されたとき。 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「警戒（赤）」になったとき、又は、近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化したとき等）が発見されたとき。 火山の噴火警戒レベルが「4」で、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が高まっているとき。 その他の場合で必要と認められるとき。
避難指示 警戒レベル 4	<ul style="list-style-type: none"> 【洪水予報河川（大淀川、大淀川と沖水川・庄内川との合流部）】氾濫危険水位に未到達であっても急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超えて、さらに水位の上昇が見込まれるとき、または、氾濫危険水位に達し、「大淀川上流部氾濫危険情報」が発令されたとき。 【水位周知河川（沖水川、高崎川、東岳川、丸谷川、萩原川）】「避難判断水位」に達し、さらに上昇するおそれがあるとき、又は、設置した観測点の水位が氾濫危険水位に達したとき。 【その他河川】洪水キックル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」になったとき。 水害リスクラインで「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になったとき。 中岳ダム、木之川内ダム及び天神ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の連絡があったとき。 河川堤防の決壊等の兆候により、危険であると認められるとき。 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険（紫）」になったとき。 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 地すべり、山崩れ等の兆候が見られ、危険であると認められるとき。 火山の噴火警戒レベルが「5」で、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生又は切迫しているとき。 国土交通省宮崎河川国道事務所又は都城土木事務所から、ホットラインに

区分 及び 警戒レベル	基 準
	<p>よる助言があったとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 人命に関わる危険が切迫して、緊急に避難を要すると認められるとき。
緊急安全 確保 警戒レベル 5	<ul style="list-style-type: none"> 水害リスクラインで「氾濫している可能性（黒）」になったとき。 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき。 樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合で、住民に危険が及ぶと予測されるとき。 堤防の決壊や越水が発生した場合（指定河川洪水予報で「大淀川上流部氾濫発生情報」が発表されたとき）、又は水防団からの報告等により把握できたとき。 大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき。 国土交通省宮崎河川国道事務所又は都城土木事務所から、ホットラインによる助言があったとき。 火山の噴火警戒レベルが「5」で、避難指示に関わらず滞在者がいるとき。 災害の発生が確認され、緊急に避難を要すると認められるとき。 大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき。
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ○避難は、自宅等から避難所や安全な場所へ移動する「立ち退き避難」を基本とする。 ○安全な場所等への「立ち退き避難」が困難なときは、自主的判断により上階への移動等による「屋内安全確保」とし、更に危険度が高まったときには、より相対的に安全である場所への移動等による「緊急安全確保」とする。 ○警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。 「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。 ○避難情報が発令されなくても、「自らの身は自分で守る」ことを基本に、身の危険を感じたら躊躇（ちゅうちょ）なく自主的に避難することを基本とする。 ○台風等の接近に伴い暴風警報等が発表されている、又は発表されるおそれがあるときは、上記に係わらず避難行動が困難になる前に発令を行う。 ○気象庁より「特別警報」が発表された場合には、速やかに避難を完了させる等、直ちに命を守る行動をとる必要がある事態である。 ○上記基準によらず、その地域の特性及び気象状況に応じて、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるときは、避難指示を行う。

(3) 避難の目安となる情報

避難のための目安となる各種情報は次に示すとおりである。

- ① 水防警報、気象警報、土砂災害警戒情報、火山の噴火警報等の発表状況
- ② 気象情報（気象衛星画像、解析雨量・降水短時間予測、レーダー・降水ナウキャスト等）

- ③ 雨量・河川水位観測情報
- ④ 土砂災害発生予測情報

《避難の目安となる河川の水位》

河川名	観測所	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	所在地
避難の目安		—	高齢者等 避難	高齢者等 避難	避難指示	
大淀川	岳下	3.20m	3.70m	4.10m	4.80m	都島町
	乙房	4.50m	5.00m	-	-	乙房町
	樋渡	5.40m	6.00m	8.30m	9.20m	高崎町繩瀬
萩原川	栄源寺橋	0.20m	1.70m	1.70m	2.50m	下長飯町
沖水川	沖水橋	2.50m	3.20m	4.10m	4.40m	吉尾町
丸谷川	向洲橋	2.20m	3.30m	3.30m	3.60m	山田町中霧島
東岳川	大井手橋	2.00m	2.30m	2.30m	2.50m	高城町大井手
高崎川	高崎橋	0.10m	0.90m	0.90m	1.20m	高崎町大牟田

8 浸水想定区域における避難に関する措置

- ① 気象が想定されている河川については、氾濫注意報又は警報等に基づき、関係機関と緊密な連携を図りながら、時機を失すことなく避難情報の発令を行う。
- ② 区域内にある要配慮者利用施設については、高齢者等避難のほか、氾濫警報等についても、所定の連絡手段に従って確実に伝達し、円滑な避難を促すよう努める。
- ③ 堅牢な建物で予想浸水深よりも高い階層のある建物に居住している場合で、避難が困難となった場合は、早い段階で高い階層への避難を促す。

9 警戒区域

(1) 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体への危険を防止するため、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者に立ち入りを制限し、又は退去を命ずることができる。

(基本法第63条第1項)

警戒区域の設定は、現場において実際に明示によって行う行為であり、口頭によるものではない。

(2) 市長以外の者による警戒区域の設定

基本法第63条第1項以外の規定または法令によって、市長以外の者が行う警戒区域の設定については、次のとおりである。

《市長以外の者による警戒区域の設定》

実施権者	要件	制限の対象	準拠法
知事	災害の発生により、市長が実施できなくなったとき	災害応急対策に従事する以外の者	基本法 第73条第1項
警察官 海上保安官	市長若しくは市長の委任を受けた吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき		基本法 第63条第2項
災害派遣による自衛官	市長、警察官、海上保安官が現場にいないとき		基本法 第63条第3項
水防団長 水防団員 消防機関に属する員	水防上、緊急の必要がある場合	水防関係者以外の者	水防法 第21条第1項
警察官			水防法 第21条第2項
消防吏員 消防団員	災害時において、消防上、緊急の必要がある場合	消防法施行規則第48条に定める者以外の者	消防法第36条第8項において準用する 同法第28条第1項
警察官			消防法 第28条第2項

(3) 設定後における措置

市長は、ロープ等によって、現場にこれを明示しなければならない。

また、市長、警察官は協力して、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

10 避難情報の伝達

市長（本部班）は、次に示す内容を明らかにして、避難情報の発令を行う。

(1) 伝達の内容

- ① 発令者
- ② 警戒レベル（警戒レベルは風水害または土砂災害時のみ）
- ③ 避難情報の別
- ④ 避難対象地区
- ⑤ 避難情報発令の理由（差し迫っている具体的な危険予想）
- ⑥ 住民のとるべき行動
- ⑦ 開設している避難所
- ⑧ その他、必要と思われる注意事項
 - ア 出火防止の措置（ガスの元栓、配電盤の遮断等）を講ずること
 - イ 会社や工場等は、浸水その他の被害による油の流出防止、発火しやすい物質、電

- 気、ガス等の保安措置を講ずること
- ウ　携帯品を必要最小限とし、秩序を乱すことのないよう注意すること
- エ　必要に応じ防寒衣、雨具等を携帯すること

(2) 伝達の方法

住民への避難情報の伝達は、【同章 第5節 第2項「広報要領】に基づき行う。

なお、市長（本部班）は、自ら避難情報の発令を行ったとき、又は避難指示者から避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、速やかに知事に報告するとともに、関係機関に対しても連絡を行う。

また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

(3) 住民への周知徹底

市長（本部班）は、避難情報の発令を行った状況を速やかに住民に対して周知する。

また、避難の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を公示する。

- ① テレビ、ラジオ、防災行政無線、緊急速報メール、ツイッター等のSNS（ソーシャルネットワークシステム）、広報車・消防団による広報、電話・ファクシミリ・登録制メール、消防団・警察・自主防災組織・自治公民館、近隣住民等による直接的な声かけ等により、迅速に必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に周知徹底する。
- ② 報道機関等への放送要請等により、住民に広報する。なお、インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイト・サーバー運営事業者に対し、避難情報の発令に関する情報をトップページに掲載する等、情報提供の協力を求めることができる。

11 広域的避難の支援

大規模災害等においては、被災者は他市町村への避難が必要となる場合もあるが、このような広域的避難においては、特に、女性と子どもによる避難（以下「母子避難」という。）が多くなることが予想される。

このため、本部班は、母子避難の状況及びニーズを把握し、情報の伝達手段の確保と情報の周知、避難先市町村との連携等により、避難先で必要となる生活支援としての一時金の支給、子どもへの教育・保育の提供、就職支援、広域避難者同士の交流の場の確保等、必要な支援の提供に努める。

第2項 避難誘導

1 避難誘導の実施

(1) 実施者

避難誘導は、地域の実情に精通している消防団員や自主防災組織、警察官、消防職員等が連携して行う。

なお、避難の順位は次のとおりとする。

- ① 高齢者、妊産婦、乳幼児及びその保護者、小児、障がい者等の要配慮者
- ② 防災に従事する者以外の者

(2) 避難誘導の要領

避難誘導は、災害の規模・状況に応じて、次の要領により安全かつ迅速に行う。

- ① 災害時の避難は、徒歩を原則とする。
- ② 避難行動要支援者で移動が難しい場合、地域の事情から避難先が遠いなどの場合は、車両による避難を行う。
- ③ 道路の寸断等により孤立した集落の避難においては、ヘリコプターの利用も考慮する。
- ④ 避難路の安全性については、できる限り事前に情報を入手して確認し、危険箇所等については、避難者に周知する。
- ⑤ 集団避難を行う場合、誘導をする者は、人員の点検を適宜を行い、避難中の事故防止を図る。
- ⑥ 避難情報の発令や警戒区域の設定を行った場合は、対象区域内の住民が避難を完了しているか、残留している人がいないかを確認する。

確認の方法は、消防団員等が対象地域内の各戸に声を掛けながら巡回する。

2 避難状況の報告

「本部班」は、「避難収容班」及び「各総合支所生活福祉班」からの情報を基に避難状況を把握し、県へ報告する。

① 避難の経過に関する報告

(危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。)

- ア 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）
 - イ 上記事態に対し、応急的にとられた措置
 - ウ 市等に対する要請事項
- ② 避難の完了に関する報告（避難完了後、速やかに行う。）

- ア 避難所名

- イ 避難者数・避難世帯数
- ウ 必要な救助・保護の内容
- エ 市等に対する要請事項

第3項 避難所の開設

市長（本部班）は、災害の種類に関わらず、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、速やかに避難所を開設し、避難者を受け入れる体制を整える。

避難所収容の対象者は、以下に示すとおりである。

- ① 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- ② 現に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
(旅行者、旅館等の宿泊者、通行人を含む。)
- ③ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者
 - ア 避難情報により避難の対象となった者
 - イ 避難の対象となっていないが、緊急に避難する必要のある者

1 避難所の開設

(1) 実施者

「避難収容班」及び「各総合支所生活福祉班」は、開設した避難所との連絡、避難所の状況把握及び要員の補充・応援等のとりまとめを行う。

(2) 開設の基準

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、住民の避難に先行して避難所を開設する。
- ② 避難情報を発令する場合、該当地域の避難所を開設する。
- ③ 台風等市内全域で警戒が必要な場合、一次避難所を開設する。
- ④ 災害の発生場所、避難の状況、施設の被害状況等を総合的に判断して、必要に応じて二次避難所を開設する。
- ⑤ 救助法が適用された場合の避難所の開設期間は、最大限7日以内とする。
ただし、期間を延長する必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を必要とするため、県と協議する。
- ⑥ 避難所のライフラインの回復に時間を見込む場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(3) 臨時の避難施設

指定されている避難所だけの収容能力で不足する場合、又は避難所となっている建物自体が被災し使用できない場合等は、被災地以外の地域にあるものを含め、安全な

他の施設を臨時の避難施設として利用する等、多様な避難場所の確保に努める。

また、県を介して自衛隊に応援を要請し、屋外へのテント設置も検討する。

避難所を変更した場合は、速やかに広報を行い、住民への周知を図る。

(4) 開設前の準備

避難所の開設に当たっては、施設管理者と協力して、建物の安全確認を行う。

その結果、危険と判断された場合は、立ち入り禁止の措置を講じる。

また、避難所周辺の安全性についても確認する。

(5) 避難所開設の広報

「秘書広報班」は、避難所を開設した場合、速やかにその内容を広報する。

【同章 第5節 第2項「広報要領」参照】

(6) 県への報告及び要請

「本部班」は、避難所を開設した場合、直ちに避難所開設の状況を県に報告する。

報告事項は、以下のとおりである。

- ① 避難所の開設の日時及び場所
- ② 開設数及び収容人員
- ③ 開設見込み期間

また、避難所の不足や避難所開設に必要な資材等が不足する場合等、避難所の開設當に支障が生じた場合には、必要によって隣接市町等との調整や資材等の調達に関する支援を県に要請する。

(7) 避難所への市職員等の配置

市が指定した避難所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため、市職員等を配置する。

また、必要に応じて、外国人避難者を支援する通訳者（通訳ボランティア等）の派遣を行う。

(8) 避難所における救護等

避難所に配置された市職員又は警察官は、自主防災組織、自治公民館等の協力を得て、次の事項を実施する。

- ① 火災等の危険の状況の確認及び避難した者への情報伝達
- ② 避難した者の掌握
- ③ 必要な応急の救護
- ④ 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への収容

2 避難者の受け入れ

(1) 避難者名簿の作成

各避難所の要員は、避難者の受け入れに際して、世帯毎に「避難者カード」への記入、もしくは「避難所管理システム」での受付を行い、入力された情報を基に「収容避難者名簿」を作成する。

(2) 避難者の被災状況の把握

避難者カード及び避難所管理システム、収容避難者名簿の内容は次の事項とする。

- ① 世帯主の氏名、住所、年齢、性別、電話番号
- ② 世帯員（家族）の氏名、年齢、性別、学童の学年
- ③ 世帯に含む要配慮者の人数、状況（健康状態、保育や介護を要する状況等）
- ④ 親族の連絡先
- ⑤ 住家被害の状況
- ⑥ 離散家族の有無
- ⑦ 食料、飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況
- ⑧ 外部からの問い合わせに対する情報公開についての可否
- ⑨ アレルギーや持病等

(3) 記入依頼の方法

避難者カードへの記入又は避難所管理システムでの受付は、次に示す方法で依頼する。受付を依頼するときは、その内容が安否確認や避難所での生活支援、生活再建のための基礎資料となる重要なものであることへの理解を求める。

- ① 避難所に「受付窓口」を設置し、備え置いたカードに記入してもらう。
- ② 避難者の受け入れ時に、避難者カードを配布し、記入のうえ受付窓口に提出してもらう。
- ③ 避難所管理システムを利用し、聞き取りや、マイナンバーカード等の身分証、事前登録した二次元コードを読み込み受付。

(4) 避難状況の集計

- ① 各避難所要員は、避難者カードを基に作成された収容避難者名簿の内容を「避難収容班」に報告する。
- ② 「避難収容班」は、各避難所から報告された内容を集計して、「本部班」に伝達する。
- ③ 「避難収容班」は、その情報を分析し、応急対策に必要な情報を整理して「本部班」に報告するとともに、必要に応じて本部会議で協議するなどして、各対策班に伝達する。
- ④ 「本部班」は、避難状況について、県へ報告する。

3 生活環境の整備等

関係各班は、避難者の身体的及び精神的負担を軽減するため、次に示す事項等に留意して生活環境の整備に努める。

- ① 避難者への情報提供や被災者相互の安否確認を行うため、避難所にテレビ、ラジオ、ファクシミリ等の情報機器を設置する。
- ② その他、避難者のプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、パーテイションや簡易ベッドの設置、入浴及び洗濯の機会の確保等、環境の改善を検討する。
- ③ 安心・安全な避難所での生活の確保を図るため、警察及び消防団と連携しながら被災地域の巡回パトロール等を実施する。

なお、避難所の治安または防犯等の観点から、やむを得ない理由がある場合には、警備員等の雇用も検討する。

避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、以下についても留意する。

- ④ 西日本電信電話株式会社に対して、被災地特設公衆電話の設置を要請する。
- ⑤ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点や性的マイノリティ等に配慮した生活環境が整備されるよう、女性専用のスペースの設置や安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。
 - ア 授乳室や男女別のトイレ、男女共同のユニバーサルトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースの設置
 - イ 生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者が配布したり、女性用スペースや女性トイレに常備しておく等配布方法を工夫
 - ウ 仮設トイレを設置する場合は、男女に比べ女性の方が混みやすいことから、女性用トイレの数を多くする
 - エ 女性や子どもに対する性暴力・DV等を予防するため、DVについての注意喚起のポスターの掲載、男女のトイレは離れた場所に設置、トイレ・更衣室・入浴設備等は、昼夜を問わず安心して使用できる場所の選定と照明の増設等の配慮を行う
 - オ 男女双方に対する相談窓口を整備し、男女共同参画センター、警察、医療機関及び女性支援団体等と連携を図りながら相談窓口の周知広報に努める
 - カ 避難スペースの割り振りについては、家族構成や性別等に配慮する
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえたレイアウト等の必要な措置を講じるとともに、必要に応じて、次の設備や備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、栄養バランスのとれた適温の食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。

(設備、備品の例示)

- ・畳、マット、カーペット
- ・間仕切り用パーティション
- ・冷暖房機器
- ・仮設風呂・シャワー
- ・洗濯機・乾燥機
- ・仮設トイレ
- ・その他必要な設備・備品

- (7) 避難所からの早期自立を図るため、子育て、介護支援サービスの早期の提供に努める。
- (8) 必要に応じて、宗教や信条に配慮したスペースの提供に努める

4 避難所での応急救護

「福祉こども・救護班」及び「保健・救護班」は、開設した避難所において避難者の容体に異常が生じた場合、「避難所要員」からの連絡に即応できるよう待機するとともに、医療機関との連絡体制を整える。

5 避難所の運営

避難所の開設期間が長期化する場合には、避難者による自主運営体制を確立し避難所の運営を図る。

なお、詳細は「都城市避難所開設・運営マニュアル」を参照。

(1) 自主運営体制の確立

避難所の運営は、避難者を中心として、施設管理者やボランティア等とも連携した避難所運営組織によるものとする。

「避難収容班」及び「各総合支所生活福祉班」は、早い時期から避難者が相互に助け合う自主運営体制が確立できるよう、その立ち上げを支援する。その際は、避難所運営委員会、避難所担当職員及びボランティア等との役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮するものとする。

(2) 運営の内容

① ルールの設定

避難所を運営する上で定めるべき事項（ルール）は、できる限り、避難者による話し合いで決めるようにする。

避難者による自主的な生活ルールが、女性、子ども、高齢者、障がい者等の多様な意見を踏まえたものとなるよう努める。特に、女性向け物資の配布は女性が担当する等の配慮を行う。

あわせて、班を組織して活動する際には、特定の活動（食事づくりやその片付け、

清掃等)が片方の性に偏る等、性別や年齢等により役割を固定化することができないよう、班の責任者には、男女両方が配置されるよう配慮する。

《避難所生活でルールとして定める事項の例》

時間・当番等に関すること	スペースの確保に関すること
・食事の時間	・更衣室
・起床及び消灯の時間	・授乳室
・食事の当番	・ペット置き場
・掃除の当番	・喫煙スペース
・食料、飲料水、物資等の配分方法	・援助物資搬入のための駐車スペース

② 避難所要員の任務

避難所に配送される膨大な量の食料や物資の受け入れ、保管、配分等については、避難者のみの対応では困難であると予測できることから、避難所要員、避難所運営組織、災害ボランティアが連携して行う。

避難所要員は、避難所の状況や避難者の健康状態等に気を配り、トラブルの発生や傷病人が発生した場合等、隨時、「避難収容班」及び「各総合支所生活福祉班」を通じて「本部班」に報告する。

(3) 避難所以外の被災者への支援

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等の保健サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

6 避難者、在宅被災者の把握

(1) 避難者の状況把握

「避難収容班」及び「各総合支所生活福祉班」は、避難者の状況を把握するため避難所に被災状況を登録する窓口を設置し、次の事項を把握する。

なお、県への報告は、「本部班」による。

① 登録事項

- ア 世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号
- イ 家族の氏名、年齢、性別、学童の学年
- ウ 親族の連絡先
- エ 住家被害の状況や人的被害の状況
- オ 食料、飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況
- カ 支援の必要性(健康状態、保育や介護を要する状況等)
- キ 外部からの問い合わせに対する情報開示の可否
- ク その他、必要とする項目

② 登録結果の活用等

登録された状況は、避難所の開設期間、食品や飲料水の要供給数、被服や寝具その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、避難所の生活環境の整備等に活用する。

なお、避難者の中には、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者が含まれることも想定されることから、加害者等に居所等が知られることのないよう、当該避難所の個人情報の管理を徹底する。

③ 県への報告

「本部班」は、災害救助法が適用となった場合は、「避難収容班」からの情報に基づき、必要な項目を県の担当課に報告する。

(2) 在宅被災者の状況把握

避難所に避難していない被災者についても、必要に応じて避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、自治公民館長や民生・児童委員、NPOやボランティと連携して、各避難所において登録を行うよう広報し、状況を把握する。

特に、要配慮者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意する。

7 避難生活環境の確保

(1) 衛生環境の維持

市は、避難者、特に要配慮者等の被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資、及び清潔保持に必要な石けん・うがい薬等の提供、簡易トイレ、マンホールトイレ、トイレカーなどのより快適なトイレの設置に配慮するとともに仮設トイレの早期設置に努め、必要な消毒及び尿処理を行う。

また、必要に応じて、移動入浴車の活用等により入浴の提供を行うが、提供が困難な場合は、県に対して、入浴温水シャワー設備を所有する事業者、自衛隊、ゴルフ場及び公衆浴場の管理者等への協力の依頼を要請する。

また、「環境政策班」は、愛護動物については、避難所周辺のスペース等を利用して飼育場所を設置し、衛生環境の保全に努めるとともに、県、獣医師会及び動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(2) 清潔保持に必要な知識の普及

「保健・救護班」は、限られた空間の中で、多人数の人間が生活していくために必要な環境の清潔保持に関する事項、プライバシー保護に関する事項等、具体的な衛生教育を行う。

(3) 被災者の健康状態の把握

「保健・救護班」は、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康状態の把握を行う。

巡回相談で把握した問題等については、健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討が出来るよう努める。

また、継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮する。

なお、個別的に継続援助が必要な者については、健康管理票及びリストを作成するとともに、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・医療機関等と連携を図り入院を勧奨する。

さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行うよう努める。

(4) 被災者の精神状態の把握

「福祉こども・救護班」及び「保健・救護班」は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

また、避難所に遊び場を確保し、ボランティア等の協力を得ながら、幼児や児童の保育を行うよう努める。

(5) 被災者のニーズの把握

「避難収容班」及び「福祉こども・救護班」及び「保健・救護班」は、住民代表、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携により、被災者のニーズを集約する。

なお、多数の避難所が設置された場合には、数箇所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握に当たる。

- ① 家族、縁故者等の安否
- ② 不足している生活物資の補給
- ③ 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等）
- ④ メンタルケア
- ⑤ 介護サービス
- ⑥ 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

8 避難所の縮小・統廃合

市長（本部班）は、ライフラインの復旧や仮設住宅の建設により、避難者の数が減少してきたときは、避難所生活を続けざるを得ない者に配慮しながら、できる限り早めに避難所の縮小又は統廃合を行う。

第4項 避難行動要支援者を考慮した避難対策

関係各班は、要配慮者については、避難支援プランに基づき、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治公民館、消防団、社会福祉協議会、福祉事業者、医療機関等と連携して、全般的な避難支援を行う。

1 情報伝達における留意事項

(1) 早期の伝達

避難に関する情報は、本人への伝達だけでなく、家族や支援者にも迅速に伝達する必要がある。

(2) 要配慮者利用施設への連絡

【第2章 第12節 第5項「円滑かつ迅速な避難の確保」】に準じて迅速に行う。

2 避難支援における留意事項

「避難収容班」及び「各総合支所生活福祉班」は「福祉こども・救護班」及び「保健・救護班」等と連携して避難行動要支援者の状況を把握し、避難行動要支援者名簿に基づき、自主防災組織、自治公民館、消防団等の協力を受け、速やかに避難誘導等を行う。

なお、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者等に名簿情報を提供でき、この場合、名簿情報を提供することについて本人の同意を要しないことに留意する。

(1) 視覚障がい者への支援

避難をする際は、必ず支援者が付き添い避難を誘導する。

(2) 寝たきり高齢者、肢体不自由者、難病患者への支援

避難においては、車いすやストレッチャー、又は毛布等で作った応急担架等の移動用具が必要な場合があり、基本的に車両による移送を行う。

(3) 認知症高齢者、知的・精神障がい者への対応

避難をする際は、必ず障がいの特性を理解する者が付き添い、決してひとりにさせないように配慮し、努めて冷静に接して安心させる必要がある。

3 避難所の運営における留意事項

(1) 救援物資の供給に関する配慮

食料や救援物資等の配布について、要配慮者に対しても平等に配分がなされるよう配慮する。

(2) 情報提供での配慮

要配慮者に対する情報提供については、聴覚障がい者に配慮し、文字による掲示も

同時に行うほか、手話通訳者等の配置も検討する。外国人に対しても、外国語による表示や通訳者（通訳ボランティア等）の配置に配慮する。

(3) 食事への配慮

要配慮者の個々の特性に応じた食事を提供できるよう努める。

- ① 乳幼児には、粉ミルクや離乳食の提供
- ② 高齢者等には、やわらかい食事
- ③ 内部障がい者には、病態に応じた食事
- ④ アレルギー患者には、アルファ化米（無調味料）が比較的適合しやすい

(4) 専用相談窓口の設置

車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者の派遣等、要配慮者の要望を把握するため、避難所等に要配慮者のための相談窓口を設置する。

(5) その他生活支援

要配慮者の避難所での生活支援について、次の事項に留意し対応に努める。

- ① 避難所の管理責任者は、要配慮者の状況を常に把握し、その生活支援に当たる。
- ② 障がい者用のトイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設、車椅子の貸与、紙オムツや携帯便器提供と使用場所の確保、ホームヘルパーの派遣等、要配慮者へ保健福祉サービスの提供を行う。
- ③ 要配慮者の介助に関して、必要に応じてボランティア組織や関係団体へ協力を要請する。
- ④ 必要に応じて、福祉避難所への移行を図る。
- ⑤ 福祉避難所においては、次の事項にも留意する。
 - ア 要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する生活相談員を常時配置するとともに、男女双方の視点に配慮する。
 - イ 相談等に当たる生活相談員は、要配慮者の健康等の状況を把握し、関係機関と連携を図り、他法により提供される介護を行う者（ホームヘルパー）の派遣や社会福祉施設への入所等、保健医療や福祉サービスが受けられるよう配慮する。
 - ウ 避難が長期化する場合は、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等、要配慮者の状況に応じた対応を行う。

4 医療サービス等の実施

「保健・救護班」は、各避難所について、医師による巡回診療、及び保健師や栄養士等の巡回による健康相談を要配慮者に対して重点的に実施し、疾病の予防に努める。

内部障がい者については、日常的に医療を受ける必要があるため、市は、医療機関と連携し、医療施設及び医療用品の確保に努める。

また、専門医療が必要となる人工透析患者等への対応については、都城市北諸県郡医師会が県の災害医療コーディネーターと連携し、病院や各専門医会等関係機関と協力して行う。

【同章 第11節 第2項「7 個別疾病対策」を参照】

5 医療機関等との連携

「保健・救護班」は、災害時においても、迅速かつ継続的に医療や相談に応じる支援体制を確保するため、医療機関や保健所、事業所等との連絡を密にして、必要に応じて、医薬品や人的支援の速やかな供給を行う。

特に難病患者については、医療行為を受けられなくなると生命に関わる場合があるため、常時使用する医療機器や機器に必要な電気、酸素ボンベの確保に努めるほか、医療機関との連絡方法や病院への搬送手段について確認しておく。

6 安否確認

「福祉こども・救護班」は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画等を利用し、地域の実情に詳しい自主防災組織、自治公民館、消防団等の協力を得て、速やかに安否確認を行う。

7 外国人に対する安全確保対策

「外国人救護班」及び「福祉こども・救護班」は、外国人避難者を支援するため、次の安全確保対策を行う。

(1) 外国人の避難誘導

語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線等を活用し、多言語等による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

(2) 安否確認、救助活動

警察、自主防災組織、語学ボランティア等の協力を得て、外国人の安否の確認や救助活動を行う。

8 要配慮者のニーズの把握

「福祉こども・救護班」及び「保健・救護班」は、要配慮者のうち、自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居、認知症）、障がい者等のケアニーズの把握については、県、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師等による地域ケアシステムチームの巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図る。

- ① 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- ② 病院通院介助
- ③ 話し相手
- ④ 応急仮設住宅への入居募集
- ⑤ 縁故者への連絡
- ⑥ 母国との連絡

第10節 救助・救急活動及び消火活動

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 救助・救急活動	消防署班、消防団、本部班、保健・救護班					
第2項 消火活動	消防本部班、消防署班、消防団					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（B C P）
- ◆災害時応援協定運用手順書
- ◆資料編
 - ・資料 2-18 宮崎県消防相互応援協定

第1項 救助・救急活動

災害現場の様々な場面で必要となる救助・救急活動は、生き埋めや下敷き等の状態から救出した人の生存率が発災後 72 時間を超えると激減することを念頭に置き、万全を期して、他に優先して実施する。

1 実施者

「各消防署班」及び「消防団」は、警察等と協力して、被災現場での救助・救急活動を行う。

(1) 被害状況の把握

119 番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

(2) 災害状況の報告

消防局長は、災害の状況を市長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

2 対象者

救助の対象者は、次に示す者であって、災害のために明らかに危険な状態にあり、早急に救い出さなければ生命身体の保護ができない状態にある者、又は生死が判明しない状態にある者である。

この場合、災害が直接的な原因となっていることは要せず、また、その原因が不可

抗力か本人の過失か等も問わない。

- ① 火災の際に火中に取り残されたと認められる場合
- ② 建物倒壊により下敷きになったと認められる場合
- ③ 水害の際に流失、孤立した地点に取り残されたと認められる場合
- ④ 土砂災害により、生き埋めになったと認められる場合

3 救助の期間

救助法に基づき実施できる期間は、災害発生の日から3日以内であるが、状況により活動を継続する。

この場合、救助法上の取扱いとしては、3日を経過した時点で、明らかに生存しているにも関わらず救出できない場合、内閣総理大臣の承認を得て期間を延長することができる。

また、3日を経過した時点で、生死不明となっているときは、事務上、死体の捜索に切り替えて実施する。

4 救助・救急の方法

- ① 生命の保全を第一として、災害の状況に応じて最も的確かつ迅速に救助できる方法によって実施する。
- ② 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。
- ③ 「医療救護班」との連携を保ち、救助後の救急処置及び迅速な医療機関への搬送ができる体制を整える。

【同章 第11節「医療救護活動」参照】

5 協力要請

市長（本部班）は、救出活動に多くの要員が必要な場合は、近隣市町や都道府県、警察、消防等の広域応援、自衛隊の災害派遣等の応援要請を行う。

応援要請については、【同章 第6節「広域的な応援体制」、第7節「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」】に準じて行う。

6 現場活動の後方支援

「本部班」及び「保健・救護班」は、現場における各機関の救出活動が円滑に行われるよう、連携と調整を図るために次のことを手配する。

（1）情報の共有

要救助箇所や要救助者の情報等について、救出活動に当たる関係機関と共有するた

めの会議を設置する。

(2) 資機材の調達・確保

救出活動が同時に多数の場所で展開されたことにより、あらかじめ用意された救出用資機材が不足する場合に備え、建設業協会等との協定により、次の資機材を調達、確保する。

- ① 人力による救出に必要なスコップ、バール、チェーンソー、ハンマー等
- ② バックホー等の大型建設機械、及び夜間作業用の照明器具等

(3) 行方不明者等の特定

孤立した住民や行方不明になった者を把握するため、住民基本台帳等を利用して対象者の特定を行う。

(4) 応急救護所の設置

災害現場では、必要に応じて、応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者に対するトリアージ、応急手当を行う。

(5) 後方医療機関への搬送

応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。

なお、搬送先の医療機関が、施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、医療救護班、救急隊に対して情報伝達する。

7 住民相互、自主防災組織、事業所等による救助活動の実施

住民、自主防災組織、事業所等の防災組織は、次により自主的に救助活動を行うものとする。

- ① 自治公民館や自主防災組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- ② 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
- ③ 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救助活動を行う。
- ④ 自主救助活動が困難な場合は、消防、警察に連絡し早期救助を図る。
- ⑤ 救助活動を行うときは、可能な限り市、消防、警察と連絡をとり、その指導を受ける。

第2項 消火活動

1 消防活動の体制

(1) 情報収集・伝達体制

- ① 119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。
- ② 災害発生後の消防署（団）員の初動体制、初期の消防活動のための円滑な情報伝達に努める。
- ③ 出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報を迅速に行う。
- ④ 消防活動を円滑に実施するため、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損及び道路の通行状況等が迅速に把握できるよう、情報の収集に努める。
- ⑤ 消防局長は、災害の状況を市長（場合によっては知事）に報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

(2) 消防団員、職員の召集

- ① 火災その他の災害に際し、必要に応じて別に定める「消防計画」に基づき行う。
- ② 消防団員にあっては、消防団長を通じて行う。

(3) 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則にのっとり、それぞれの防ぎよ計画に基づき鎮圧に当たる。

① 災害対応の優先

同時多発する災害状況下において、人的・社会的被害を最小限とするため、火災の早期発見と、火災初期の現場については一挙鎮圧に総力を挙げる。

② 市街地火災消火の優先

大規模な火災により多数の部隊を要する場合、市街地に面する部分及び市街地への延焼阻止を優先した消火活動を行う。

③ 避難場所、避難道路確保の優先

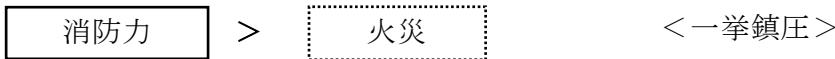
延焼火災の多発、火災が拡大する場合等、火災が消防力を超え、または火災の制圧ができない場合には、人命の安全を最優先し、住民の避難誘導とともに避難場所や避難道路の確保のための活動を優先に行う。

④ 重点防ぎよ地域の優先

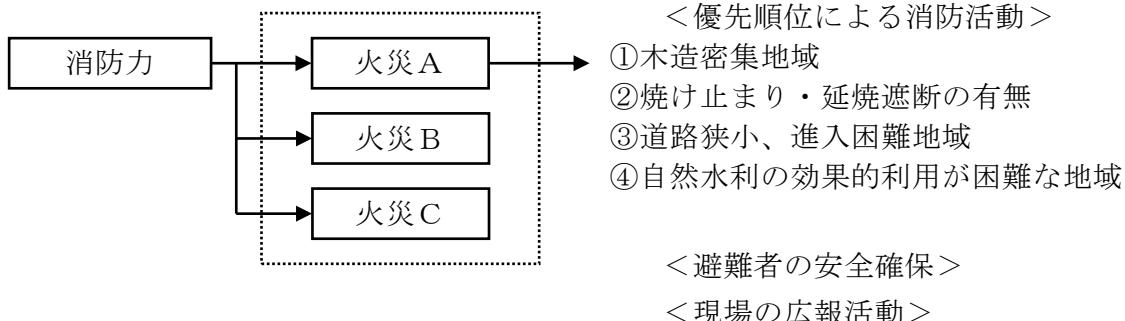
危険物施設等の重要対象物等、災害の状況から重点的に防ぎよすべき地域を総合的に判断し、部隊を投入する。

《 同時多発火災時の消防活動 》

1. 消防力が優勢の場合



2. 多発火災時等消防力が劣勢の場合



(4) 応援派遣要請

市自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して、応援を要請する。

また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できないと判断したときは、知事に対し、消防庁長官へ消防組織法第44条第1項に基づく緊急消防援助隊の応援等の要請をする。

なお、応援隊の受け入れは受援計画に基づいて行い、受け入れた際は、早期に指揮系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行う。

(5) 被災地への応援隊の派遣

市長（本部班）は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。

特に、近隣県での被害に対しては「緊急消防援助隊宮崎県大隊応援等実施計画」等により直ちに出動できる体制を確保する。

(6) 消防用緊急通行車両の通行の確保

消防吏員は、警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、災害対策基本法第76条の3第4項に基づき、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両等の道路外への移動等必要な措置命令、強制措置を行う。なお、当該命令または措置を執った場合には、直ちにその旨を警察署長に通知する。

2 住民等の役割

(1) 住民の役割

① 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクは元栓をそれぞれ閉止する。

② 初期消火活動

火災が発生した場合は消火器、くみおき水で消火活動を行う。

(2) 事業所・自主防災組織等の役割

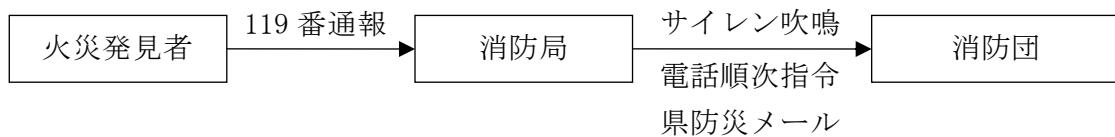
- ① 各家庭・事業所等におけるガス栓の閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。
- ② 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期消火活動に努める。
- ③ 消防隊が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。

3 火災連絡系統図

(1) 連絡系統

火災発見者の広報、火災の延焼状況等の広報を迅速に行うため、広報の要領等について、その実施計画を確立する。

《火災連絡系統図》



(2) 消防信号

洪水、火災及びその他の災害に際し、住民への報知と消防機関の出動の迅速を図るため、消防信号を発する。

4 防災対策

(1) 火災に対する警防対策

火災防ぎよ活動の主眼は、人命救助、延焼防止とし、延焼拡大の要素がある場合は、現場最高指揮者は消防力の全力を挙げて、延焼を防止する体制をとる。

① 人命救助

火災に対処する第一義は人命救助とし、あらゆる消防活動より優先する。

現場指揮者は火災現場に到着したら、要救助者の有無を確認し、必要があれば検索

を実施する。

要救助者があれば、各隊は協力し、救助隊、消防隊、救急隊の連携活動を行い、救助活動に全力を投入する。

② 火災危険地域の警防対策

木造住宅若しくは飲食店等が密集している進入困難地域で火災が発生した場合、延焼拡大及び人命の危険性が極めて大きいため、人命救助と火災の延焼拡大を防止する。

③ 火災気象通報発令等異常時の警防対策

巡回広報等を実施し、住民に対してたき火の制限等、火災予防を呼び掛ける。

④ 消防相互応援体制

消防組織法第39条に基づき、市と隣接する市町との災害時における応援体制について、消防相互応援協定を締結し、相互に協力をを行う。

⑤ 警察との協力

消防組織法第42条により、消防と警察は相互に協力し、住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

5 大火災等の情報収集及び報告

(1) 県、国への即報

市長（本部班）は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲からその第一報を県に報告する。

ただし、通報が殺到し、県がその処理に時間を要すると判断される場合は、直接消防庁へ報告する。

(2) 火災・災害即報要領の適用

市長（本部班）は、消防庁等への報告に当たっては「火災・災害即報要領」によつて災害発生後直ちに無線電話、ファクシミリ等によって行う。

6 即報基準

(1) 火災等即報

① 一般基準

火災等即報については、原則として次に示す人的被害を生じた火災及び事故について報告すること。

- ア 死者3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

② 個別基準

次の火災及び事故については①の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するものについて報告すること。

- ア 火災
 - a 建物火災
 - (a) 特定防火対象物で死者の発生した火災
 - (b) 高層建築物の11階以上の階、地下街または準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
 - (c) 大使館・領事館、国指定重要文化財
 - (d) 特定違反対象物の火災
 - (e) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
 - (f) 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
 - (g) 損害額1億円以上と推定される火災
 - b 林野火災
 - (a) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
 - (b) 空中消火を要請したもの
 - (c) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
 - c 交通機関の火災
 - (a) 航空機火災
 - (b) タンカー火災のほか社会的影響度が高い船舶火災
 - (c) トンネル内車両火災
 - (d) 列車火災
 - d その他
 - 以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの
- イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- ウ 危険物等に係る事故
- エ 原子力災害等
- オ その他特定の事故
- カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

③ 社会的影響基準

前項の①一般基準、②個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられるなどの社会的影響度が高いと認められる場合には報告する

第11節 医療救護活動

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 市域における医療救護体制	都城市北諸県郡医師会					
第2項 医療救護班による活動	保健・救護班、都城市北諸県郡医師会					
第3項 助産	保健・救護班、都城市北諸県郡医師会					
第4項 輸送体制の確保	消防本部班、消防署班					

災害時には、家屋の倒壊、火災等により多数の負傷者が発生することが予想され、また、医療機関においても、一時的混乱や職員の参集の問題、さらに交通、通信の途絶による混乱や、電気、水等ライフラインの途絶による診療機能の低下が予想される。

このため、発災直後（発災～6時間）、超急性期（発災～72時間まで）においては、限られた医療資源等を最大限に活用しながら一人でも多くの命を救うための活動を行う。

急性期（3日目～1週間程度まで）、亜急性期（1週間～1か月程度まで）以降においては、各医療圏の医療ニーズ等を十分に把握する等、県、医療関係機関、防災関係機関等と連携して被災者の支援に万全を期する。

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（B C P）
- ◆災害時応援協定運用手順書
- ◆資料編
 - ・資料2-9 市内病院及び診療所
 - ・資料2-20 都城市北諸県郡医師会災害医療計画（北諸県郡医師会との協定）
 - ・資料2-48 災害時における医療救護活動に関する協定（都城市北諸県郡薬剤師会）

第1項 市域における医療救護体制

1 医師会による救急医療計画

都城市北諸県郡医師会（以下「医師会」という。）は、市域において、災害による救急医療を要する傷病者が突発的かつ集団的に発した場合、「都城市北諸県郡医師会災害医療計画」及び「宮崎県災害医療活動マニュアル」に基づき迅速かつ的確に救急医療体制を確立し、他の関係機関との連絡と協力を密にして救急医療を行う。

2 現地派遣医療班

発生した災害の状況、または災害対策本部からの要請があった場合、医師会長の判断により、独立行政法人国立病院機構都城医療センター、市郡医師会病院、日本赤十字現地派遣医療班と連絡し、「市郡医師会現地派遣医療班」（以下「現地派遣医療班」という。）を出動させる。

救護所の開設を要請する基準

- 1 市内で震度5強以上を観測し、多数の負傷者が見込まれる場合
- 2 ライフラインの途絶等により、現地（被災地区）医療機関の機能が低下又は停止することにより対応できない場合
- 3 災害発生後、時間経過とともに負傷者の増加が見込まれ、医療機関だけでは対応できない場合

（1）作業内容

現地派遣医療班の作業の内容は、次に示すとおりである。

- ① 救護所の開設
- ② 傷病者の診断
- ③ 応急処置
- ④ 薬剤または治療材料の支給
- ⑤ トリアージ（傷病者の振分け）
- ⑥ 後方医療施設への輸送の要否及び転送順位の決定
- ⑦ 遺体処理
- ⑧ 検案及び死亡診断書の作成

（2）トリアージ（傷病者の振分け）

現地派遣医療班は、傷病者を緊急性、重症度に応じ、次の4区分に分類し、応急処置や搬送の優先順位を決定した上で、限られた医療スタッフ、医薬品等を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者を救命する。

《トリアージ》

順位	分類	識別色	傷病等の状態
1	最優先治療群 (重症群)	赤色 (I)	・直ちに処置を行えば、救命が可能な者
2	非緊急治療群 (中等症群)	黄色 (II)	・多少治療の時間が遅れても生命には危険がない者 ・基本的には、バイタルサインが安定している者
3	軽処置群 (軽症群)	緑色 (III)	・上記以外の軽易な傷病で、ほとんど専門医の治療を必要としない者
4	不処置群 (死亡群)	黒色 (O)	・既に死亡している者または直ちに処置を行っても明らかに救命が不可能な者

※トリアージタグ（トリアージの際に用いる識別票）を負傷者の右手首に装着する。
※タグに記載された内容は、適切な治療を受けるための重要な情報であり、被災地内の医療機関においては、簡易カルテとして利用することも可能である。

（3）遺体の処置等

遺体の処置、検案及び死体検案書の作成は、【同章 第15節 第2項「遺体の処置】に準じて行う。

第2項 医療救護班による活動

1 災害拠点病院による救急医療

災害拠点病院を中心として、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日本赤十字社宮崎県支部、消防機関等の関係機関は連携して、災害時における医療救護活動を行う。

（1）地域災害医療センター

県により、地域災害医療センターに指定されている災害拠点病院は、次のことを行う。

- ① 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療等の高度の診療
- ② 地域の医療機関への応急用資機材の貸出し
- ③ 自己完結型の医療救護チームの派遣

（2）基幹災害医療センター

県地域防災計画において、地域災害医療センターの後方施設としてさらに高度な医療救護活動を行う災害拠点病院等は次のとおりである。

《 災害拠点病院 》

種 別	医療圏名	医療機関名
基幹災害医療センター (基幹災害拠点病院)	県内全医療圏	・県立宮崎病院 宮崎市北高松町5-30 TEL : 0985-24-4181 ・宮崎大学医学部附属病院 宮崎市清武町木原5200 TEL : 0985-85-1510
地域災害医療センター (地域災害拠点病院)	都城市北諸県	・都城市郡医師会病院 都城市太郎坊町1364-1 TEL : 0986-36-8300

《 県が指定する救急医療施設 》

医療機関名	連絡先
独立行政法人国立病院機構都城医療センター (地域医療支援病院)	都城市祝吉町5033-1 TEL : 23-4111 FAX : 24-3864

(平成25年「宮崎県の医療薬務事情」より)

2 救助法による医療

救助法による医療は、県知事が、DMAT（災害派遣医療チーム）及びJMAT（日本医師会災害医療チーム）等の医療救護班を派遣することによって行う。

3 医療救護班の派遣の要請

市長（本部班）は、速やかに災害の規模、被災状況等を把握し、救助法が適用される規模の災害で、市内の医療機関では対応できないと判断される場合、県に、次の事項を明らかにした上で、医療救護班、日本赤十字社宮崎県支部等の派遣を要請する。

- ① 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別の医師、看護師数）
- ② 必要とする医療救護班数
- ③ 救護期間
- ④ 派遣場所
- ⑤ 災害の種類・原因等その他の事項

このとき、医師会が出動させる「現地派遣医療班」は、県知事が派遣する「医療救護班」となる。

4 医療の対象者

救助法による医療の対象者は、現に医療を必要とし、災害のために医療の途を失った者であり、医療を必要に至った原因是、問われない。

よって、予防的または防疫上の措置は対象とならない。

5 医療活動の実施

（1）医療活動

医療救護班は、重傷者を、医療機関に優先的に搬送して治療することを原則とし、次の医療活動を行う。

- ① 重症度の判定（トリアージ）
- ② 応急処置

- ③ 後方医療施設への輸送の要否及び転送順位の決定
- ④ 搬送困難な患者に対する医療
- ⑤ 軽傷者に対する医療
- ⑥ 助産
- ⑦ 死亡の確認（検案）

（2）医療救護に必要な資器材及び医薬品

医療救護班の携行する資機材、及び医薬品等は、原則として、各編成機関が所有するものを用いるものとする。

（3）医療活動への協力

「保健・救護班」は、医療救護班の活動を支援するため、次に示す事項に協力する。

- ① 市域の医療機関の被害状況、負傷者の状況、医療従事者の確保状況等の情報収集を行う。
- ② 医療活動が迅速かつ円滑に行われるよう、適当と思われる地点に、臨時の救護所を設置する場所を確保する。
- ③ 医療活動が始まった場合の、受付事務等を行う。
- ④ 医薬品等が不足する場合、県または医療機関、医薬品卸業者の協力を得て調達する。
- ⑤ 医療活動について、住民への周知を図る。

6 巡回による診療等

「保健・救護班」は、避難生活が長期にわたる場合、避難所における風邪の予防、その他精神衛生等を目的として、医師（精神科医またはカウンセラー）、看護師、保健師等により、次に例示する巡回診療や相談への対応を行う。

- ① 保健師による巡回健康相談、訪問指導
- ② 栄養士による巡回栄養相談
- ③ 心のケアに対する相談

7 個別疾病対策

「保健・救護班」、医師会は、県の災害医療コーディネーターと連携して、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、病院、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

(1) 透析患者への対応

医師会は、日本透析医会災害時情報ネットワークを活用するほか、県透析医会及び災害医療コーディネーター等の協力により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を一元的に収集把握し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し、情報を提供するとともに、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、食料等の供給、患者搬送及び復旧について関係機関と調整する。

「保健・救護班」は、医師会等と連携して、透析患者へ利用可能な医療機関等の情報提供に努める。

(2) 在宅難病患者への対応

「保健・救護班」、医師会は、難病患者等専門的緊急対応を必要とする被災者の支援のため、災害医療コーディネーター、関係機関等と連携し、保健活動を行うとともに、在宅難病患者の搬送及び救護について県医師会及び医療機関等と連携し、適切に対応する。

(3) 在宅人工呼吸器使用者への対応

「保健・救護班」は、避難行動要支援者名簿等により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行い、医師会、災害医療コーディネーター等と連携して、人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。

なお、在宅療養の継続や避難等に際し、市による支援が困難な場合は、県へ支援を要請する。

8 医療情報の確保等

「保健・救護班」、医療機関等は、災害時の医療施設の診療状況等に関する情報について、「みやざき医療ナビ」等により迅速に把握し、応援の派遣等必要な対策を講ずる。

また、同システムが使用できない医療機関等が生じた場合は、徒歩、自転車等のあらゆる手段を用い、被災状況等の把握を行う。

第3項 助産

1 救助法による助産

救助法による助産は、【同節 第2項「医療救護班による活動」】に準じて、県知事が派遣する医療救護班によって行う。

また、最寄りの助産師によって行うこともできる。

2 助産の範囲

救助法による助産の範囲は、次に示すものである。

- ① 分娩の介助
- ② 分娩前または分娩後の処置
- ③ ガーゼ、脱脂綿、その他の衛生材料等の支給

3 助産の対象者

災害発生の日の前後7日間以内に分娩（死産、流産を含む。）をした者で、災害のために医療の途を失った者

第4項 輸送体制の確保

1 拠点病院等への患者の輸送

- ① 被災現場や救護所から、地域災害医療センターや後方医療機関への患者の輸送は、消防局または医療機関の救急車により迅速に行う。
また、救急車が不足する等の場合は、医療機関の自家用車等を活用する。
【同章 第12節 第2項「緊急輸送対策」参照】
- ② 陸上輸送が困難な場合、または遠方の医療機関への輸送が必要な場合は、ヘリコプターによる輸送を要請する。
【同章 第12節 第5項「航空輸送」参照】

2 医療救護スタッフの搬送

- ① 各医療スタッフの所属の病院の救急車で対応する。
- ② 災害発生直後等で緊急を要する時期においては、ヘリコプターによる輸送を要請する。
【同章 第12節 第5項「航空輸送」参照】

3 医薬品等の医療物資の輸送

- ① 医療物資の供給元が所有車両により行う。
- ② 道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、ヘリコプターによる輸送を要請する。
【同章 第12節 第5項「航空輸送」参照】

第12節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 応急対策車両の確保	管財調達班、各総合支所総括・総務班					
第2項 緊急輸送対策	土木班、各総合支所産業土木班、警察署、管財調達班					
第3項 交通対策	土木班、各総合支所産業土木班、警察署					
第4項 鉄道輸送	本部班、九州旅客鉄道株式会社					
第5項 航空輸送	本部班、消防本部班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（B C P）
- ◆災害時応援協定運用手順書
- ◆資料編
 - ・資料 2-10 緊急時ヘリコプター離着陸場一覧
 - ・資料 2-52 緊急通行車両の証明書等（様式 1～4、第 18）

第1項 応急対策車両の確保

1 市所有車両の確保

- ① 「管財調達班」は、必要な燃料の調達も含めて、市所有車両である公用車を配備する。
- ② 車両の配備及び燃料調達は、原則としてあらかじめ用意した計画に基づいて行う。
- ③ 緊急的に車両が必要となった対策班は、「管財調達班」に配車を要請し、「管財調達班」は、車両等の保有状況、配備状況を考慮のうえ使用車両を決定し、要請者に通知する。

2 公用車以外の車両の確保

- ① 公用車（本市所有車両）による輸送が困難な場合に備え、あらかじめ輸送業者等と応援協定を締結する等、輸送手段の確保を図る。
- ② 公用車以外の車両による輸送の要請は「管財調達班」が行う。
- ③ 「管財調達班」は、災害時の要請に対処するため、輸送の種類、規模等に応じて各種業界や輸送業者が保有する車両を把握する。

第2項 緊急輸送対策

1 輸送に当たっての配慮事項

「土木班」及び「各総合支所産業土木班」は、交通関係諸施設等の被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応を図る。

なお、緊急輸送は次の優先順位に従って行うことを原則とする。

- ① 人命の救助、安全の確保
- ② 被害の拡大防止
- ③ 災害応急対策の円滑な実施

2 災害発生後の各段階において優先されるもの

「土木班」及び「各総合支所産業土木班」は、被害状況及び復旧状況を把握しつつ、次に示す段階を目安にして優先すべき人員や物資等の対応を行う。

(1) 第1段階（災害発生直後の初動期）

- ① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 無線中継基地、無線局の点検・保守のために必要な人員及び資機材
- ③ 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ④ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
- ⑤ 市等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- ⑥ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資
- ⑦ ヘリコプター等の燃料

(2) 第2段階（応急対策活動期）

- ① 前記(1)の続行
- ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

(3) 第3段階（復旧活動期）

- ① 前記(2)の続行
- ② 災害復旧に必要な人員、物資
- ③ 生活用品
- ④ 郵便物
- ⑤ 廃棄物の搬出

3 緊急輸送

- ① 市長（本部班）は、災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送を行う。
- ② 市長（本部班）は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対して必要な措置を要請する。
- ③ 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制は、県に準ずる。
- ④ 「土木班」及び「各総合支所産業土木班」は、管内の緊急時ヘリコプター離着陸場の緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を「本部班」に報告し、「本部班」は県に報告する。

4 交通状況の把握

災害が発生した場合、「土木班」及び「各総合支所産業土木班」は、直ちにパトロールを実施し市内の道路の被害状況を調査し、破損、決壊や障害物の状態を把握する。

同時に、緊急輸送道路である高速道路や国道、または主要な県道の被害状況についても各道路管理者から情報を収集し、市内全域の交通状況の把握に努める。

5 応急工事の実施

緊急に復旧する必要のある道路、または二次災害のおそれのある道路については、状況に応じた次の仮工事を実施して交通の確保に努める。

市長（本部班）は、市が保有する人員や車両のみで応急工事を実施できない場合は、応援協定に基づく応援を要請して実施する。

- ① 障害物の除去
- ② 仮道、仮橋、仮舗装等の設置
- ③ 応急排土または盛土

《 応援協定 》

協定の名称	締結団体	連絡先
大規模災害時における応急対策業務に関する協定	都城地区建設関連団体災害等連絡協議会	TEL 22-1991 FAX 22-1992

6 緊急輸送道路

「土木班」及び「各総合支所産業土木班」は、パトロール途中で緊急輸送道路の被害を発見したときは、当該道路の管理者に被害の場所、状態、規模を速やかに報告する。

【第2章 第15節 第1項「緊急輸送体制の整備」参照】

7 防災道路の応急復旧

「土木班」及び「各総合支所産業土木班」は、他の道路に優先して防災道路のパトロールを実施し、確認された障害物については直ちに障害物の除去作業を実施し、災害応急対策及び緊急輸送のための交通を確保する。

また、破損箇所については、作業の安全が確保できる範囲において速やかに応急復旧を実施する体制を整えると同時に、交通規制との確な迂回路の設定を行い、災害応急対策及び緊急輸送のための交通を確保する。

【第2章 第15節 第1項「緊急輸送体制の整備」参照】

8 緊急通行車両の利用

(1) 緊急通行車両の標章及び証明書の受理

「管財調達班」は、災害応急対策や緊急輸送に従事する緊急通行車両について、次により、県公安委員会から標章及び証明書の交付を受ける。

① 事前届出済証の交付を受けている車両の確認

- ア 届出済証の交付を受けている車両の確認は、警察本部または通行の禁止・制限区域を管轄する警察署、交番、交通検問所等において実施する。
- イ 警察署等は、緊急通行車両であると確認した場合、車両の使用者に対し標章及び証明書を交付する。

② 事前届出がなされていない緊急通行車両の確認

- ア 災害発生時に緊急輸送等に車両を使用する者は、確認申請書により、必要書類を添付して警察署等に申請する。
- イ 警察署等は、審査・確認を行い、標章と証明書を交付する。

(2) 標章の掲示

交付を受けた車両は、当該車両の前面の見えやすい箇所に標章を掲示する。

9 放置車両等の対策

道路管理者は、災害時における放置車両等の取扱いについて、次の措置を講じる。

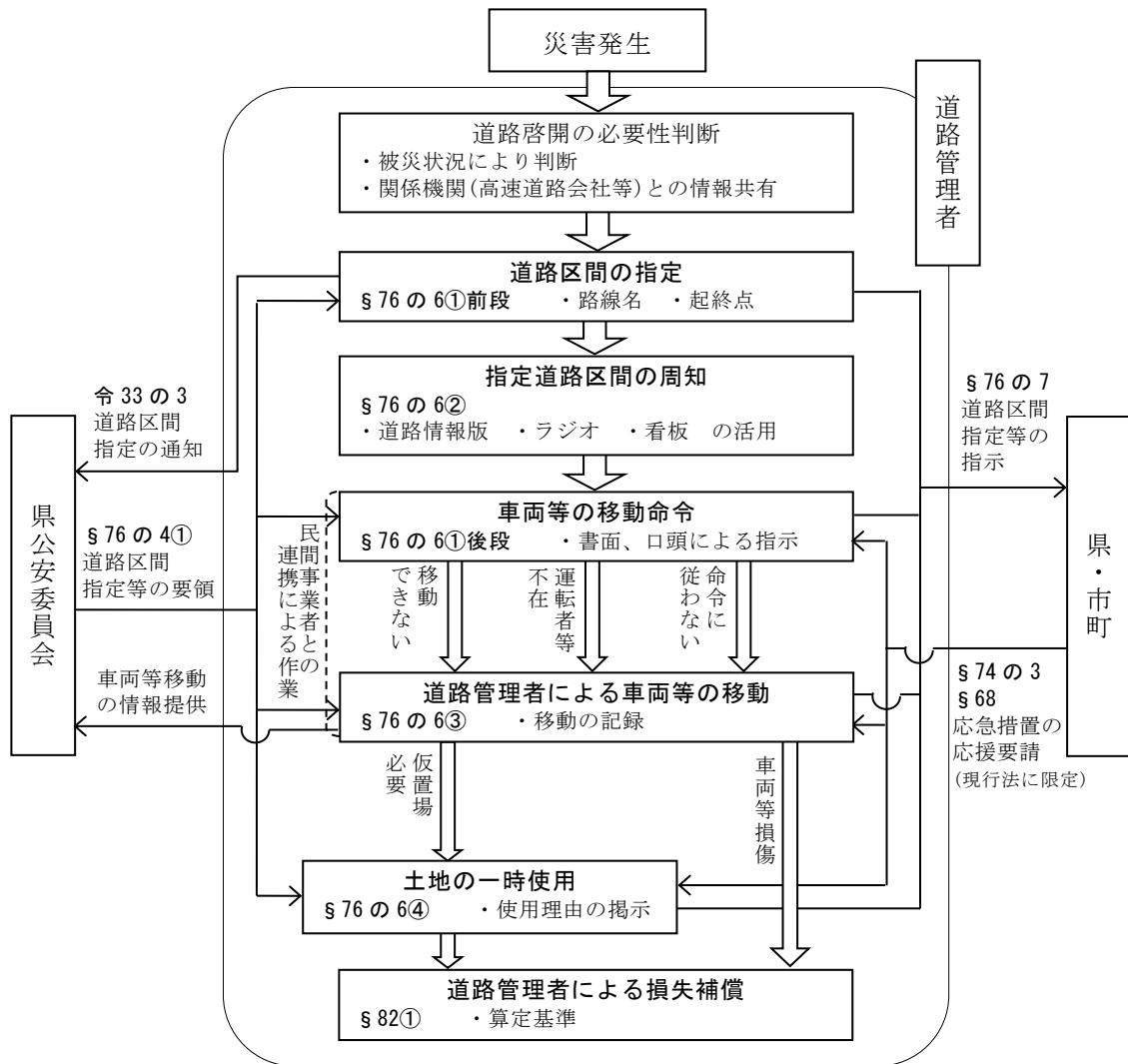
① 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある場合には、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

② 道路管理者は、①の措置のため、やむを得ない必要がある場合には、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。

③ 市長は、知事からの指示等があった場合には、速やかに①の措置を実施する。

■参考：基本法に基づく車両等の移動の流れ



※明朝体の文言は、法律・政令には位置付けられていないが、施行通知・運用手引き等に記載されている主な事項。

第3項 交通対策

1 交通規制の実施

道路管理者または県公安委員会は、災害が発生し、道路の破損、決壊により安全な通行ができない場合や、通行の混乱により災害応急対策や緊急輸送に支障があると判断される場合等においては、関係法令に基づき通行禁止または制限等の通行規制を実施することができる。

《 交通規制の種類 》

実施者	要 件	根拠法	
道路管理者	国土交通大臣 県知事 市長 西日本高速道路	・道路の破損、決壊その他の事由により通行の危険を防止するために必要がある場合 ・道路施設の工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法 第46条
	公安委員会	・災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送を確保する必要があると認められる場合	基本法 第76条
警察	公安委員会 警察署長 (期間の短いもの)	・道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があると認められる場合	道路交通法 第4条 第5条
	警察官	・道路の損壊、火災の発生、その他事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条

2 交通規制の方法

- ① 道路管理者または警察が交通規制を実施するときは、道路標識や案内標識の設置を的確に行い、迂回路を明示して円滑な一般交通の誘導を図る。
同時に、パイロン等の資機材を十分に活用して事故の防止に努める。
- ② 通行規制の実施については、災害応急対策を実施する関係機関にその旨を速やかに通知するとともに、道路交通情報センターや報道機関に対しても通知を行い、住民及び一般の通行者への周知を図る。
- ③ 交通規制は、災害用交通規制標示を掲出して行い、緊急通行車両確認標章を掲示している車両以外は全面通行禁止とする。
ただし、被災地域からの流出車両については、原則として制限はしない。
- ④ 公安委員会は、交通規制を実施する場合で、当該路線で既に署長権限規制等を実施中の場合は、速やかに災害対策基本法に基づく緊急輸送道路の規制に切り換え、規制標示の変更を行う。
- ⑤ 通行規制を実施する緊急輸送道路の始点及び終点にあっては、緊急通行車両確認標章の申請手続及び緊急通行車両と一般車両との選別を実施するため、相当数の要員を配置、整理誘導を行う。
- ⑥ 交通規制要員は、すべての交差点への配置が人員的に困難な場合は、主要交差点に重点配置する等弾力的に運用する。
また、警備業者による交通整理員（交通整理ボランティア）の配置がある場合は、当該交通整理員と効率的に連携した整理誘導を行う。

3 緊急交通路

(1) 緊急交通路の意義

緊急交通路は、被災者等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消火活動等の災害応急対策を行うための緊急通行車両の通行を確保するため、高速自動車

国道、一般国道、主要地方道、一般県道等の中から県公安委員会において候補路線を選定し、あらかじめ指定しているものであり、災害発生時において災害対策基本法または道路交通法により通行禁止等を行う可能性が高い道路として想定しているもの。

(2) 緊急交通路予定路線の種類及び優先順位

緊急交通路予定路線は、隣接県対応道路、県内主要道路、その他の道路 25 路線から構成され、高速道路を最優先の指定路線とし、災害による通行不能区間が生じた場合には、通行可能区間を他の予定路線と接続して緊急交通路を確保する。また、高速道路が使用不可能な場合は、被災状況により通行可能な緊急交通路予定路線を選定し、緊急交通路を確保していく。

(3) 県公安委員会が指定する緊急交通路予定路線

市域に関する県公安委員会が指定する緊急交通路予定路線は、以下のとおりである。

《緊急交通路予定路線》

路線名	起点	終点
高速道路（宮崎道）	えびの市	宮崎市
国道 10 号	延岡市大分境	都城市鹿児島境
国道 221 号	都城市都北町	えびの市熊本県境
国道 222 号	日南市	都城市
国道 223 号	西諸県郡高原町	都城市鹿児島境
国道 269 号	宮崎市北高松町	都城市平江町

第4項 鉄道輸送

1 鉄道輸送の確保

市長（本部班）は、住民の避難、大量の物資、資機材等の輸送について必要があるときは、九州旅客鉄道株式会社に対して協力を要請する。

九州旅客鉄道株式会社は、鉄道輸送についての計画を樹立し、要請があった場合、迅速かつ的確な輸送に努めるものとする。

「本部班」は、必要な用務に応じて、鉄道による緊急輸送の要請を行う。

《 鉄道輸送の要請先 》

用 途	要請先	連絡窓口	電話番号等
避難者、物資の輸送	九州旅客鉄道株式会社	都城駅	TEL 23-3954 FAX 26-1409

第5項 航空輸送

1 航空輸送の確保

陸上輸送路への被害が著しく陸上交通に支障、遅滞がある場合、または山間へき地の陸上交通路が絶たれた場合等には、住民の避難、物資、資機材等の輸送等の応急対策活動は、ヘリコプターを利用した航空輸送に頼らざるを得ない事態となるため、ヘリコプターの手配、ヘリポートの確保等を迅速に行う必要がある。

「本部班」または「消防本部班」は、必要な用務に応じて、航空機による緊急輸送の要請を行う。

《 航空輸送の要請先 》

用 務	要請先	電話番号等
救急、救助、軽量物資の輸送	県防災救急航空センター	TEL 0985-56-0586 (緊急)0985-56-0583 FAX 0985-56-0597
救助、避難者の輸送	自衛隊 (県危機管理局経由)	TEL 0985-26-7066 FAX 0985-26-7304
物資、機材の輸送		

2 ヘリポートの開設

- ① ヘリポートは、原則として、【第2章 第15節 第2項「緊急時ヘリコプター離着陸場の確保】】で選定された場所に開設する。
- ② ヘリコプターを要請する場合は、あらかじめ使用しようとするヘリポートの状況を調査し、要請の際に使用する場所、状況を報告する。
- ③ 「本部班」は、ヘリポートには、安全確保のための要員を派遣するとともに、「消防対策部」と連携して散水車両、消防車両の派遣も行う。
- ④ 「物資補給班」は、航空輸送により物資を輸送する場合は、ヘリポート周辺に臨時の集積場所を設置するとともに要員を確保し、迅速な集配作業の実施を図る。
- ⑤ 多量の輸送物資を受け取る場合で、大型ヘリコプターに対応する離着陸場が確保できない場合は、空中投下による輸送も検討する。

第13節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 食料の供給	物資補給班					
第2項 飲料水の供給	水道班、本部班、物資補給班					
第3項 生活用水の供給	水道班、本部班					
第4項 生活必需品等の供給	物資補給班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（B C P）
- ◆災害時応援協定運用手順書
- ◆資料編
 - ・資料 2-25, 26, 41 災害時における飲料水提供に関する協定書
 - ・資料 2-27 災害時応急対策に必要な用水の確保に関する協定書
 - ・資料 2-29 災害時におけるL Pガス供給活動等に関する協定
 - ・資料 2-30, 31, 62, 63, 75 災害時における物資の供給等に関する協定書
 - ・資料 2-49, 50, 62, 63, 71, 72, 73, 74, 79 災害時における施設利用に関する協定書
 - ・資料 2-53 給水車・給水用機械・給水タンク保有数量
 - ・様式-9 (社) 宮崎県エルピーガス協会都城支部との協定
 - ・様式-10 南九州ペプシコーラ販売株式会社との協定
 - ・様式-11 都城地区生コンクリート協同組合との協定
 - ・様式-12 南九州コカ・コーラボトリング株式会社との協定
 - ・様式-17 市様式第 08 号災害対策出動に係る炊出し・給食及び応急資材・物品使用報告

第1項 食料の供給

1 食料供給の実施者

「物資補給班」は、被災者に食料の供給を行う。

2 対象者

避難当初の食料は、避難者自らが携行するものとし、避難が相当の時間を要した場合等で、避難者が自ら食料の供給ができない場合における食料の供給の対象者は、次の者を対象とする。

なお、避難所は在宅避難者が必要な水や食料等の救援物資を受け取りに来る地域支援拠点にもなることについて広報し、避難所の避難者に理解を求めるよう努める。

- ① 避難所に収容された者
- ② 全壊（焼）、半壊（焼）、流失または床上浸水等の住宅被害により炊事ができない者
- ③ 旅行者、一時縁故先への避難者等で、食料の持ち合わせがなく調達できない者
- ④ 社会福祉施設の入所者等で、施設が自ら食品の給与ができない者
- ⑤ 災害地において救助作業、急迫した災害の防止及び復旧作業者で必要のある者
- ⑥ その他、本部長が供給の必要を認めた者

3 食料供給の期間

救助法により食料の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内である。
ただし、被害の規模により内閣総理大臣の承認を得て期間を延長することができる。

4 食料供給の実施

（1）需要の把握

「物資補給班」は、避難所について、配備職員または避難所の自主運営組織の協力を得て、避難者の人数または必要な食事の数を集計する。

また、在宅の被災者について、自治公民館や自主防災組織の協力を得て、対象者の人数または必要な食事の数を集計し需要を把握する。

その中で、特別に食事に配慮する必要のある乳幼児や高齢者、傷病者等の人数も把握する。

（2）供給方法の選択

「物資補給班」は、災害の状況に応じて適切な方法を選択または組み合わせて食料の供給を実施する。

- ① 初期段階での対応では、公的に備蓄している食料を活用する。
そのために備蓄する食料は、アルファ化米、乾パン、クラッカー等、主に主食となるものとする。
- ② 食品メーカー、卸業者等から一度に大量に調達しやすいパン、カップ麺等の流通在庫備蓄品の活用を図り、関係業者に供給を要請する。
また、スーパーやコンビニエンスストア等に、弁当やおにぎりの調達について協力を求める。
- ③ 自治公民館やボランティアの支援による炊き出しを実施する。
「学校教育班」と連携し、炊き出しに必要となる調理道具や食器、燃料、食材等を公的備蓄品や関係業者からの供給により確保する。
また、「本部班」と協議し、県を介して自衛隊の炊飯車の出動を要請する。

《 応援協定 》

協定の名称	締結団体	連絡先
災害時における L P ガス供給活動等に関する協定	宮崎県エルピーガス協会 都城支部	TEL 52-7560

(3) 調達先の確保

食料や食材、炊き出しに必要な物資の調達は、災害時の優先供給に関する協定を締結している業者に供給の要請を行うほか、他の食品メーカー、卸業者、スーパー等の関係業者や団体、組合等にも協力を積極的に要請して必要量の確保に努める。

また、救助法が適用された場合で、食料確保に重大な支障を生じているときは、県に食料等の供給を申請する。

県への食料等の供給申請は、次の協定及び要領等に基づいて実施する。

① 「災害時における応急用及び災害救助用米穀の緊急引渡に関する協定」

(昭和 62 年 宮崎食糧第 1184 号 宮崎食糧事務所-宮崎県)

② 「主食用米穀の売却要領」(平成 17 年 食糧業第 817 号 食糧庁長官通知)

③ 「災害時における乾パン及び乾燥米飯の取扱要領」

(昭和 51 年 食糧業第 722 号 宮崎農政事務所)

(4) 配分計画の作成

「物資補給班」は、避難所等で把握した食事の必要量と、調達可能な食品の種類や数量とを照らし合わせ、効率的及び公平性に配慮した配分計画を作成する。

(5) 食料の輸送

調達した食料の輸送手段は、原則として調達先が確保するものとするが、調達先での輸送が困難な場合は、「管財調達班」と連携して別途輸送手段を確保する。

また、物資輸送拠点での荷役の要員確保及び支援物資の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、物流関係業者等との協定の締結を推進する。

(6) 集配拠点施設の選定

「本部班」は、調達した食料等の集積及び配給を一元的に行うことで効率の向上を図るため、その拠点となる「防災活動拠点」をあらかじめ確保する。

【第2章 第10節 第4項「防災活動拠点の整備」参照】

(7) 炊き出し施設の確保

炊き出しへは、できるだけ避難所に近い学校や保育所等の調理施設を利用するほか、学校給食センター等を利用し、衛生管理の上で十分に安全であることを確認する。

なお、施設の選定に当たっては、あらかじめ所有者または管理者の了解を得ておく。

(8) 食料等の集積

輸送された食料等は、ボランティアの協力を得て配分計画に基づく仕分けを行い、避難所や炊き出し施設への配送を行う。
配送についても、ボランティアや輸送業者に協力を要請して行う。

(9) 食料等の保管

調達後すぐに使用されない食料等は、品質管理に十分に配慮して保管を行うこととし、効率的な調達によりできるだけ短期間の保管に努め、無駄が生じないようにする。
また、集配拠点施設には、警備員を配置し、安全管理に万全を期する。

5 食料供給における留意点

食料の供給を行う場合、次のことに配慮する。

- ① 食事を必要とする者は一様ではなく、高齢者や乳幼児、傷病者、アレルギー体质等により制限がある者等様々であること
- ② 在宅の要配慮者への食事の運搬や介護に関するニーズを把握し、これに応えるために、ボランティアセンターと積極的な情報交換を行い協力関係を構築すること
- ③ 避難生活が長期化した場合、メニューの多様化や栄養バランスの確保に配慮すること

第2項 飲料水の供給

1 給水の実施者

「水道班」は、被災者に飲料水の供給を行う。
なお、断水等によって広範囲に給水を実施しなければならない場合は、一部の避難所においては、備蓄しているペットボトル等の飲料水を物資補給班が配達し対応する。

2 対象者

給水の対象者は、避難所に収容された被災者及び在宅の被災者に限らず、災害のため現に飲料水を得ることができない者とする。

3 給水の期間

救助法により給水を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内である。
ただし、被害の規模により内閣総理大臣の承認を得て期間を延長することができる。

4 給水計画

「上下水道対策部」は、給水施設の被災状況に応じて最も効果的な方法により給水活動が実施できるよう、早急に給水計画を作成する。

5 応急給水の実施

(1) 被害調査、必要給水量の把握

浄水場、配水施設、給水管等の被害状況を調査するとともに、住民からの情報により断水や水道水の汚染状況と地域を把握する。

同時に、避難者や避難所の情報を収集し、給水を必要とする人口及び世帯数を把握する。

1人1日当たりの給水量及び全人口に対する所要量の目安は次表のとおりである。

《 給水量の目安 》

時 期	給水の用途	給水量 (1人/日)	全人口に対する 所要量 (m ³ /日)
混乱期 発生から3日間	生命維持のための飲料水の最低必要量	3リットル	495
復旧期 4~10日間	調理、洗面等の生活用水と飲料水の最低必要量	20リットル	3,302
11~21日間	洗濯、入浴等の生活用水と飲料水の最低必要量	100リットル	16,510
22~28日間	洗濯、入浴等の生活用水と飲料水	250リットル	42,401
29日目以降	通常通水	—	—

※所要量の算定基礎は、平成27年国勢調査人口（165,098人・速報値）による。

(2) 抱点給水の実施

長期の断水が見込まれる場合は、抱点給水方式で給水を行う。

抱点給水は、浄水場での給水や通水できる水道管に仮設給水栓を設置して行う。

また、浄水装置等を利用して学校のプールや河川水を無害化して活用する給水方法も検討する。

(3) 運搬給水の実施

避難所等被災した住民が多く集まる場所について重点的に給水を行う場合は、給水車や給水タンク、ポリタンクを運搬して給水を行う。

給水車が不足するときは、タンク内を洗浄・消毒した消防タンク車や散水車を代用する。

(4) 水質の確保

補給水源から取水した飲料水は、消毒を施した後、必要な水質検査を実施し、水質基準を満たしていることを確認して給水する。

なお、水質の確認については、保健所に協力を求める。

6 重要施設等への優先的給水

(1) 重要施設への給水

地域災害医療センターである都城市郡医師会病院をはじめ、医療機関や要配慮者関連施設、特に多量の水を必要とする人工透析施設等の重要施設については、優先的、重点的な応急給水を行う。

(2) 給水の優先地域

山間へき地等で交通の途絶により孤立した集落や避難所については、運搬方法に重点をおいた給水手段を検討する。

7 広報活動

「上下水道総括班及び水道班」は、広報車のほか広報紙や掲示板等の文字による情報伝達手段により、給水方法、日時、場所等について、住民に対して積極的に広報活動を行う。

給水活動の実施にあわせて、節水や井戸水の提供等の協力について呼び掛けを行う。

また、給水活動に係るボランティアや自主防災組織の協力を呼び掛ける。

8 応援の要請

市の応急対策のみで飲料水を確保できない場合、または給水車、給水タンク等の資機材が不足する場合は、県または周辺市町に速やかに応援を要請し、円滑な住民への給水活動を実施する。

また、応援協定を締結している飲料水業者に対してペットボトル等による飲料水の供給を要請する。

この要請は「本部班」が行い、配給は「物資補給班」が行う。

《 応援協定 》

協定の名称	締結団体	連絡先
災害時における飲料水の供給に関する協定	南九州コカ・コーラボトリング(株)	TEL 39-2020 FAX 27-6006
災害時における飲料水の供給に関する協定	ペプシコーラ南九州販売(株)	TEL 47-1512 FAX 38-1640
災害時における飲料水提供に関する協定	(株)伊藤園	TEL 46-3711 FAX 46-3630

第3項 生活用水の供給

1 生活用水の供給

し尿処理や洗濯等に利用する生活用水については、供給できる飲料水の量を考慮し、できるだけ井戸水等他の水を利用する。

また、「本部班」は必要に応じて、生活用水を提供できる関係団体との応援協定に基づき供給を要請する。

《応援協定》

協定の名称	締結団体	連絡先
災害応急対策に必要な用水の確保に関する協定	都城地区生コンクリート協同組合	TEL 38-0998 FAX 38-1824

第4項 生活必需品等の供給

1 生活必需品等の供給

「物資補給班」は、被災者に被服、寝具その他生活必需品の供給を行う。

2 対象者

生活必需品等の給与または貸与の対象者は、次の者等とする。

- ① 住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失、床上浸水した者
- ② 被服、寝具等生活上最小限必要な家財を喪失または毀損した者
- ③ 生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者

3 配分計画

「物資補給班」は、避難所及び在宅被災者の需要の状況を調査して必要物資の把握に努め、調達すべき物資の品目と数量を整理した上で配分先と配分量を計算し、「物資配分計画」を作成する。

4 物資の調達

（1）物資の種類

救助法で認められている被服、寝具その他生活必需品は次の品目である。

《生活必需品の例》

- | | |
|---------|---|
| ① 寝 | 具：就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等 |
| ② 外 | 衣：洋服、作業衣、婦人服、子供服等 |
| ③ 肌 | 着：下着の類 |
| ④ 身廻 | 品：タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等の類 |
| ⑤ 炊事道具 | 具：鍋、炊飯器、包丁、ガス器具、やかん、缶切り等の類 |
| ⑥ 食器 | ：茶碗、汁碗、皿、はし等の類 |
| ⑦ 日用品 | ：石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等の類 |
| ⑧ 光熱材料 | ：マッチ、ローソク、プロパンガス、懐中電灯、乾電池等の類 |
| ⑨ 補装具類 | ：車椅子・松葉杖・補聴器・白杖・ストマ装具等の類 |
| ⑩ 衛生用品等 | ：生理用品、紙おむつ用品、粉ミルク用品、離乳食用品、抱っこ紐、授乳用ポンチョ等の類 |
| ⑪ その他 | ：ビニールシート等 |

(2) 物資の調達

「物資補給班」は、物資配分計画に基づき、次に掲げる方法により物資を調達する。

なお、市長（本部班）は、多大な被害を受けたことにより、市において生活必需品の給（貸）与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町に対して協力を要請する。

- ① 小売店、卸売業者、メーカー等から購入する。
- ② 優先供給に関する協定を締結している場合は、協定に基づき関係業者への供給を要請する。
- ③ 報道機関やインターネットを通じて義援物資の募集を呼び掛ける。
- ④ 日本赤十字社等に応援を要請する。

(3) 物資の輸送

調達した物資は、原則としてあらかじめ設定された集配拠点施設に輸送するものとする。

5 物資の集積と保管

(1) 集配拠点施設の選定

「本部班」は、調達した物資や義援物資の集積及び配分を一元的に行うことで効率の向上を図るため、その拠点となる「防災活動拠点」をあらかじめ確保する。

【第2章 第10節 第4項「防災活動拠点の整備」参照】

(2) 物資の集積

輸送された物資は、ボランティア及び民間事業者等の協力を得て荷さばき、仕分けを行う。

このとき、搬入・搬出数や在庫数を管理する「在庫管理台帳」を整理し、物資配分

計画に照らして効率的な運用を図る。

(3) 物資の保管

物資は、仕分けされた後に在庫状況を把握しやすい状態で保管する。

また、集配拠点施設には、警備員を配置し、調達した物資や義援物資の安全管理に万全を期する。

6 物資の配分

「物資補給班」は、物資配分計画に基づき、避難所及び在宅被災者へ物資等の配分を行う。

また、民間事業者と協力し、民間事業者による避難所等への配分も行えるよう努める。

その際、公平性には十分に配慮した配分を行う。

第14節 保健衛生、防疫、し尿・ごみ・がれき処理に関する活動

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 防疫対策	環境政策班、各総合支所生活福祉班					
第2項 感染症対策	保健・救護班、各総合支所生活福祉班					
第3項 し尿処理対策	環境政策班、各総合支所生活福祉班、環境業務班、下水道班					
第4項 ごみ処理対策	環境業務班、総務対策部調査班、各地区現地対策班、各総合支所生活福祉班、産業土木班					
第5項 衛生対策	福祉こども・救護班、保健・救護班、各総合支所生活福祉班					
第6項 障害物の除去	環境業務班、土木班、下水道班、各総合支所産業土木班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（B C P）
- ◆災害時応援協定運用手順書
- ◆資料編
 - ・資料 2-28 災害時における応急対策業務等に関する協定
 - ・資料 2-54 し尿処理車保有数量
 - ・様式-17 市様式第9号汲取り実施状況報告
 - ・様式-18 市様式第10号消毒等実施状況報告

第1項 防疫対策

1 防疫活動

「環境政策班」及び「各総合支所生活福祉班」は、災害時における感染症の発生及び蔓延を予防するため、消毒、害虫駆除等の防疫活動を実施する。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号、以下「感染症法」という。）第27条、28条及び29条の規定に基づく知事の指示があったときは、保健所の指示により消毒活動を行う。

2 防疫活動の内容

- ① 浸水地域及び浸水家屋の消毒（し尿浄化槽汚泥処理を含む）
- ② 浸水家屋等の持ち主への防疫指導
- ③ ねずみ族、害虫の駆除
- ④ 避難所の衛生管理及び防疫指導
- ⑤ 予防教育及び広報

3 防疫活動の実施

（1）実施体制の整備

防疫活動は、応援協定に基づき、都城造園協同組合の協力により実施する。

《 応援協定 》

協定の名称	締結団体	連絡先
災害時における応急対策業務に関する協定	都城造園協同組合	TEL 23-5383 FAX 23-5566

（2）実施要領

- ① 防疫活動の流れは次のとおりである。
 - ア 被災地の状況調査
 - イ 被災地への広報
 - ウ 薬剤、器具の調達、整備
 - エ 薬剤、器具の貸し出し
 - オ 消毒の実施
- ② 消毒の必要性や対象、方法の選択については、保健所と十分な打合せを行い決定する。
安易な薬品の散布は、環境保全、身体への影響を配慮し、可能な限り避ける。
- ③ 害虫駆除については、感染症の媒体となる害虫の発生のおそれが高い地域を優先的に行う。
- ④ 消毒方法
 - 床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸にクレゾール、クロール石灰等の消毒剤の配付と散布を行う。
床、壁の拭净、手洗設備、トイレの消毒等衛生上の指導を行う。
- ⑤ 浸水家屋調査の結果、し尿、浄化槽汚泥の処理要請があった場合、速やかに収集・運搬・処理依頼を行う。

《 防疫活動における消毒方法 》

対象	消毒場所	消毒方法
生活用水	井戸	次亜塩素酸ソーダの投入 塩素滅菌処理の実施
家屋内	炊事場等	逆性石けんの使用
	床下等	クレゾール等の散布
芥溜、溝渠	芥溜周辺	クレゾール、消石灰等の散布
	溝渠	塵芥の焼却

4 薬剤の調達

薬剤は、保管してあるものを優先的に使用するが、必要に応じて、保健所、医薬分業支援センター、医薬品メーカー及び卸売業者から調達・購入する。

緊急の場合は、最寄りの薬局等から購入する。

(1) 消毒薬剤の所要量の算出

浸水家屋に対する消毒は、次の基準による。

《 消毒薬剤の所要量 》

浸水程度	クレゾール (家庭配付室内用)	生石灰 (家庭配付便所用)	8%次亜塩素酸ソーダ (家庭配付用)
床上浸水	1戸当たり200g	1戸当たり6kg	1戸当たり20kg
床下浸水	1戸当たり100g	1戸当たり6kg	—

5 他機関への応援要請

「本部班」は、被害が甚大なため、市単独での防疫活動が困難な場合には、県、日本赤十字社、近隣市町に応援を要請する。

6 防疫完了後の措置

「環境政策班」及び「各総合支所生活福祉班」は、防疫活動を実施したときは、活動状況をとりまとめ、または必要な事項を調査し、県に報告する。

(1) 報告期限

救助法が適用された場合は、防疫活動を終了した日から20日以内に報告する。

(2) 記録の整備

記録は、次の事項について行う。

- ① 災害状況報告書
- ② 災害防疫活動状況報告書
- ③ 災害防疫経費所要額及び消毒方法に関する書類
- ④ 災害防疫作業日誌（作業の種類及び作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間・実施後の反省、その他参考事項を記載する。）

7 愛護動物の救護の実施

(1) 愛護動物の飼育場所の確保

「環境政策班」及び「各総合支所生活福祉班」は、被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、避難所周辺に愛護動物の飼育場所を確保する等、避難所の生活環境の悪化防止に努める。

(2) 被災地における愛護動物の保護等

被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るために、迅速かつ広域的な対応が求められる。

市は、愛護動物の保護等については、その能力を有する県に対応を求めると共に、県が下記事項を実施する際は、必要に応じて（市は）これに協力する。

このため、「環境政策班」は、県、獣医師会等関係団体、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。

- ① 負傷した愛護動物の収容・治療・保管
- ② 飼い主不明の愛護動物の収容・保管
- ③ 飼養困難な愛護動物の一時保管及び危険動物の逸走対策
- ④ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供
- ⑤ 愛護動物に関する相談の実施等

(3) 愛護動物の適切な指導等

「環境政策班」及び「各総合支所生活福祉班」は、愛護動物の飼育管理について、知見を有する県の指導を仰ぎ、動物伝染病予防等衛生管理を含めた適正な飼育の指導等を行う等、生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。

第2項 感染症対策

1 感染症対策

「保健・救護班」及び「各総合支所生活福祉班」は、災害時における感染症の発生

を予防するため、保健所及び医師会と共同して感染症予防活動及び各種検査を実施する。

2 実施根拠

感染症対策は、感染症法に基づき実施する。

- ① 感染症の発生状況、動向及び原因の調査
- ② 感染者及び患者の早期発見、治療

3 実施体制

「保健・救護班」は、医師、保健師または看護師等で構成される「検病調査班」と協力して活動を行う。

「検病調査班」は、知事の指導または指示に基づき、感染症発生時、患者の早期発見、次に掲げる措置及び予防活動を行う。

- ① 検病調査及び健康診断の実施
- ② 臨時予防接種の実施
- ③ 予防教育及び広報活動
- ④ 患者に対する入院治療

4 検病調査

(1) 調査の重点

- ① 浸水地域における避難所等を優先調査し、順次、一般の調査に移行する。
調査の結果、必要があると認められる場合は健康診断を実施する。
- ② 浸水地域においては通常2日に1回以上、浸水地域以外の避難所においては少なくとも1日1回以上行う。

(2) 感染症患者に対する措置

災害地に感染症患者が発生した場合は保菌者が発見されたときは、速やかに感染症法に基づき感染症類型に応じた指定医療機関に入院を促す。

また、県に対して、速やかに状況の報告を行う。

《 感染症類型と医療体制 》

感染症類型	主な対応・措置	医療体制
新感染症	・知事が、厚生労働大臣の指導・助言を得て個別に応急対応する。	特定感染症 指定医療機関
一類感染症	・原則入院 ・消毒等の対物措置	第一種感染症 指定医療機関

感染症類型	主な対応・措置	医療体制
二類感染症	・状況に応じ入院 ・消毒等の対物措置	第二種感染症 指定医療機関
三類感染症	・特定職種への就業制限 ・消毒等の対物措置	
四類感染症	・動物の措置を含む消毒等の対物措置	一般の医療機関
五類感染症	・発生状況の収集、分析とその結果の公開、提供	
指定感染症	・一～三類感染症に準じた入院対応や消毒等の対物措置	一～三類感染症に 準じた措置

(具体的な疾病「資料編」参照)

ただし、県内には「特定感染症指定医療機関」及び「第一種感染症指定医療機関」がないため、緊急やむを得ない場合、第二種感染症指定医療機関への入院の措置を行う。

《近郊の第二種感染症指定医療機関》

名 称	連 絡 先	収容能力
都城市郡医師会病院	都城市太郎坊町1364-1 TEL : 36-8300	4床
県立宮崎病院	宮崎市北高松町5-30 TEL : 0985-24-4181	6床
県立日南病院	日南市木山1丁目9-5 TEL : 0987-23-3111	4床
小林市立市民病院	小林市大字細野2235-3 TEL : 0984-23-4711	4床

5 健康診断

「保健・救護班」及び「各総合支所生活福祉班」は、検病検査の結果、必要があるときは感染症法第17条及び第45条の規定により、知事が行う健康診断に協力する。

6 臨時予防接種

予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定に基づき、県から予防接種の指示があった場合は、臨時予防接種を実施する。

第3項 し尿処理対策

1 し尿の収集・運搬及び処理の方法

(1) し尿の処理計画

「環境業務班」及び「各総合支所生活福祉班」は、し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、処理計画を定める。また、避難所の避難人員及び場所を確認し、水

道の復旧状況等を勘案のうえ、仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握する。

下水道管路の被災により、し尿の排送ができない場合は、バキュームカーを利用した汲み取りによるし尿の収集・運搬、処理を行う。

また、広域的な浸水被害により便槽が使用不能になった地域に対しても、被災家屋のし尿排出量を推計し、応急的な汲み取りを実施する。

(2) 処理活動の実施

「下水道班」は下水道施設やし尿処理施設が被災した場合は、速やかな復旧に努める。また、「環境業務班」及び「各総合支所生活福祉班」は、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努める。

また、上水道の機能停止により、し尿処理が困難となった場合は、河川、プール等によって水を確保し、できる限り下水道機能の活用を図る。

なお、下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗トイレを使用せず、仮設トイレ等で処理するよう広報を行う。

(3) 応急汲み取りの実施

し尿の収集、運搬は、「環境業務班」及び「各総合支所生活福祉班」の指揮のもとで行う。

応急汲み取りが必要な場合、「環境業務班」は、宮崎県環境保全事業連合会と締結した「災害等の緊急時におけるし尿等の収集運搬等に関する協定」の発動による協力を要請する。

《 し尿収集・運搬許可業者 》

株都城北諸地区清掃公社	都城市吉尾町2159 TEL 38-0234 FAX 38-0235	バキュームカー：39台
-------------	---------------------------------------	-------------

(4) し尿の処理

収集したし尿は、次の処理場にて処理する。

し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合や、処理施設が被災している場合は、周辺市町の協力を得て稼働可能な処理施設へ運搬して処理する方法や、仮貯留地の確保により処理する方法等、「下水道班」と連携して対処する。

それでも対応できない場合には、県に広域的な応援の要請を行う。

《 し尿処理施設 》

管理者	施設名	所在地	TEL
市	都城市清浄館	都城市吉尾町 2544-1	38-7510
三股町	都北衛生センター	北諸県郡三股町蓼池 744	52-2259

2 仮設トイレの設置

(1) 仮設トイレの設置

「環境業務班」及び「各総合支所生活福祉班」は、災害により水洗トイレが使用できなくなった場合、または多数の住民が避難生活をせざるを得なくなった場合は、速やかに実態を調査し、設置場所を選定するとともに、「都城市災害廃棄物処理計画」に基づいて各所の必要台数を算出する。

仮設トイレの調達は、あらかじめ保有台数を把握している市内及び市外近郊のリース業者から行い、速やかに避難所及び公園等に設置する。

「環境政策班」及び「各総合支所生活福祉班」は、設置した仮設トイレに必要な消毒剤のほか、消臭剤の確保にも努め、十分な衛生管理を行う。

《 仮設トイレの設置基準 》

避難者 100 人につき仮設トイレ 3 台	(参考：阪神・淡路大震災)
-----------------------	---------------

(2) 災害用簡易トイレの使用

吸湿剤や発泡剤等の開発によりし尿の焼却ができる等、比較的簡便な方法でし尿処理が可能となる製品も開発されていることから、し尿処理施設等における処理が可能な製品であるか確認し、受け入れについて検討する。

また、マンホールトイレ（下水道マンホール穴直接設置型）は、公共下水道区域内にある防災活動拠点や避難所等への設置を基準とし、その設置時期については、防災活動拠点や避難所等の施設更新時期や下水道施設の耐震性等を勘案しながら検討する。

第4項 ごみ処理対策

1 ごみ処理

(1) 災害廃棄物の処理計画

災害により発生したごみ（以下「災害廃棄物」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づいて処理する。

「環境施設班」は「環境業務班」、「総務対策部調査班」、「各総合支所生活福祉班」及び「各地区現地対策班」と連携して、損壊建物数等の情報を収集し、速やかに災害廃棄物発生量を推計して災害廃棄物の処理実行計画を定めるとともに、計画策定とともに県に連絡する。

また、本計画の詳細は、別に定める「都城市災害廃棄物処理計画」によることとする。

住居または周辺に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、【同章 同節 第6項「障害物の除去】に準じて実施する。

(2) 処理の実施

被災地及び避難所の廃棄物の収集・運搬及び処分に関することは、「環境業務班」の指揮のもとで行う。

「環境業務班」及び「各総合支所生活福祉班」は、災害廃棄物処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。「環境施設班」は、必要に応じて、協定書に基づく協力要請及び県、隣接市町、都城市一般廃棄物収集運搬許可事業者に応援を要請する。

また、「環境業務班」、「各地区現地対策班」及び「各総合支所生活福祉班」は、速やかに仮置き場及び収集日時を定めて住民に広報する。

なお、災害等により損壊した建物から発生したがれきについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。

また、処理には長期間を要することになるため、「環境施設班」は選別、保管、焼却ができる処理施設及び仮置き場を十分に確保し、破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルに努めるとともに、最終処分までのルートを確保する。

(3) 被災地域における分別区分

被災地域における分別区分は、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理が行えるように、被災者が行える最低限の分別区分であるとともに、収集・運搬後において迅速な処理が行いやすい区分を設定する。

被災地域における分別区分は次のとおりとする。

《被災地域における分別区分》

平常時の分別区分		被災地域の分別区分	備考
燃やせるごみ		燃やせるごみ	焼却処理
燃やせないごみ		燃やせないごみ	破碎処理・埋立処分
資源ごみ	びん類	燃やせないごみ	埋立処分
	缶類	燃やせないごみ	破碎処理
	ペットボトル		
	白色トレイ		
	ダンボール		
	新聞紙	燃やせるごみ	焼却処理
	雑誌		
有害ごみ		燃やせないごみ	埋立処分
粗大ごみ		粗大ごみ(可燃)	焼却処理
		粗大ごみ(不燃)	破碎処理

(4) 分別区分ごとの排出方法

被災地域においては、排出方法を可能な限り簡素化することで被災者の負担を軽減し、迅速に対応する。

被災地域における分別区分ごとの排出方法は次のとおりとする。

《被災地域における分別区分ごとの排出方法》

被災地域における分別区分	排出方法
燃やせるごみ	袋排出（半透明または透明袋が好ましい。）
燃やせないごみ	袋排出（半透明または透明袋が好ましい。）
粗大ごみ（可燃）	指定なし
粗大ごみ（不燃）	指定なし

(5) 災害廃棄物の排出と仮置場の確保

これまでの過去の事例では、災害廃棄物の排出は平常時に指定されているステーション周辺や各被災家庭近隣の道路沿い等、市が指定する場所に排出してもらい、収集・運搬を実施している。

被災時においては、各被災家庭から排出された災害廃棄物を迅速に排除することが重要であり、次の目的に応じた仮設の集積所（以下「仮置場」という。）が必要となる場合がある。

- ① 道路上に出され、緊急的な除去が必要な災害廃棄物の一時的な仮置き
- ② 中間処理施設（クリーンセンター、リサイクルプラザ）の処理能力以上に搬入される災害廃棄物の仮置き
- ③ 最終処分場の処理能力や収集・運搬車両の輸送能力を超えることにより堆積した災害廃棄物の仮置き

仮置場は中継機能を勘案しながら、災害廃棄物の発生量及び処理に要する時間に応じて、短期間の仮設集積所となる一次仮置場、中長期の仮設集積所となる二次仮置場の確保を検討しておく必要がある。

なお、水害時の廃棄物は水分や土砂を含む廃棄物が多く、水害廃棄物から汚水が発生することも想定される。土壤への浸透防止等の対策が必要となり、仮置場の選定に当たっては、汚水処理等の状況や処理工程への影響等を考慮し、仮置場として最終処分場を利用する望ましい。

また、被災状況によっては二次仮置場のみで良い場合もあり、状況に応じて必要となる仮置場の設置数を確保しなければならない。

仮置場の選定については、「都城市災害廃棄物処理計画」に基づき実施する。

《仮置場の考え方》

区分	目的	仮置場としての利用場所
一次 仮置場	被災家庭や路上等に排出された災害廃棄物を早急に撤去するために、一時的に設ける集積場所である。 設置期間が短期間の利用を目的とする。	<ul style="list-style-type: none">公園、グラウンド公民館、市の所有するその他施設内の敷地市所有の空き地利用可能な民有地（空き地、開発予定地等）
二次 仮置場	中間処理を行う災害廃棄物を保管するために設ける集積場所である。 設置期間が一次仮置場より長期間にわたり、分別作業等が行える広さを有することが望ましい。	<ul style="list-style-type: none">市所有の空き地一般廃棄物最終処分場廃棄物処理施設の敷地内利用可能な民間の廃棄物処理施設の敷地内

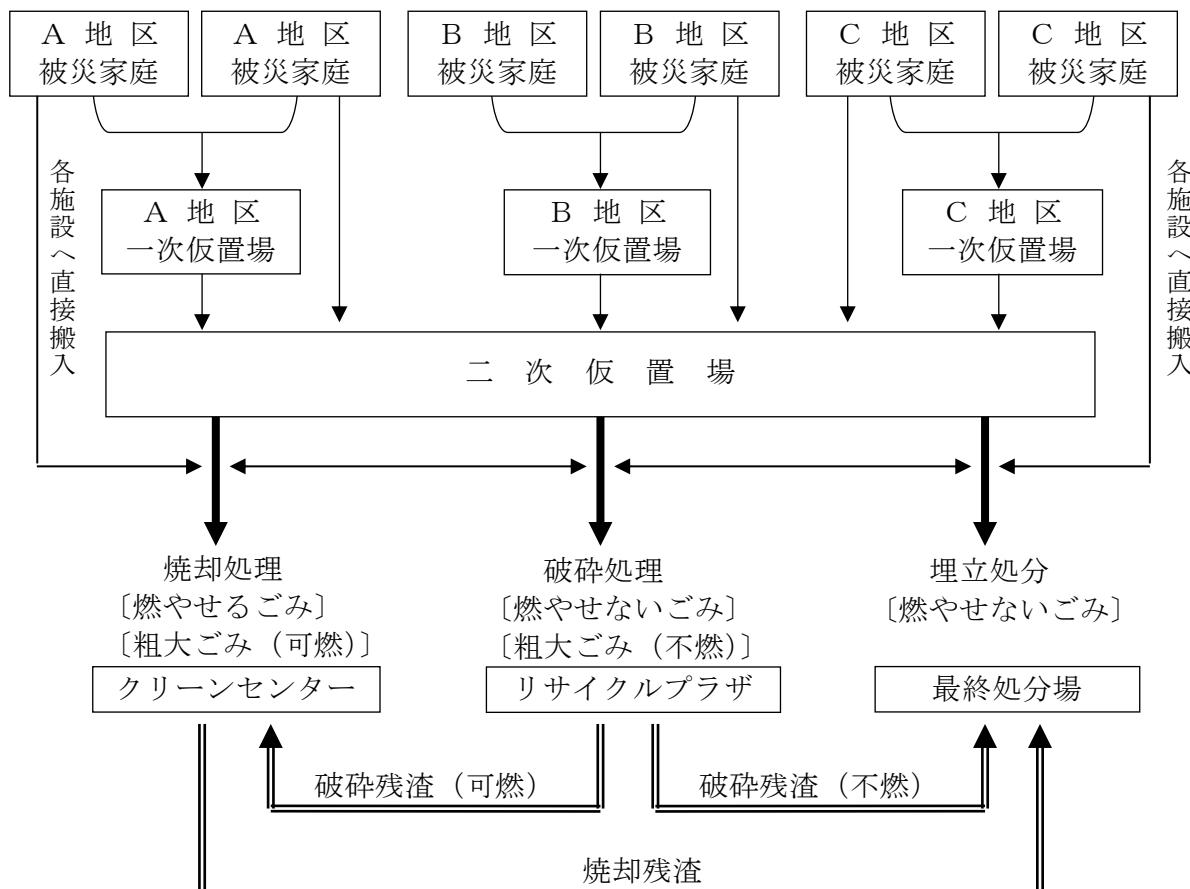
(6) 廃棄物処理施設の確保

一般廃棄物処理施設については、あらかじめ中間処理施設（クリーンセンター、リサイクルプラザ）の処理能力、最終処分場の残余容量を把握しておき、災害時に迅速に対応が行える体制とする。

なお、「本部班」は、廃棄物の処理に必要な中間処理施設及び最終処分場の確保が本市において困難な場合は、災害発生後できる限り早い段階で、県、関係機関及び近隣市町に対して協力支援の要請を行う。

(7) 災害廃棄物の処理フロー

災害廃棄物の処理についての概念図は次のとおりである。



《 災害廃棄物の処理概念図 》

2 死亡獣畜の処理

① 死亡獣畜の処理は、所有者が行い、保健所または家畜保健衛生所の指示に従って化製場（へい獸処理施設）で処理する。

また、化製場への搬入または処理が著しく困難な場合は、獣医師の診断により伝染性疾患がないことを確認の上で保健所の許可を得て、当該敷地内で埋却処分することができる。

伝染性の疾患が発見された場合は、家畜保健衛生所と処分について協議する。

② 野生動物等、所有者が不明であるときは、「環境業務班」及び「各総合支所産業土木班」が回収し、処分する。

《畜獣等管理機関》

機関名	所在地	連絡先
都城保健所（衛生担当）	都城市上川東3丁目14-3	TEL 23-4504 FAX 23-0551
都城家畜保健衛生所	都城市高崎町大牟田4213-1	TEL 62-5151 FAX 62-5155

《へい獸処理施設》

区分	施設名	所在地	連絡先
畜産動物 (馬、牛、豚等)	南国興産株式会社	都城市高城町有水 1941	TEL 53-1041 FAX 53-1850
畜産動物 (鶏のみ)	株式会社都城化成	都城市高野町 1237-89	TEL 33-2203 FAX 33-2671
愛護動物 (犬、猫等)	都城市クリーンセンター	都城市山田町山田 7599-5	TEL 45-6677 FAX 64-1550

第5項 衛生対策

1 保健衛生対策の実施

(1) 健康相談の実施

- ① 「保健・救護班」及び「各総合支所生活福祉班」は、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うために、保健師による健康相談や家庭訪問を行う。
- ② 「保健・救護班」及び「各総合支所生活福祉班」は、仮設住宅入居者に対し、生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループホーム、健康相談、健康教育等を実施する。

(2) 栄養相談の実施

- ① 避難所や仮設住宅等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による栄養相談等を実施する。
- ② 避難所の閉鎖後においても被災者の食の自立が困難である場合には、栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施する等、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。

(3) 精神医療、メンタルヘルスケアの実施

「福祉こども・救護班」及び「保健・救護班」は、県と協力して、保健所に心の相談所を設置し、県の精神保健福祉センターより助言・指導を受けるとともに、必要に応じて、D P A T（災害派遣精神医療チーム）の派遣の要請を行う。

また、被災者の心理的ケアに対応するため、心のケアやP T S D（心的外傷後ストレス障害）に対するパンフレット等を被災者及び支援者に配布する等により、避難所の閉鎖後も継続して心のケアについての正しい知識の普及のための広報活動を行うとともに、相談窓口を設置する。

2 食品衛生管理

「保健・救護班」及び「各総合支所生活福祉班」は、保健所と食品衛生協会が、県地域防災計画に基づいて実施する、次に示す食品衛生対策に協力する。

- ① 食中毒の未然防止
- ② 食中毒発生時の対応
- ③ 食品衛生に関する広報

《 食品衛生管理機関 》

機 関 名	所 在 地	連 絡 先
都城保健所（衛生担当）	都城市上川東3丁目14-3	TEL 23-4504 FAX 23-0551
都城地区食品衛生協会	都城市上川東3丁目14-3	TEL 25-3213 FAX 25-3213

第6項 障害物の除去

1 障害物の除去

災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去（以下「障害物の除去」という。）は、災害救助法の基準により実施する。

2 実施者

障害物の除去は、被害にあった住宅の所有者または管理者が行うべきことであるが、当該災害が救助法の適用を受けた場合は、知事が実施する。

知事の委任を受けた場合は、市の「土木班」「各総合支所産業土木班」及び「環境業務班」が、建設業協会等の協力を得て実施する。

「土木班」「各総合支所産業土木班」及び「環境業務班」は、損壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を調査し、速やかに全体処理量を把握するとともに処理計画を定め、同時に県に連絡する。

3 対象者

救助法による対象者は、住家の一部または全部に障害物が運びこまれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者である。

4 処理の実施

(1) 撤去作業

「土木班」「各総合支所産業土木班」及び「環境業務班」は、災害等により損壊した建物から発生したがれきについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。

(2) 中間処理施設、最終処分場及び仮置き用空き地の確保

「環境施設班」は、損壊家屋からの解体廃棄物、がれき、残骸物等の処理に長期間を要することから、選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置き場を十分に確保する。

また、破碎、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るとともに、最終処分場までのルートを確保する。

5 障害物の除去の期間

救助法による障害物の除去を実施できる期間は、災害発生の日から 10 日以内である。ただし、特別の事情がある場合は内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

6 道路等の障害物の除去

救助法の適用に係わらず、道路、河川、下水道等の障害物の除去については、「土木班」、「各総合支所産業土木班」、「下水道班」及び「環境業務班」が、建設業協会等の協力を得て実施する。

7 除去された廃棄物の処理

除却された土石、竹木等は、原則として、現場内で居住の支障にならない場所に集積して処理する。

また、発生した災害廃棄物（燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ（可燃、不燃））は、【同章 同節 第4項「ごみ処理対策」】に準じて処理する。

第15節 行方不明者の捜索、遺体の処置、埋火葬に関する活動

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 行方不明者の捜索	秘書広報班、消防本部班					
第2項 遺体の処置	環境政策班、各総合支所生活福祉班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（B C P）
- ◆災害時応援協定運用手順書
- ◆資料編
 - ・資料 2-55 火葬場一覧

第1項 行方不明者の捜索

1 捜索依頼・届出の受付

「秘書広報班」は、行方不明者（死亡していると推定される者を含む。）の捜索依頼・届出の受付窓口を開設する。

受付窓口は、本庁及び各総合支所に開設する。

なお、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行うものとする。

2 行方不明者の捜索

(1) 行方不明者の捜索

生存していると推定される行方不明者の捜索は、消防本部班及び消防団を中心として、警察等の協力を得て実施する。

(2) 捜索の期間

救助法により捜索を実施できる期間は、災害発生の日から 10 日以内である。

ただし、被害の規模により内閣総理大臣の承認を得て期間を延長することができる。

第2項 遺体の処置

1 遺体の確認と収容

(1) 遺体の確認（検視）

- ① 捜索の結果、死亡していると推定される者を発見した場合は、直ちに警察へ連絡し確認を求める。
- ② 調査又は検視は、警察官が行い、遺体安置所等の適切な場所で行う。

(2) 遺体の収容

- ① 遺体の収容は、警察、消防等の関係機関の応援を得て実施する。
- ② 身元の判明している遺体は、検視後、遺留品とともに遺族または親族に引き渡す。
- ③ 身元不明の遺体、または甚大な被害により個人で引き受けのできない遺体は、遺留品とともに遺体安置所に収容する。

2 遺体安置所の開設

(1) 遺体安置所の開設

- ① 「環境政策班」及び「各総合支所生活福祉班」は、遺体安置所の開設及び遺体の管理を行う。
ただし、市のみで対応が困難な場合は、県及び日本赤十字社宮崎県支部へ、遺体の措置に協力を求める。
- ② 遺体安置所には、あらかじめ選定された公共施設を利用し、収容能力を超える場合は、寺院等に協力を要請する。
- ③ 遺体の管理
 - ア 棺やドライアイスについて、関係業者の協力を得て手配する。
 - イ 遺族への対応を行う。
- ④ 遺体安置に際しての処理（洗浄、縫合、消毒）は医師が行い、「環境政策班」及び「各総合支所生活福祉班」は、これに協力する。
- ⑤ 遺体処理に必要な資機材は原則として医療関係者が用意する。

《 遺体安置に利用できる公共施設 》

施設名	所在地
山田柔剣道場	山田町山田 3763
大牟田地区体育館	高崎町大牟田 1319

(2) 死亡確認（検案）

- ① 医師は、遺体の検案及び「死体検案書」の作成を行う。
- ② 「環境政策班」及び「各総合支所生活福祉班」は、医師から「死体検案書」の引

き継ぎを受ける。

- ③ 「環境政策班」及び「各総合支所生活福祉班」は、遺体や遺留品に関する事項を整理した「遺体処置票」及び「遺留品処理票」を作成して、遺体の管理を行う。
- ④ 遺族等による身元確認を行う。
- ⑤ 遺族等の引き取り先を特定できた遺体は、速やかに遺族に引き渡す。
 - ア 引き渡しの際は、埋火葬許可証を交付する。
 - イ 遺留品がある場合は、引き渡しの際に受領証を受け取る。
- ⑥ 身元不明者については、警察や住民の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努める。

3 火葬

(1) 火葬施設の確保

- ① 大規模災害及び後方支援等を考慮し、非常用発電機の整備や燃料補給を計画的に実施する。
- ② 「環境政策班」は、災害発生後、速やかに火葬施設の被害状況を調査する。この際、火葬施設に関するライフライン施設の状況も調査し、事業者に対して早期復旧を要請する。
- ③ 火葬施設が安全に稼働できる状態である場合は、運転を再開する。
- ④ 被害が甚大で運転再開が望めない場合、または死者数が大幅に処理能力を上回る場合は、県の応援火葬場の調査結果に基づき、具体的に応援火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。
なお、広域火葬の具体的な手順等については、宮崎県広域火葬計画によるものとする。
- ⑤ 火葬施設を確保したときは、住民に対して広報を行う。

《火葬施設》

施設名	所在地	連絡先	処理能力
都城市斎場	都城市下長飯町 5453	TEL 39-0260	16 体/日

《近隣市町の火葬場》

施設名	所在地	連絡先
西諸広域葬祭センター	小林市大字東方城ヶ迫 1046-3	TEL 0984-22-4401
曾於市斎場	曾於市末吉町岩崎 4390-5	TEL 0986-76-2347
霧島市国分斎場	霧島市国分名波町 16-19	TEL 0995-45-0556

(2) 火葬の実施

- ① 市による火葬は、「環境政策班」が行う。
- ② 身元不明のままの遺体、または身元が判明しても遺族による火葬が困難な場合は、

市は、災害が発生してから10日以内に火葬を行う。

- ③ 市が火葬した場合であっても、遺骨や遺留品は遺族に引き渡す。
- ④ 身元不明等で遺骨や遺留品等の引き取り手がない場合は、市が一時保管する。
- ⑤ 1年以上を経過しても、身元が判明せず、遺骨を引き取る者が現れない場合は、市が埋葬する。

(3) 救助法の対象

救助法による遺体の処置の対象である「災害の際に死亡した者」とは、具体的には次に示すとおりである。

- ① 災害を原因として死亡した者
- ② 災害を原因としていないが、同時期に病気等により死亡した者
- ③ 災害発生前に死亡し、火葬が未だ終わっていない者

4 埋葬

(1) 死亡者数の確認

「環境政策班」は、適切に埋葬するため、死亡者数について正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して、埋葬を支援する。

(2) 遺体の埋葬

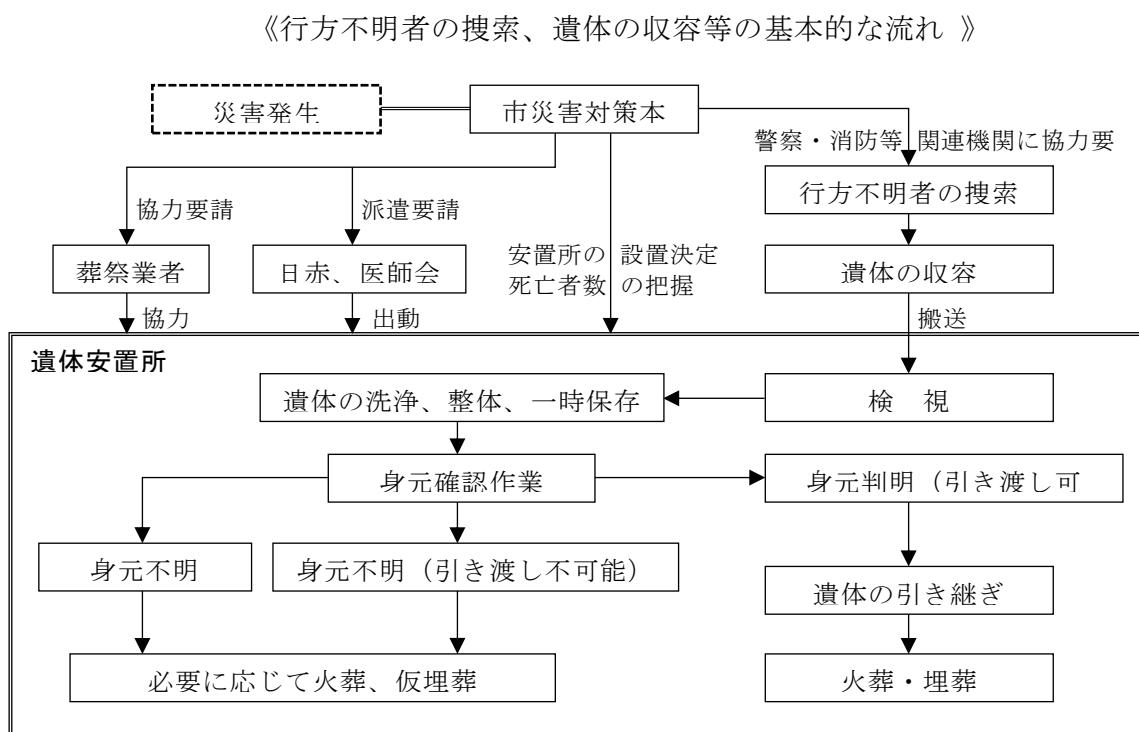
遺体は原則として火葬し埋葬する。

棺、骨つぼ等を確保し、遺族に支給する等現物給付をもって遺体の埋葬を行う。

ただし、救助法の適用時には、県が行う。

(3) 捜索から埋葬までの流れ

行方不明者の捜索から、遺体の収容、火葬、埋葬に至る処理の流れは、おおむね以下に示すとおりである。



5 県への要請

「本部班」は、市において行方不明者の捜索、遺体の処置及び埋火葬が困難な場合、次の事項を明らかにして県に要請する。

- ① 捜索、処置、埋火葬別の必要人員
- ② 捜索地域
- ③ 埋火葬施設の使用可否
- ④ 必要な輸送車両
- ⑤ 遺体の処置に必要な資材・機材の品目別数量

第16節 応急住宅の確保

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 応急仮設住宅の建設	住宅班					
第2項 一時的住宅の提供	住宅班					
第3項 被災住宅の応急修理	住宅班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（B C P）

第1項 応急仮設住宅の建設

1 応急仮設住宅の建設

(1) 実施者

- ① 応急仮設住宅の建設は、知事が行う。
状況が急迫し知事が行うことができない場合は、市長（住宅班）が行う。
- ② 「住宅班」は、被災者の仮設住宅への入居に関する事務を行う。

(2) 実施の基準

応急仮設住宅の建設に係る「救助法」の基準は次のとおりである。

- ① 設置規模は、1戸当たり 29.7 m²（9坪）、2,621,000 円以内
- ② 着工期間は、災害発生日から 20 日以内
- ③ 供与期間は、完成の日から 2 年以内

2 入居希望者の調査

- ① 「住宅班」は、住居の被害が発生した場合、速やかに応急仮設住宅への入居希望調査を行う。
- ② 入居希望調査は、世帯の人数、介護の必要性等に留意して行う。
- ③ 必要な仮設住宅の戸数が整理でき次第、県に、応急仮設住宅の建設を要請する。

3 建設用地の選定

- ① 「住宅班」は、仮設住宅を建設するための用地を確保する。
- ② 建設用地は、原則として、公園等の公有地を利用することとするが、適当な公有地がない場合は、企業等の所有地を借り上げる。

この場合、所有者と市とで賃貸借契約を交わすこととする。

- ③ 建設用地の選定に当たっては、飲料水、交通、教育の利便性等を考慮のうえ選定する。

《応急仮設住宅建設候補地》

名称	所在地	有効面積	建設可能戸数
鷹尾市民広場	蓑原町 3037	18,540 m ²	130 戸
横市市民広場	蓑原町 1624	34,811 m ²	250 戸
志和池市民広場	上水流町 117	31,157 m ²	249 戸
庄内市民広場	庄内町 8618	11,063 m ²	111 戸
西岳市民広場	高野町 2916-1	7,200 m ²	84 戸
中郷市民広場	安久町 5740	11,249 m ²	86 戸
下長飯市民広場	下長飯町 5547	8,496 m ²	73 戸
大岩田市民広場	大岩田町 5466-1	7,912 m ²	61 戸
小松原市民広場	志比田町 4483-1	28,780 m ²	192 戸
沖水市民広場	高木町 6602-1	12,726 m ²	159 戸
高崎江平市民広場	高崎町江平 2329-3	19,454 m ²	130 戸
高崎縄瀬市民広場	高崎町縄瀬 1849-1	19,021 m ²	130 戸
高崎前田市民広場	高崎町前田 2815	7,984 m ²	80 戸
高崎東霧島市民広場	高崎町東霧島 960-1	5,326 m ²	50 戸
高崎示野原市民広場	高崎町大牟田 4277	9,360 m ²	90 戸

4 入居者の募集、選定

(1) 募集手続き

「住宅班」は、仮設住宅の完成と同時の入居を図るため、建設中に入居を希望する者の募集を行う。

- ① 「入居申込窓口」を設置する。
- ② 募集は、入居申込用紙によって行う。
- ③ 募集に当たっては、応急仮設住宅は一時的な居住の場であって、規定期間が経過した後は撤去されることの理解を得ておくよう努める。

(2) 入居の対象者

仮設住宅への入居の対象者は、「災害のため住家が全壊（焼）または流失し、居住する住家がない者で、自らの資力では住家を得ることができない者」を対象とする。

自らの資力で住家を得ることができない者とは、次に示す者等とする。

- ① 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- ② 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等
- ③ 前各号に準ずる者

(3) 入居者の選定

入居者を決定するに当たっては、関係機関を含めた選考委員会を設置し、被災者の状況を調査の上、次に示す事項等に配慮して入居者を決定する。

- ① 客観的な公平性を保つ。
- ② できるだけ従来のコミュニティを確保する。

5 仮設住宅の管理

(1) 周辺環境の改善

「住宅班」は、入居後の仮設住宅について常に実態を把握し、必要に応じて、周辺環境の整備に努める。

- ① 仮設住宅の敷地内への駐車場の整備
- ② 防犯灯や街灯の設置
- ③ 通路の舗装や段差解消、建物出入口の踏み台の用意等、高齢者等への配慮

(2) 地域社会（コミュニティ）づくり

大規模な仮設住宅団地を設置した場合で、仮設住宅における生活の長期化が予想される場合は、団地内の地域社会（コミュニティ）づくりを進めるため、自治組織等の育成を促進する。

- ① 「住宅班」は、自治組織等の拠点としての集会施設の設置を検討する。
- ② 高齢者の単身入居等の孤立しがちな者に対しては、民生委員・児童委員やボランティア等と連携した見守り活動が行われるよう配慮する。

(3) 応急仮設住宅の早期解消

応急仮設住宅は、あくまでも一時的な仮の住まいであるため、次の点に留意し被災者の恒久住宅への移転を促進、支援する。

- ① 恒久住宅需要の的確な把握と広報
- ② 住宅再建に対する各種融資等支援策の周知
- ③ 公営住宅等の建設計画や入居条件等の早期提示とその周知
- ④ 高齢者等に配慮した公営住宅等の建設、社会福祉施設及び要配慮者関連施設等への入所等

⑤ その他、住宅等に関する情報の提供

第2項 一時的住宅の提供

1 公営住宅等の活用

- ① 「住宅班」は、被災者の公営住宅等への一時的な入居のあっせん、手続きを行う。
- ② 入居の対象者は、原則として、応急仮設住宅への入居の基準に準じる。

2 協力の要請

「住宅班」は、必要に応じて民間賃貸住宅の借り上げ、他市町村への公営住宅の提供を求める。

3 広域一時滞在

市長（本部班）は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、他市町村への受入要請については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入要請については県に当該他の都道府県との協議を求める。

第3項 被災住宅の応急修理

1 実施者

「住宅班」は、被災住宅の応急修理を行う。

2 応急修理の対象者

（1）対象者

応急修理の対象者は、「災害のため住家が半壊（焼）し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、被災住宅以外に住むところがなく、自らの資力では応急修理をすることができない者」を対象とする。

全壊（焼）の住宅は対象にならない。

自らの資力で住家を得ることができない者とは、応急仮設住宅への入居の対象者の場合と同じである。

（2）対象者の選定

応急修理の対象者を選定するに当たっては、関係機関を含めた選考委員会を設置し、被災者の状況を調査の上、客観的な公平性に留意して決定する。

3 実施の期間

救助法により被災住宅の応急修理を実施できる期間は、災害発生の日から1か月以内に完了することとされている。

ただし、被害の規模により内閣総理大臣の承認を得て期間を延長することができる。

4 住宅の応急修理の実施

(1) 実施の範囲

応急修理の面積について特にその制限はないが、居室、炊事場及びトイレ等で日常生活を維持するのに最低限必要な部分のみを範囲とする。

(2) 実施の方法

救助法に規定する金額の範囲内で、市が、建築業者と直接契約して行う。

5 住宅に関する相談窓口の設置

「住宅班」は、相談窓口を設け、住宅の応急復旧に必要な技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応じるよう努める。

第17節 公共施設等の応急対策

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 公共施設等の応急復旧	関係各対策班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（B C P）

第1項 公共施設等の応急復旧

1 被害状況の把握

（1）緊急点検の実施

公共施設等を所管する各部班は、災害が発生後、直ちに所管する施設・設備等について緊急点検を実施し、被害状況の把握に努める。

《緊急点検の対象物》

施設名	所管課
市役所庁舎及び出先庁舎等	財産活用課、各総合支所地域生活課
道路、橋梁等の公共土木施設	維持管理課、各総合支所産業建設課
下水管路並びに処理施設及び集落排水施設	下水道課
水道管路及び浄水場等 (簡易水道施設を含む。)	水道課
学校等の文教施設	教育総務課
地区公民館、図書館、美術館、都城島津邸等の社会教育施設	生涯学習課、美術館、都城島津邸、文化財課、各総合支所地域生活課
ウエルネス交流プラザ、未来創造ステーション他4施設、総合文化ホール、コミュニティセンター等の集客施設	商工政策課、地域振興課、生涯学習課
公営住宅	住宅施設課、各総合支所産業建設課
保育所等の児童福祉施設	保育課
養護老人ホーム等の高齢者施設	福祉課、各総合支所地域生活課
体育運動施設	スポーツ政策課
その他の施設（ダム、ため池、調整池、用水導水管等）	各所管課

(2) 被害状況の報告と集約

- ① 各部班は、緊急点検に基づく各施設等の被害状況について「総務班」に報告する。
- ② 「総務班」は、被害状況の集約及び集計を行う。

2 二次災害の防止と広報

被害を受けた公共施設等について、安全性が十分に確認できるまで、立ち入りや接近を禁止するとともに、「利用できない」または「接近できない」等の広報を看板、掲示板で行い住民への周知を図り、二次的崩壊等による人身への被害を防止する。

3 応急復旧の実施

(1) 復旧対象施設の特定

被害を受けた公共施設等のうち、次のすべての事項に該当するものについては応急復旧を実施し、災害応急対策または住民の利用に供するよう配慮する。

- ① 災害時における住民の避難支援または生活支援等に必要な施設であること。
- ② 被害の程度が軽微であると判断でき、簡易的な復旧対策で従来の安全性を確保できること。
- ③ 他に代替えの施設がないこと。

(2) 応急復旧の施工

応急復旧を必要とする所管課は、速やかに関連業者との連絡を図り、十分な安全管理のもとで復旧作業を施工する。

4 公共土木施設等の復旧

道路、橋梁等の公共土木施設の応急復旧については、【同章 第12節 第2項「緊急輸送対策】】を、水道、下水道施設等の応急復旧については、【同章 第20節「ライフライン施設の応急対策】】を参照のうえ実施する。

調整池・貯留池等について、被害が発生した場合には、被害が拡大しないよう直ちに応急対策を実施する。また、被害が発生するおそれがある場合には、パトロールを実施するほか、必要に応じて予防措置を講じる。

第18節 農林畜産業の応急対策

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 農産業対策	農政班、農村整備班、畑かん班、各総合支所産業土木班					
第2項 畜産業対策	農政班、					
第3項 林産業対策	森林保全班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（B C P）

第1項 農産業対策

「農政班」「農村整備班」「畑かん班」及び「各総合支所産業土木班」は、その所管に応じ次の応急対策を実施する。

1 農業用施設の応急対策

- ① 施設管理者は、河川内の堰について、災害により増水が見込まれる場合、速やかに堰の開放を行って河道の確保と施設の被害防止に努める。
- ② 農地の所有者及び農業施設の管理者は、災害が発生するおそれがある場合、圃場のパトロールを実施し、灌漑排水施設の適切な措置を講じるとともに、ビニールハウス等の補強を行い、被害の防止に努める。
- ③ 災害が発生した場合、関係機関との連絡を密にし、効果的な応急対策と災害復旧が速やかに実施できるよう体制を整備する。
- ④ ダムやパイプライン、ため池の被害が発生した場合には、被害が拡大しないよう直ちに応急対策を実施する。また、被害が発生するおそれがある場合には、パトロールを実施するほか、必要に応じて予防措置を講じる。

2 種苗の確保

- ① 水稻の種子については、宮崎県産米改良協会にて確保されており、災害等により種子の不足が生じる場合は、必要な種子の確保を要請する。
- ② 野菜類の種苗については、宮崎県バイオテクノロジー種苗増殖センター、及びジェイエイアグリシード㈱に、優良種苗の確保並びに安定供給を要請する。

3 病害虫防除対策

(1) 緊急防除連絡システム

重要病害虫の発生が認められた場合、情報の収集・伝達及び現地指導を速やかに行い、被害の拡大防止に努める。

(2) 空中散布防除の実施

広域にわたって発生する病害虫について、集団防除の必要が認められる場合には、関係機関と協議のうえ、無人ヘリコプターによる空中散布防除等により被害の拡大防止に努める。

(3) 農薬の確保

災害により緊急に農薬の必要を生じた場合は、重要病害虫緊急防除事業の活用により、必要量の農薬の確保を要請する。

第2項 畜産業対策

「農政班」は、次の応急対策を実施する。

1 家畜の避難

畜産施設に関して、浸水及びがけ崩れ等の災害が発生、または発生するおそれがあるときは、飼育者に対して、家畜の安全な場所への避難を要請する。

2 家畜の防疫

家畜の伝染病に対処するため、県において編成される家畜防疫班、畜舎消毒班及び家畜診療班とともに、必要な防疫を実施する。

① 家畜に伝染性疾病の疑いがある場合、または伝染性疾病の発生のおそれがあると認められる場合は、速やかに、県に対して家畜防疫班及び畜舎消毒班の派遣を要請し、県の指示のもとに次の事項等の措置を講じる。

- ア 患畜または疑似患畜の隔離、繫留、移動の制限その他の措置
- イ 殺処分または死体の焼却、埋却
- ウ 汚染物品の焼却、埋却
- エ 畜舎等の消毒

② 災害のため、正常な家畜の診療が受けられない場合は、市長（本部班）は県に対して家畜診療班の派遣を要請する。

3 飼料穀物の確保

災害により、飼料の確保が困難になったときは、県に対して、政府保管の麦類、ふすまの種子等の供給の要請を依頼するほか、宮崎県農業協同組合その他飼料業者に対して、必要数量の確保及び供給のあっせんを要請する。

4 家畜の飲用水確保

家畜の飲用水については、農家個人の自助による復旧を依頼しつつ、関係機関と情報共有を図り、必要な情報を提供するものとする。

第3項 林産業対策

「森林保全班」は、次の応急対策を実施する。

1 被災立木竹の除去等

- ① 倒伏した立木竹による二次災害を防止するため、人家や公共施設付近の森林についてパトロールを実施し、人家等に被害を与えるおそれのある木竹は、速やかに除去の手続きを進める。
- ② 遮断された林道について、速やかに応急復旧を行い、早期の機能回復を図る。

2 病害虫の防除

被災した立木竹について、菌による腐朽及び害虫による被害の蔓延を防ぐため、枯損、倒伏、折損等の木竹は速やかに林外へ搬出し、焼却または薬剤処理等により病害虫の防除に努める。

3 貯木対策

- ① 災害が発生するおそれがあるときは、管理者または所有者に対して、流出の防止策等適切な事前対策を講じるよう指導する。
- ② 木材が流出したときは、直ちに警察、県土木事務所及び下流域に対して通報する。

第19節 文教対策

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 学校教育対策	学校施設班、学校教育班					
第2項 保育対策	学校施設班、学校教育班、福祉こども・救護班					
第3項 文化財及び社会教育施設対策	社会教育班、各総合支所総括・総務班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（B C P）

第1項 学校教育対策

1 児童・生徒の安全確保

「学校教育班」は、災害が発生した場合、または災害が発生するおそれがある場合、気象状況や被害の発生状況等について整理し、速やかに各小中学校の校長に伝達する。

各小中学校の校長は、児童・生徒の安全確保を第一として的確な措置を講じる。

(1) 警報等の発表時の対応

風水害等の時間的な変移がある災害の場合は、次の措置を講じる。

- ① 気象状況や被害の発生状況等について、テレビやラジオ等の報道、インターネット等を利用して自ら情報収集に努める。
- ② 登校前に警報等が発表された場合、登下校に危険が伴ったり、授業の実施が困難と判断されるときは、臨時休校を検討する。
- ③ 在校中に警報等が発表された場合、下校時刻頃に危険な状況となることが予測されるときは、授業打ち切りの措置を検討する。
- ④ 臨時休校、または授業打ち切りを決定した場合は、速やかに連絡網を利用して保護者に連絡をする。

この場合、テレビやラジオ等による広報手段も考慮し確実な連絡を図る。

- ⑤ 途中下校させる場合、通学経路や距離により下校途中の安全が確保されないと思われるときは、教職員が引率を行うほか保護者の迎えを要求する。
- ⑥ 保護者へは学校内において確実に引き渡すこととし、保護者の代理人への引き渡しについては身元を確認する等の防犯対策にも配慮する。
- ⑦ 保護者との連絡が取れない等の理由により保護者へ引き渡せない児童・生徒は学

校内で保護する。

(2) 災害が発生した場合の対応

地震等のように突然的に発生する災害に対しては、次の事項等の措置を講じる。

- ① 在校中に発災した場合、担当する教師及び他の教職員は、その場の状況に応じて考え得る最善の方法により児童・生徒の安全を確保する。
- ② 安全が確保された後、運動場、校庭及び体育館等あらかじめ定められた場所に集合し、児童・生徒の安全を確認する。
- ③ 安全が確認された後、保護者へ連絡し、迎えによる引き渡しを行う。
以降、「(1) 警報等の発表時の対応」の⑥⑦と同じ。
- ④ 児童・生徒の安全確認の状況及び保護者への引き渡し等について「学校教育班」に報告する。
- ⑤ 校外活動中に発災した場合、利用している場所や施設の管理者または地元の人の協力を得ながら、児童・生徒の安全確保に努め、確認を行う。
- ⑥ 夜間、休日や長期休暇中に発災した場合、学級担任から保護者への連絡によって児童・生徒の安否を確認する。
この場合、通信の混乱に備えて「災害用伝言ダイヤル（NTT）」や「災害用伝言板サービス（携帯電話各社）」の活用も平常時から考慮する。

2 応急教育の実施

(1) 学校施設の点検と確保

- ① 各小中学校の校長は、児童・生徒の安全を確保すると同時に、学校施設の点検を行い、危険な箇所については立ち入り禁止の張り紙やロープを張る等の措置を講じる。
また、被災状況や避難者の受入状況等について、「学校施設班」に報告する。
- ② 学校が避難所として利用される場合、やむを得ず教室を開放する際にも教育活動の再開に備えて、できるだけ最小限の範囲で避難所に開放する。
なお、理科室等の薬品を保管している教室については、避難所に開放しないようにする。

(2) 教育活動の再開

- ① 「学校施設班」は、被害や避難所としての利用により教育の場が確保できない場合、代替えとなる公共的施設の利用に配慮するほか、仮設教室や仮設校舎の設置を行い、教育の場の確保を行う。
- ② 各小中学校の校長は、通常の授業を再開できない場合、状況に応じた短縮授業や二部授業での対応のほか、臨時の学級編成等についても検討する。
- ③ 「学校教育班」は、各小中学校との連絡を緊密にし、教育活動の再開の状況を常に把握するよう努めるとともに、必要に応じて県への応援要請を行う。

3 生活指導の実施

各学校長は、児童・生徒の発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる中で、児童・生徒相互の助け合いの精神を育てる。

また、体力維持や感染症予防のために、健康及び衛生に関する指導を行う。

4 学用品の支給

「学校教育班」は、児童・生徒の被害の状況を把握し、必要に応じて教科書、文房具及び学用品等を速やかに支給する。

救助法による学用品等の給与は以下のとおりである。

(1) 対象者

住宅が全半壊（焼）、流失、床上浸水により学用品を喪失または損傷し、就学上支障のある公・私立の小学校児童及び中学校、高等学校等生徒である。

(2) 給与の対象

- ① 教科書、ワークブック、問題集等の教材
- ② ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画用紙、下敷き、定規等の文房具
- ③ 運動靴、体育着、かばん、ハーモニカ、笛、工作用具、裁縫用具等の学用品

(3) 給与の期間

救助法による給与期間は、教科書は災害発生の日から1か月以内、その他については15日以内である。

ただし、特別の事情がある場合は内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

(4) 給与の方法

調達から配分までの支給事務は、学校による教科書等の違いや児童・生徒の確実な人員の把握等を考慮し、学校の教職員が行う。

5 応急給食の実施

教育委員会は、災害の長期化、または学校施設が被災して通常の教育環境でなくなった状態で応急教育を行う場合、応急給食の実施について関係機関と協議する。

ただし、次の場合には応急給食を実施しない。

- ① 災害により学校給食用の食材が確保できない場合
- ② 給食施設が被害を受けたため、調理が不可能な場合
- ③ 学校給食センターが災害救助のため使用される場合
- ④ 衛生的な調理環境が保たれていない場合

6 児童・生徒及び教職員の心のケア

教職員は、災害後の教育現場において、児童・生徒のストレス反応等の様子に注意を払い、隨時、状況を「学校教育班」に報告する。

「学校教育班」は、被災した児童・生徒の健康管理と併せて、専門医やカウンセラーの派遣等によるカウンセリング（心理学的援助）を実施するものとし、児童・生徒及び教職員への心のケアについての支援に努める。

7 就学援助に関する措置

「学校教育班」は、県と連携して、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童・生徒に援助支援を行う。

- ① 被災により教科書及び学用品を喪失、または毀損した児童・生徒に対し供給する。
- ② 自宅等の被災により、学費の支弁が困難となった高等学校等（専修学校高等課程、特別支援学校を含む。）及び中等教育学校（後期課程）等の生徒の就学を援助するため、希望者に対し奨学金の緊急貸付を行う。
- ③ 被災家庭の特別支援学校の児童・生徒の就学を援助するため、就学奨励費の追加支給について必要な措置をとる。

8 教職員の補充措置

災害発生時において教職員に被害があり、授業の継続に支障をきたすおそれのある場合、次により迅速に教職員の補充を行う。

- ① 市教育委員会は、災害発時における教職員の被害状況について、速やかに県教育庁教育事務所を経由して、県教育委員会に報告する。
- ② 県教育委員会は、上記報告に基づいて教職員の被害状況に応じ、速やかに次の措置を講じて、教職員の補充を行う。
 - ア 条例定数の範囲内においてできる限りの補充を行う。
 - イ 被災学校以外の学校にいる教職員を被災学校に兼任するよう措置する。
 - ウ 必要に応じて、小・中学校にあっては非常勤講師の配当を行う。
 - エ 上記ア～ウの措置によってもなお補充が十分でないときは、臨時職員（地方公務員法第22条）の予算措置を講じるとともに、差し当たって、被災地以外の教育委員会事務局、教育研修センター等に勤務する教職員を被災学校に臨時に派遣するよう措置する。

第2項 保育対策

応急保育として、ここでは、保育所及び認定こども園における措置を取り上げ、幼稚園における措置は（ ）で読み替える。

1 事前措置

こども部長（教育長）は、災害が発生した場合、または災害が発生するおそれがある場合は、気象状況や被害の発生状況等について整理するとともに休園措置を検討し、速やかに保育所長及び認定こども園長（幼稚園長）を通じて保護者へ連絡する。

2 災害が発生した場合の対応

① 「福祉こども・救護班」（学校教育班）は、保育所長及び認定こども園長（幼稚園長）に対して適切な緊急対策を指示する。

② 保育所長及び認定こども園長（幼稚園長）は、状況に応じて緊急避難等の措置を講じる。

この場合、園児の安全確保を第一とし、園において保護者に確実に引き渡す。

③ 保育所長及び認定こども園長（幼稚園長）は、園児・職員及び施設・設備等の被害状況を把握し、速やかに「福祉こども・救護班」（学校教育班）に報告する。

④ 勤務時間外に災害が発生した場合、職員は所属の保育所及び認定こども園（幼稚園）に参集し、市が行う災害応急対策に協力する。

⑤ 保育所長及び認定こども園長（幼稚園長）は、応急保育の実施及び保育所管理等のための体制を確立する。

状況に応じて、臨時の保育・教育課程の編成を行い、速やかに園児及び保護者に周知する。

⑥ 夜間、休日や長期休暇中に発災した場合、担任から保護者への連絡によって園児の安否を確認する。

この場合、通信の混乱に備えて「災害用伝言ダイヤル（N T T）」や「災害用伝言板サービス（携帯電話各社）」の活用も平常時から考慮する。

3 応急保育の実施

災害が発生した場合、市内の保育所及び認定こども園（幼稚園）に臨時保育所を開設し、臨時保育所に充てられた保育士または教諭が応急保育を実施する。

① 保育所長及び認定こども園長（幼稚園長）は、職員を掌握して保育所及び認定こども園（幼稚園）の整理を行い、園児の被災状況を把握し、「福祉こども・救護班」（学校教育班）に連絡して復旧に努める。

② 「福祉こども・救護班」（学校教育班）は、情報、指示の伝達について十分な措置

を講ずる。

- ③ 受け入れ可能な園児は、保育所及び認定こども園長（幼稚園）において保育する。また、被災により通園できない園児については、地域毎に実情を把握するよう努める。
- ④ 衛生管理には、十分注意する。

第3項 文化財及び社会教育施設対策

1 文化財応急対策

災害により文化財が被害を受けたとき、所有者（管理責任者）は被災状況等を教育委員会に報告する。

「社会教育班」及び「各総合支所総括・総務班」は、被災した文化財を調査して状況を把握し、その所管に応じた関係機関との連絡を図るとともに、連携して被害の拡大を防止するための応急措置を講ずる。

2 図書館、美術館、地区公民館等対策

地区公民館等の施設の管理者は、被災状況の把握に努めるとともに、被災施設の応急修理を速やかに実施する。

第20節 ライフライン施設の応急対策

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 上下水道施設の応急対策	水道班、下水道班、総合政策総括班					
第2項 ガス、電力、通信施設の応急対策	宮崎ガス、九州電力、九州電力送配電、NTT西日本					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（B C P）
- ◆災害時応援協定運用手順書
- ◆資料編
 - ・資料 2-22 災害時における水道の応急復旧に関する協定書
 - ・資料 2-29 災害時におけるLPGガス供給活動等に関する協定
 - ・資料 2-34 都城市域電力設備災害復旧に関する覚書
 - ・資料 2-44 災害時における専用水道水提供の協力に関する協定書

第1項 上下水道施設の応急対策

1 水道施設の応急対策

(1) 応急復旧計画の作成

「水道班」は、災害によって水道施設が被災したときは、直ちに状況を調査、把握し、効果的な応急復旧計画を早急に作成する。

(2) 重要施設の優先的復旧

「水道班」は、人工透析施設等多量の水を必要とする医療機関や要配慮者関連施設及び避難所等について、優先的に応急復旧を行う。

(3) 実施体制

「水道班」は、応急復旧のための工事は、応援協定の支援団体の協力を得て実施する。

ただし、被害の程度が甚大で、人員、資機材が不足する場合は、県を介して周辺市町に応援を要請する。

《 応援協定 》

協定の名称	支援団体	連絡先
大規模災害時における応急措置業務等に関する基本協定	都城管工事協同組合	TEL 24-6059 FAX 21-1118
	北諸管工事協同組合	事務局（交代制）

(4) 被災管の把握と配水管網図の準備

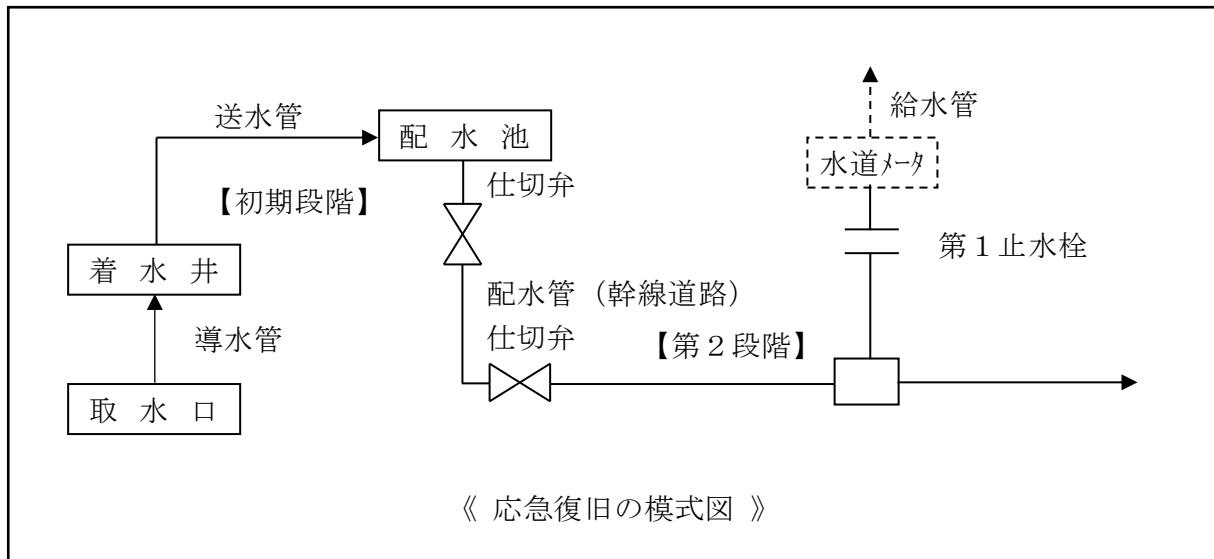
水道管の被災状況を把握するため、配水管網図を工事支援者へ配付し、断水及び被災箇所を調査する。

(5) 管路の応急復旧

応急復旧は、次に示す手順で実施する。

《 応急復旧の流れ 》

段階	作業内容
初期段階	1) 仕切弁の停止 2) 導水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応を含む。） 3) 送水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応を含む。） 4) 配水管（幹線管路）の調査及び復旧（仮設配管等の対応を含む。）
第2段階	1) 優先的に給水する施設（病院、福祉施設等）への仮設配管等による給水の実施 2) 各家庭の止水栓（第1止水栓）の停止 3) 給水拠点、避難所における臨時給水の実施 4) 配水支管及び給水管の調査及び復旧 以上の作業を繰り返し継続する。 (修理箇所の調査は、配水エリアを限定しながら順次給水区域を拡大する。)



(6) 施設の応急復旧

① 給配水施設

施設の被災状況を早急に調査し、導水管及び主要な取水施設について優先して応急復旧を行う。

② 送水ポンプ施設

ポンプ場には、送水のための応急措置をとる。

停電した場合は、自家発電装置等により施設や機器の運転制御を行い、電力が復帰した後は速やかに加圧送水ができるよう努める。

(7) 水質の確認

災害が発生した後、及び応急復旧後の配水開始の前には、水質の安全を確認した上で給配水を実施する。

2 下水道施設の応急対策

「下水道班」は、次に示す応急対策を実施する。

(1) 応急対策の実施

- ① 災害により被害を受けた下水道施設については、直ちに状況を調査し、速やかに復旧を開始する。
- ② 水洗トイレ等が使用不可能になった場合に対処するため、状況に応じて臨時の貯留場所を確保する、または共同の仮設トイレを設ける等の対策を講ずる。
- ③ 処理施設が受け入れ可能な場合についても、計画的な処理に万全を期す。

(2) 下水管渠

- ① 下水管渠の被害に対しては、汚水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講じるとともに、本復旧の方針を立案する。
- ② 施工途中で被害にあった箇所については、被害を最小限に止めるよう施工業者に対して指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給を行う。
- ③ 可搬式排水ポンプ等の資機材は、速やかに所要量を把握、調達し、応急復旧を行う。

(3) ポンプ場及び処理場

- ① 停電によりポンプ場及び処理場機能が停止した場合は、自家発電装置等によってポンプ及び処理施設等の運転を維持し、機能停止による排水及び処理不能事態が発生しないようにする。
- ② 特に防護の必要のあるものに対しては、洪水、その他の被害に備え、必要な資機材を調達し応急復旧を行う。

(4) 農業集落排水施設

- ① 災害により被害を受けた埋設管等の施設については、直ちに状況を調査し、速やかに復旧を開始する。
- ② 停電により処理場機能が停止した場合は、自家発電装置等によってポンプ及び処理施設等の運転を維持し、機能停止による排水及び処理不能事態が発生しないようにする。

(5) 仮設トイレの対応

「下水道班」は、避難所等に仮設トイレを設置した場合には、仮設トイレの汲み取りを優先的に実施する。

3 ライフライン施設に関する連絡・広報の実施

「上下水道総括班」「水道班」「下水道班」及び「総合政策総括班」は、被害状況、応急措置、応急復旧状況について、市の災害対策本部だけでなく、県災害対策本部にも密に連絡する。

また、災害発生後のライフラインへの住民の関心は非常に高いものであることから、混乱を防止するために、各対策部及び関係機関は、ライフラインの被害状況や復旧の見通し等について、住民に効果的に広報を行い、周知を図る。

第2項 ガス、電力、通信施設の応急対策

1 ガス停止時の代替措置 [宮崎ガス株式会社（都城支店）]

- ① 需要家情報から、設備の復旧方法を整備し、臨時供給を含めた供給方法を想定しておく。
- ② 一般需要家の代替熱源として、カセットコンロ等による対応が図れるよう、調達できる体制を整備しておく。
- ③ 緊急施設及び主要避難所に対し、移動式のガス発生設備（空気吸入式及び圧縮ガス式）による臨時供給を行う。

2 都市ガス施設の応急復旧 [宮崎ガス株式会社（都城支店）]

（1）被災状況の把握

災害に関する情報を収集し、支店及び本社に連絡する。

支店及び本社は、被災状況の集約に努める。

（2）作業体制の確保

① 災害対策本部の設置

災害が発生した場合には、非常災害応急対策要領等の定めるところにより、災害対策本部を設置する。

② 対策要員の確保

ア 対策要員の確保

あらかじめ定められた各対策要員を速やかに召集し、直ちに作業班を編成する。

イ 応援要員の要請

災害対策本部は、予想された被害程度に伴い、他の事業体に応援要員を要請する。

③ 被害復旧活動資機材の備蓄

ア 製造設備の資機材

架構、配管及び電気設備等の部分的な被害に対しては、各製造所において備蓄している復旧用資機材をもって対応する。

イ 導管材料

緊急時の初期復旧対策用としての各種材料は、各事業所、メーカー及び各工事会社等の貯蔵品で対応する。

ウ 車両・工作機械・計器類

非常時には工事会社から動員する。

なお、必要に応じて、他の事業所から諸機材を借用し、緊急事態に対応する。

(3) 応急措置

災害対策本部は、大規模な災害が発生し、二次災害のおそれがあると判断された場合は、直ちに次の措置をとる。

- ① 製造所の製造量及び送出量の調整・停止
- ② ガス施設または需要家の被害状況によるガス供給の地域的しや断
- ③ 被害状況及び緊急措置に関する関係各機関及び付近住宅への広報
- ④ その他、状況に応じた適切な措置

(4) 復旧対策

非常災害対策本部の指示に基づき、各作業班は有機的な連携を保ちつつ、次の応急復旧作業を実施する。

- ① 施設の機能、安全性の点検及び必要に応じた調整・修理
- ② 供給停止地域については供給可能な範囲で速やかなガス供給の再開
- ③ 復旧措置に関する付近住民及び関係機関等への広報
- ④ その他、現場の状況により適切な措置

(5) 情報の連絡・広報

① 情報の連絡

災害に関する情報、応急措置、復旧の情報を、市町村・県及び関係機関等に密に連絡する。

② 広 報

災害の発生が予想される場合、住民に対して施設被害状況及び復旧状況や、ガス閉栓の確認等についての広報を行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

施設名	所在地	連絡先
宮崎ガス株式会社都城支店	都城市吉尾町2145-1	TEL : 38-7500 FAX : 38-7501

3 電力停止時の代替措置 [九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社]

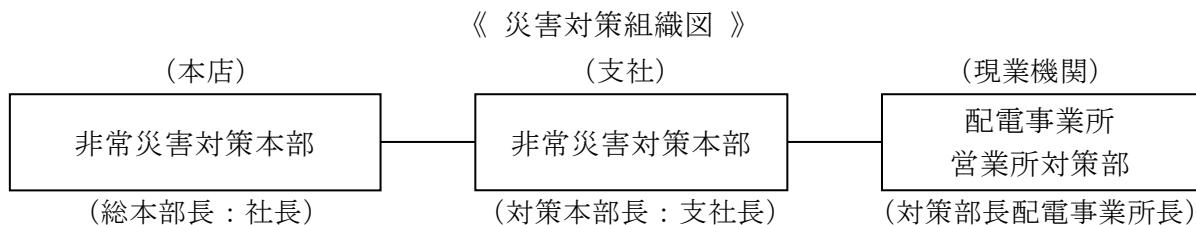
- ① 公共機関、広域避難場所、その他重要施設に対し、発電機車、移動用電力ケーブル等の活用により仮送電を行う。
- ② 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、移動用電力ケーブル等の活用により仮送電を行う。

4 電力施設の応急復旧 [九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社]

(1) 災害対策に対する基本体制

災害が発生するおそれがある場合または発生した場合は、災害対策組織を設置する。

また、災害により事業所が被災した場合に備え、非常災害対策活動の代替拠点をあらかじめ定めておく。



(2) 災害時における情報の収集、連絡

① 通報、連絡の方法

通報、連絡は、無線、有線通信用の諸施設及びNTT電話等を利用して行う。

② 情報の収集、報告

災害が発生した場合、対策組織の長は、次に掲げる情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級対策組織に報告する。

ア 一般情報

- a 気象、地象情報
- b 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送、道路、橋梁等公共の施設を始めとする当該管内全般の被害情報

c 対外対応状況

(地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況)

- d その他災害に関する情報（交通状況等）

イ 当社被害情報

- a 電力施設等の被害状況及び復旧状況
- b 停電による主な影響
- c 復旧機材、応援、食料等に関する事項
- d 従業員の被災状況
- e その他災害に関する情報

③ 情報の集約

上級対策組織は、下級対策組織からの被害情報等の報告及び独自に国、地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

④ 通話制限

- ア 災害時の保安通信回線を確保するため、対策組織の長は、必要と認めたとき、通話制限その他必要な措置を講ずる。
- イ 防災体制の発令前であっても、保安通信回線を確保する上で必要と認めたときは、本店直轄機関及び現業機関等の長の判断により、通話制限その他必要な措置を講ずる。

(3) 対策要員の確保

- ① 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。
- ② 防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。なお、供給区域内において震度5弱以上の地震が発生した場合には、対策要員は呼集を待つことなく所属する対策組織に出動する。
- ③ 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出席し、所属する対策組織に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(4) 災害時における復旧資材の確保

① 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確保し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ア 現地調達
- イ 対策組織相互の流用
- ウ 他電力会社等からの融通

② 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等を始め、その他実施可能な運搬手段により行う。

③ 復旧資材置場等の確保

災害において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方自治体の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

(5) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関から要請があった場合には、対策組織の長は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(6) 災害時における応急工事

① 応急工事の実施

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ迅速、適切に実施する。

② 応急工事の基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

ア 水力発電設備

移動用機器、予備品、貯蓄品を活用した応急復旧措置を行う。

イ 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧を迅速に行う。

ウ 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

エ 配電設備

仮復旧による早期送電を基本とするが、被害の程度・作業環境及び復旧要員等の条件を考慮し、本復旧も含めて最も適した工法にて対処する。

オ 通信設備

衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

(7) 復旧計画

① 対策組織は、各設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級対策組織に速やかに報告する。

ア 復旧応援要員の必要の有無

イ 復旧要員の配置状況

ウ 復旧資材の調達

エ 復旧作業の日程

オ 仮復旧の完了見込み

カ 宿泊施設、食料等の手配

キ その他必要な対策

② 上級対策組織は、前項の報告に基づき、下級対策組織に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

(8) 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、

供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設備名	復旧順位
水力発電設備	① 系統に影響の大きい発電所 ② 当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所 ③ 早期に処置を講じないと復旧が一層困難になるおそれのある発電所 ④ その他の発電所
送電設備	① 全回線送電不能の主要線路 ② 全回線送電不能のその他の線路 ③ 一部回線送電不能の主要線路 ④ 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	① 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ② 都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ③ 重要施設に配電する配電用変電所（この場合、重要施設とは配電設備に記載されている施設をいう。）
配電設備	① 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線 ② その他の回線
通信設備	① 給電用電話回線 ② 系統用保護制御用回線 ③ 電力運用監視制御用回線 ④ その他回線

(9) 災害時における広報

① 広報活動

災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するための広報活動も併せて行う。

② 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

5 電話停止時の代替措置 [西日本電信電話株式会社]

(1) 警察 110 番通話

高度化緊急通信システム導入により、故障等における通信確保を考慮した複数ルートの接続がとれることにより通信の確保を図っている。

(2) 消防 119 番通話

110 番同様、高度化緊急通信システムを導入済み。

なお、故障等により専用回線が不通となった場合、公衆回線に切替えて通信の確保を図っている。

(3) 特設・臨時公衆電話の設置及び街頭公衆電話の無料開放

① 特設公衆電話

災害が発生した場合、緊急措置として被災者の通信を確保するための無料の公衆電話で、災害救助法が発動された地域、または、これに準じた災害が発生した場合に設置する。

② 臨時公衆電話

災害時の通話を確保するために、特設公衆電話及び既設公衆電話だけでは対応できない場合、必要に応じて臨時の公衆電話（有料）を設置する。

③ 街頭公衆電話の無料開放

災害により停電となった場合、テレホンカードが使用できなくなったり、コインの収納箱が一杯でコインが使えなくなったりするおそれがある。

この場合に実施する緊急措置が、街頭公衆電話の無料開放で、テレホンカードやコインを使わずに利用できる。

(4) 通信の利用制限

災害が発生した場合、安否の問い合わせやお見舞いの電話がある一定の地域に殺到し、電話がかかりにくくなる。

これは通話量が通信設備（交換機等）の許容量を超えてしまったために起こる現象であり、この場合、電気通信事業法の規定に基づく規制措置を行う。

(5) 輻輳緩和対策

被災者の安否等関心の高い情報伝言蓄積・取り出し可能な「災害用伝言ダイヤル（171）」を導入し、非被災エリアの災害用伝言ダイヤルセンターを活用することにより輻輳緩和を図る。

<災害時の注意>

- ① ラジオ、テレビ等の情報に注意し、緊急通話以外の電話は暫く控えること。
- ② 災害などで受話器が外れたままになっていると、交換機がマヒ状態になったり、せっかくかけてきた電話も話中状態になりつながらないため、受話器の確認をすること。
- ③ 電話がかかりにくい場合、続けてダイヤルするのは避ける。続けてダイヤルすると、なお一層かかりにくくなる。
- ④ 電話がつながった場合も、待っている人のことを考えて、通話はできるだけ手短にすませる。

<災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法>

- ① 「171」をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって伝言の録音・再生を行う。
- ② サービスの提供開始や録音件数等、提供条件についてはNTTで決定し、テレビ・ラジオ等で通知する。

6 通信施設の応急復旧 [NTT西日本株式会社]

災害により通信サービスに支障をきたした時、以下の対策を講じ、通信サービスの早期復旧に努める。

(1) 被災状況の把握

① 社外との連携

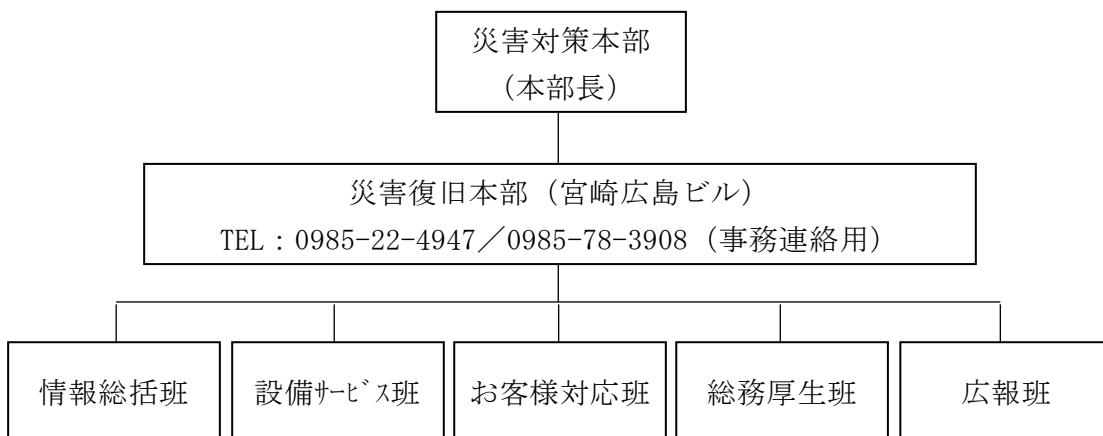
災害に関する被災状況、応急措置、応急復旧の情報を、行政機関、防災関係機関と連絡を密にとり、情報交換に努める。

(2) 復旧要員の確保

① 復旧体制

災害が発生した場合、状況に応じNTT西日本宮崎支店災害対策要綱に基づき、災害対策本部を設置する。

《 NTT西日本宮崎支店災害対策体制図 》



② 非常召集と自主出社

災害が発生した場合は、あらかじめ定められた復旧要員を非常召集するとともに、関係グループ会社等に要請する。

なお、一定の規模以上の地震が発生した場合等には、NTT西日本宮崎支店災害対策本部員は、自主的に出社する。

③ グループ一体となった復旧体制

NTT西日本宮崎支店で、早期復旧が困難な場合は関係グループ会社等に要請し、グループ一体となった復旧体制をとる。

④ 広域応援体制

大規模災害発生時に、NTT西日本宮崎支店のみでは短期間に復旧困難な場合は広域応援体制をとり、電気通信サービスのより迅速な復旧を図る。また、被災状況調査及び移動電源車・衛星通信等による重要、緊急通信の確保等を行うほか、既存設備の迅速な復旧を図る。

(3) 防災訓練

大規模災害時に備え、定期的に実施するとともに、行政機関の主催する防災訓練にも積極的に参加する。

(4) 災害体制

① 災害対策用機器及び車両等の配備

災害が発生した場合、重要通信を確保するとともに故障を迅速に復旧するため、可搬型無線機、移動電源車及び応急光ケーブル等の災害対策用機器・資材を事前に配備する。

ア ポータブル衛星通信システム：衛星通信により臨時回線、特設公衆電話の設置に使用する。

イ 衛星通信車：衛星通信により臨時回線を開設、孤立防止を図る。

ウ 衛星携帯電話：地震等の大規模災害発生時、地上波を介した通信網が被災した場合に、衛星経由により使用する。

エ 移動電源車：長時間停電が発生し、予備電源も停止した場合に通信電源を確保する。

オ 非常用交換機：小規模な交換機が被災した場合に使用する。

カ 応急復旧用ケーブル：被災した線路設備を応急復旧するために使用する。

② 広域調達体制

NTT西日本宮崎支店に配備している各種災害対策用機器及び資材が不足する場合は、本社へ依頼し確保する。

③ 緊急輸送

大規模災害時に復旧要員、資材及び災害対策用機材・資材の緊急輸送が必要となつた場合は、ヘリコプター・船舶等を用い緊急輸送をする。

ヘリコプター出動については、行政機関等へ要請する。

④ 復旧順位

災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置をとることとし、重要通信の確保に留意し、災害の状況及び電気通信設備の被害状況に応じ適切な措置をもって復旧に努める。

詳細については、「重要通信を確保する機関」及び「電気通信サービスの復旧順位表」による。

(5) 広 報

災害が発生し、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び電気通信設備等の応急復旧の状況を広報するとともに、通信ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。

① 報道機関による広報

報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ、新聞掲載等による広報活動を積極的に実施する。

② 広報車による広報

広報車による巡回広報を行い、地域の利用者に積極的に広報する。

第21節 ボランティア活動との連携

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 ボランティアの受け入れ	市社会福祉協議会					
第2項 ボランティアの派遣の要請	福祉こども・救護班					
第3項 災害救援ボランティアセンターとの連携	福祉こども・救護班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（B C P）

第1項 ボランティアの受け入れ

1 ボランティアの調整機関

ボランティアの活動の調整は、災害救援ボランティアセンターが行う。

また、「福祉こども・救護班」は、「本部班」と災害救援ボランティアセンターとの連絡調整を行う。

2 ボランティアの受け入れ

市社会福祉協議会は、災害が発生した場合、災害救援ボランティアセンターを立ち上げる。

(1) 災害救援ボランティアセンターの業務

- ① ボランティアの受付及びコーディネート
- ② 被災地の生活ニーズの把握、活動プログラムの策定と提供
- ③ ボランティア活動情報の集約及び管理、情報提供
- ④ ボランティア活動支援のための物資、資機材等の募集、確保及び提供
- ⑤ ボランティア保険の加入促進と相談、加入手続
- ⑥ 市の災害対策本部や他のボランティアセンター等との連絡調整
- ⑦ ボランティア連絡会議の開催
- ⑧ ボランティア活動のための地図及び在宅要配慮者のデータ作成・提供
- ⑨ 県災害ボランティアセンターへの支援要請
- ⑩ 男女共同参画の視点による情報提供、相談対応
- ⑪ その他被災者の生活支援に必要な活動

(2) コーディネーターの配置

災害救援ボランティアセンターでは、受付窓口の開設と同時に、被災地のニーズや市等からの派遣要請を担当するコーディネーターを配置する。

(3) 赤十字奉仕団の活動

日本赤十字社は、災害救護を本来の使命としており、人種、地域を問わず人道活動を行っている。県内の全市町村に地域奉仕団を結成するほか、アマチュア無線や救急法等に関する特殊奉仕団も結成しており、日頃から訓練を積み重ね、災害時にはその機動力を生かし活動を行うものである。

奉仕団への活動協力要請が必要な場合は、日本赤十字社宮崎県支部都城市地区を通じ、各委員長等へ連絡するものとする。

① 都城市赤十字奉仕団

都城市赤十字奉仕団は、日本赤十字社宮崎県支部の指導や協力を得ながら、炊き出しや被災者の身体的・精神的なケアを行う。

また、他のボランティアと協力し、被災者への様々な支援を行う。

② 宮崎県救急安全赤十字奉仕団都城北諸地区

宮崎県救急安全赤十字奉仕団都城北諸地区は、近隣住民と協力し、被災者の救出、救援、救護活動等を行う。

③ 宮崎県アマチュア無線赤十字奉仕団

宮崎県アマチュア無線赤十字奉仕団は、災害発生後に迅速に、かつ安全に災害状況の把握を行い、市災害対策本部と連携をとり、被害拡大の防止に努める。

《ボランティアに係る関係機関》

機 関 名	担 当	連 絡 先
都城市社会福祉協議会	—	TEL 25-2123 FAX 25-2103
都城市ボランティアセンター	都城市社会福祉協議会内	TEL 25-7318 FAX 25-8894
日本赤十字社宮崎県支部都城市地区	福祉部福祉課内	TEL 23-2980 FAX 24-1188

第2項 ボランティアの派遣の要請

1 ボランティアの派遣の要請

(1) 派遣要請の方法

「福祉こども・救護班」は、災害応急対策においてボランティアの協力を必要とする場合、災害救援ボランティアセンターに次に掲げる事項を明確にして協力を要請する。

- ① 応援を必要とする理由
- ② 活動の内容
- ③ 従事場所
- ④ 必要とする人数
- ⑤ 従事期間
- ⑥ 集合場所
- ⑦ その他の必要事項

(2) 要請する活動の内容

ボランティアの活動は、あくまでも自主性を尊重するものとし、活動方針の決定や人員派遣については、ボランティアに委ねるものであるが、おおむね次の内容とする。

- ① 安否情報、生活情報等の収集及び報告
- ② 被災者の介護支援
- ③ 救援物資の仕分け、配布、配達
- ④ 飲料水や給食の供給の支援
- ⑤ 清掃、防疫等の支援
- ⑥ 避難所の運営支援
- ⑦ 高齢者、傷病者等の看護や生活支援
- ⑧ 被災者の生活支援に必要な活動
- ⑨ 上記に類する業務及び災害救助活動に関して専門技能を要する業務

(3) 活動記録

ボランティア等の協力を受けた各班は、次に掲げる事項について記録し、福祉こども・救護班長に報告する。

福祉こども・救護班長は、とりまとめのうえ「本部班」に報告する。

- ① 団体または個人の名称、氏名
- ② 協力を受けた活動の内容
- ③ 日時・期間
- ④ 従事場所
- ⑤ その他必要な事項

第3項 災害救援ボランティアセンターとの連携

1 連絡調整窓口の設置

災害救援ボランティアセンターとの連絡調整のための窓口を「福祉こども・救護班」に置く。

2 連絡調整員の派遣

「福祉こども・救護班」は、災害対策本部と緊密な連携を保つために、連絡や情報収集、提供を行う連絡調整員を災害救援ボランティアセンターに派遣する。

3 情報の提供

災害対策本部は、「福祉こども・救護班」が派遣した連絡調整員を介して、災害救援ボランティアセンターが円滑な運営を行い効果的なボランティア活動を展開できるよう、被害状況や応急対策の進行状況等を、隨時、災害救援ボランティアセンターに提供する。

そのために「本部班」と「福祉こども・救護班」は緊密な情報の共有を図る。

また、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等、情報を共有する場を設置するなどし、被災地のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

4 災害救援ボランティアセンターへの支援

「福祉こども・救護班」は、ボランティア活動を支援するため、災害救援ボランティアセンターへ物品の提供等を行う。

【第2章 第22節 第2項「支援体制の整備」参照】

第22節 義援金・義援物資の受け入れ

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 義援金の受け入れ、配分	出納班、福祉こども・救護班					
第2項 義援物資の受け入れ、配分	物資補給班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（B C P）

第1項 義援金の受け入れ、配分

1 義援金の受け入れ

(1) 実施者

「出納班」は、市に寄託された義援金の受付、受領及び一時保管を行う。

(2) 義援金の受け入れ

「出納班」は、下記の手順に従い、義援金の受付窓口を設置するとともに、各方面から寄せられる個人や団体からの義援金の受付、保管を行うほか、問い合わせへの対応を行う。

- ① 「当該災害の義援金受付窓口」を設置する。
- ② 銀行、郵便局等の金融機関に義援金用の口座を開設する。
- ③ 受付時には、必ず受領書を発行し、その写しをとる。
- ④ 金融機関への振込みの場合でも、受領証の発行の要求に速やかに応じられるよう、寄託者の氏名、金額等について記録する。
- ⑤ 寄託者の氏名、金額を記録する記録台帳を作成して適正に管理するとともに、「透明性」を確保するために、配分の状況について常に公開できるように留意する。

2 義援金の配分

(1) 実施者

「福祉こども・救護班」は、市に寄託された義援金の配分を行う。

(2) 配分方法

義援金は、被災者の状況を把握した上で、配分の「公平性」を確保するために関係機関で構成する「義援金配分委員会」を設置し、次の内容等を検討して配分方法を決

定する。

また、できるだけ早く配分することにも留意し、段階的な配分についても検討する。

- ① 対象者の設定
- ② 配分の期間、配分比率の設定
- ③ 受領の方法

第2項 義援物資の受け入れ、配分

1 義援物資の受付

(1) 実施者

「物資補給班」は、市に寄託された義援物資の受領、配分を行う。

(2) 義援物資の受け入れ

「物資補給班」は、下記の手順に従い、義援物資の受付窓口を設置するとともに、各方面から寄せられる義援物資の受付、保管を行うほか、問い合わせへの対応を行う。

なお、義援物資は、応援協定を結ぶ自治体・企業等からの大口の物資調達を基本とし、個人からの小口の義援物資は原則として受け取らず、個人の場合は義援金での支援とするように理解を求める。

- ① 「当該災害の義援物資受付窓口」を設置する。
- ② 物資の受け入れ場所として、物資の集配拠点施設を確保し体制を整える。
- ③ 受付時に、食料品と物品とを区分する。
- ④ 提供者の氏名、品目、数量等を記録する管理台帳を作成するとともに、物資配分計画と照らして適正な「在庫管理」ができるようとする。

2 義援物資の募集

(1) 義援物資の募集

「物資補給班」は、避難者や在宅被災者に給与または貸与する物資が不足するおそれがある場合には、必要に応じて県及び関係機関と連携して義援物資の募集を行う。

募集に際しては、被災者の需要の状況を把握した上で効果的な募集を行うとともに、過剰な物資により混乱や無駄が生じないよう、募集内容、方法、期間等を明確にして報道機関やインターネット等を通じて支援を要請する。

募集の際の留意事項は次のとおりである。

- ① ニーズ（必要としている物資の種類、数量、必要とする期間等）を明確に伝える。
- ② 必要のない物資の種類を明確に伝える。
- ③ 送付先を集配拠点施設等に限定して明確に伝える。

- ④ 食料品と衣類等を合わせて梱包しないようにお願いする。
- ⑤ ひとつの箱にはできるだけ同じ種類の品物を入れるようにお願いする。
- ⑥ 箱の表面に内容物を記載してもらうようにお願いする。

3 義援物資の集積と保管

【同章 第13節 第4項「生活必需品等の供給」】に準じて実施する。

4 物資の配分

【同章 第13節 第4項「生活必需品等の供給」】に準じて実施する。

第23節 要員の臨時の雇用

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 臨時職員等の雇用	人事班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（B C P）

第1項 臨時職員等の雇用

1 臨時職員等の雇用

「人事班」は、市職員及び防災関係機関の職員等の要員が不足し、応急対策業務の実施ができない場合に、緊急かつ臨時的に行う臨時職員等の雇用を行う。

救助法による臨時職員等の雇用は以下のとおりである。

2 対象となる臨時職員等

- ① 被災者の避難のために必要な者
- ② 飲料水を供給するための輸送、浄水等を行う者
- ③ 医療または助産のために重篤な患者の搬送を行う者、及び公立病院や日本赤十字社以外の医療機関から医療救護班に加わる医師、看護師、薬剤師等
- ④ 被災者の救出のために救出そのものを行う者、及び救出のための機械、器具の操作または輸送を行う者
- ⑤ 行方不明者及び遺体の捜索を行う者
- ⑥ 遺体の処置のために消毒、洗浄、縫合または輸送を行う者
- ⑦ 救助物資の整理、配分及び輸送に当たる者

3 雇用の期間

救助法により臨時職員等を雇用できる期間は、法令その他に規定されているそれぞれの救助に必要とされている期間の範囲とする。

4 雇用の費用

臨時職員等の賃金は、法令その他に規定されているものを除き、通常の実費を支給する。

第24節 社会秩序の維持

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 社会秩序の維持	本部班、秘書広報班、商工観光班、警察					
第2項 帰宅困難者対策	本部班、秘書広報班、避難収容班、物資補給班、各総合支所生活福祉班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（B C P）

第1項 社会秩序の維持

1 地域安全の維持

災害が発生した後、被災地の社会生活は大きく混乱するため、この混乱に乘じた犯罪が予測される。

こうした被災地における犯罪を防止するため、次に示す対策を実施する。

(1) 巡回パトロールの実施

- ① 警察による被災地パトロールの強化
- ② ボランティアによるパトロールの実施
- ③ 住民自らによるパトロールの実施

(2) 環境改善による防犯

「本部班」は、電力施設の復旧により防犯灯や街路灯の早期回復に努め、街を明るくすることで犯罪の発生を防止する。

(3) 被災者への啓発

「秘書広報班」及び警察は、隨時、事件に関する情報交換を行い、住民や避難所の被災者に対して、広報紙や避難所での掲示等の方法により防犯に関する情報を提供し、防犯意識の啓発に努める。

<犯罪の例>

- ① 倒壊した家屋や商店からの盗難事件
- ② 災害に乘じた架空の事故により金銭を要求する詐欺事件

2 経済混乱、犯罪等の防止

災害直後で、食料や物資が不足している状況では、買い占めや売り惜しみによる経済混乱が発生するおそれがある。

また、「商工観光班」は、復旧活動を利用した悪質商法も予測されることから、県や警察と連携して、混乱の抑止や犯罪の防止に努める。

(1) 買い占めや売り惜しみの防止

「商工観光班」は、県と協力して、物価の監視や価格調査を行い、事業者に対して適切な指導を行う。

(2) 悪質商法の被害の防止

「秘書広報班」は、悪質商法による被害をなくすため、広報紙や掲示、ホームページ等を通じて犯行の手口を紹介し、住民に対して幅広く注意を呼び掛ける。

また、被害の後始末を依頼するときは、複数の業者から見積りを取って慎重に検討し、契約では必ず正規の契約書を取り交わす等の自衛策の指導を行う。

<悪質商法の例>

- ① 被災した住宅の修繕を利用して高額な請求をする悪質商法
- ② ごみの引き取りを利用して高額な請求をする悪質商法
- ③ 浸水家屋の消毒を利用して高額な請求をする悪質商法

3 協力の要請

「本部班」は、警察官の協力を必要とするときは、都城警察署長に対して要請を行う。

施設名	要請時期	連絡先
都城警察署	平常時	TEL 24-0110
	警備課（災害専用）	TEL 23-2278 FAX 23-2278

4 情報の収集

「秘書広報班」及び警察は、犯罪や経済混乱等に関する苦情の受付窓口を用意し、被害の情報を収集して状況を把握とともに、住民の相談に応じることで被害の防止または軽減を図り、災害後における社会秩序の維持に努める。

第2項 帰宅困難者対策

「秘書広報班」は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、関係機関と連携し、避難場所に関する情報、鉄道等の交通の運行状況に関する情報等を迅速に提供する。

また、「本部班」「避難収容班」「物資補給班」及び「各総合支所生活福祉班」は、帰宅困難者の徒歩帰宅等を支援するため、食料、水、休憩場所の提供や必要な救護、情報提供を行う拠点の確保を図る。

その際は、女性専用スペースを設ける等、できる限り性別や年齢等、多様な主体のニーズに配慮する。

第25節 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定	本部班、各班					

第1項 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別な必要があると認めるとき、内閣総理大臣は、関係地域の全部または一部について災害緊急事態の布告を発するとともに、内閣総理大臣を本部長とする緊急非常災害対策本部を設置する。

(平成25年6月改正災害対策基本法第105条)

内閣総理大臣により、都城市の地域に関して災害緊急事態の布告があったときは、災害対策基本法第86条の2から第86条の5までの特例措置を可及的速やかに講ずることができるようにするため、当該災害により現実に発生している個別具体的な状況を確認せずとも、被災地において甚大な被害が当然生じているものとみなして、「特定大規模災害」の指定、及びこれらの特例措置が自動的に適用される。

災害対策基本法第86条の2から第86条の5までの特例措置のあらまし

1. 避難所及び応急仮設住宅における特例（第86条の2）

政令で定める区域及び期間において、消防法第17条の規定（消防用設備等の設置・維持と特殊消防用設備等の適用除外）は、適用しない。

ただし、消防設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他避難所及び応急仮設住宅における災害防止、公共の安全確保のために必要な措置を講ずること。

2. 臨時の医療施設に関する特例（第86条の3）

政令で定める区域及び期間において、医療法第4章の規定（病院、診療所及び助産所の開設、管理に関する国、都道府県等への届出、許可等）は、適用しない。

3. 埋葬及び火葬の特例（第86条の4）

厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律第5条（市町村長による許可）及び第14条（許可証受理後の埋葬、火葬または収蔵）に規定する手続の特例を定めることができる。

4. 廃棄物処理の特例（第86条の5）

環境大臣は期間を限り、廃棄物処理特例地域を指定するとともに、廃棄物処理特例基準を公布し、廃棄物処理の迅速化を図ることができる。